



常 陸 大 宮 市

都市計画マスタープラン



常 陸 大 宮 市

はじめに

常陸大宮市では、2010年（平成22年）に策定した常陸大宮市都市計画マスタープランに基づき、土地利用の適正な誘導や道路・下水道等の都市基盤の整備、山林や河川等の豊かな自然環境と農地の保全など、様々な施策に取り組んでまいりました。



しかし、策定から約10年が経過する中、人口減少や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する市民意識の高まり、道路や上水道などの公共施設の老朽化など、本市を取り巻く状況が大きく変化しており、今後もこれらの様々な課題に対応する必要性が生じております。

このような状況を踏まえ、本市の上位計画である「ひたちおおみや未来創造ビジョン（常陸大宮市総合計画）」に即し、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、常陸大宮市都市計画マスタープランを改定いたしました。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本方針として、まちづくりの将来の姿を示し、その実現に向けた方針や施策を示すものです。

今後は本計画に基づき、市民・地域・民間事業者・行政が各々の役割を果たしながら、連携・協働によるまちづくりを推進していくことにより、本計画で掲げる将来のまちの姿である「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」を目指してまいりますと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を頂いた都市計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート等により貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和2年3月

常陸大宮市長 三次 真一郎

目次

第1章 都市計画マスタープランとは

- 1. 都市計画マスタープランの位置づけと役割..... 1
- 2. 計画の期間と対象区域 3

第2章 常陸大宮市の現況と課題

- 1. 常陸大宮市の概況 5
- 2. 社会環境の変化への対応 7
- 3. 土地利用に関する現況と課題.....15
- 4. 都市施設の整備に関する現況と課題18
- 5. 都市環境形成に関する現況と課題.....23
- 6. 都市防災に関する現況と課題.....24

第3章 まちづくりの理念と基本目標

- 1. まちづくりの理念と基本目標27
- 2. 将来都市構造32

第4章 全体構想

- 1. 土地利用に関する方針39
- 2. 道路に関する方針45
- 3. 公共交通に関する方針49
- 4. 居住環境に関する方針52
- 5. 水と緑に関する方針55
- 6. 観光・レクリエーションに関する方針57
- 7. 防災対策に関する方針59

第5章 地域別構想

- 1. 地域区分の設定61
- 2. 地域別まちづくり方針63

第6章 計画の推進に向けて

- 1. 計画の実現に向けた基本的な考え方97
- 2. 計画の進行管理と推進100

資料編

- 1. 策定の経過103
- 2. 策定体制.....104
- 3. 市民アンケート105
- 4. 用語集.....120

※「〇〇〇*」のように「*」が付いている単語には、用語説明（120 頁～）があります。
ご確認頂きながら、お読みください。

第1章

都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

(1) 計画改定の背景と目的

常陸大宮市では、都市計画の総合的な指針となる計画として、「常陸大宮市都市計画マスタープラン」を平成22年3月に策定し、市の将来像である「豊かな自然と調和した安心・快適な活力のまち」の実現に向け、計画に基づきまちづくりを進めてきました。

策定から約10年が経過する中、人口減少や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する市民意識の高まり、道路・上水道、公共施設などの社会インフラ*の老朽化、環境・エネルギー問題の深刻化など、本市を取り巻く状況が大きく変化しています。

今後も人口減少や少子高齢化の更なる進行が見込まれる中、これらの様々な問題・課題に対応するとともに、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、常陸大宮市都市計画マスタープランを改定します。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法*第18条の2に位置づけされている法定計画で、市民に最も近い立場にある市が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映してまちづくりの将来像を示し、その実現に向けた方針や施策を示すものです。

市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません（都計法第18条の2第4項）。

都市計画マスタープランは、上位計画である「ひたちおおみや未来創造ビジョン（常陸大宮市総合計画）」や県が定める「都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針」に即することとされています。また、関連する各分野の個別計画と連携してまちづくりの方針を示します。

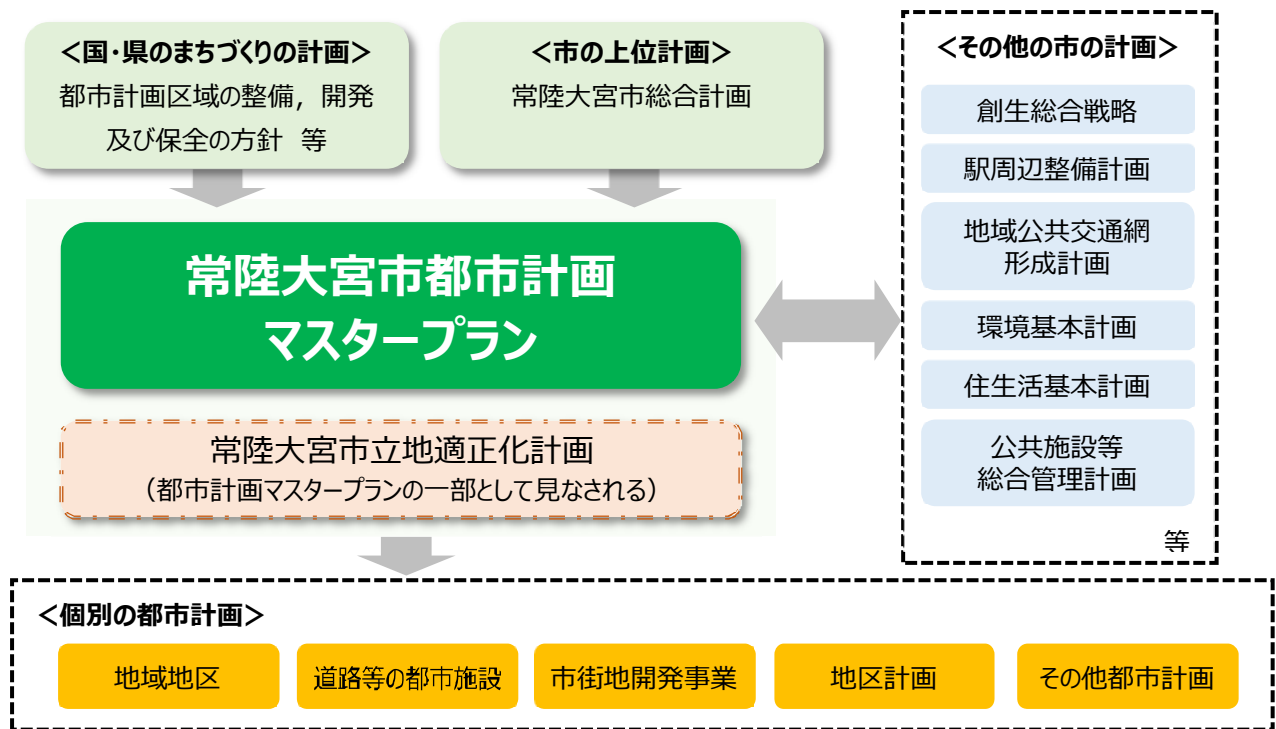


図1-1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

(3) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランが果たす役割は以下のとおりです。

① 都市の将来像の明示

都市全体あるいは地域の将来像を明らかにし、多様な主体が共有するまちづくりの目標を示します。

② 市が定める都市計画の方針

将来像を実現する手段の一つである市の都市計画について、決定・変更の方針となる都市計画の方向性、必然性、根拠を示すものとなります。

③ 都市計画の総合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを可能にします。また、法定都市計画以外のまちづくり手法も含めた総合的な取組とすることも可能にします。

④ 住民の理解，具体の都市計画の合意形成の円滑化

住民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について合意することで、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

2. 計画の期間と対象区域

(1) 計画の期間

まちづくりは、その実現に至るまでに多くの時間を要することから、中長期的な視点による計画と、それに基づく取組が重要となります。本計画の計画期間は概ね20年間とします。

なお、計画の内容については、社会情勢の変化や都市を取り巻く環境の変化等に合わせ、適宜見直すものとします。

計画期間： 2020年度～ 2039年度

(2) 計画の対象区域

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域*を対象に策定する計画です。

しかし、本市の都市計画区域は市域のわずか4.8%であることから、農村集落や山林などの自然環境を含めた一体的なまちづくりを進めるため、都市計画区域外を含む常陸大宮市全域を計画の対象として策定します。

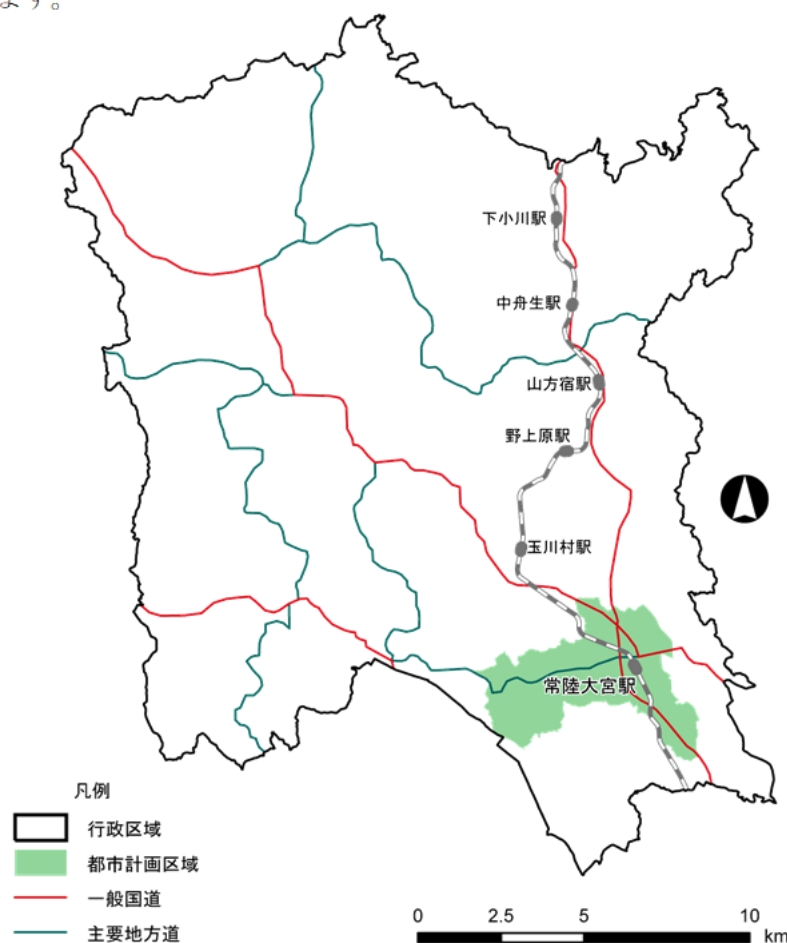


図 1-2-1 都市計画マスタープランの対象区域

第2章 常陸大宮市の現況と課題

1. 常陸大宮市の概況

(1) 位置、規模、交通条件等

常陸大宮市は、2004年（平成16年）10月16日に大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村の2町3村が合併して誕生しました。

本市は、茨城県北部の内陸地域にあり、首都東京から北東に約100km、県都水戸市から約20kmの立地にあります。

面積は34,845haで、県内では常陸太田市に次いで2番目の規模となっています。

市域の大半は標高100～500m程度の八溝山地・阿武隈高地の丘陵・山地帯で、市域の中央からやや東を久慈川が、西部を那珂川が南流しています。また、南東部は、関東平野北縁の平坦地で、都市的な土地利用や人口の集積が進んでいます。

鉄道としては、水戸市と郡山市を結ぶJR水郡線が市の東側を南北方向に走っています。

主な道路として、一般国道118号、一般国道123号及び一般国道293号の国道3路線が放射状に配置され、本市と水戸市、那珂市、常陸太田市などの周辺都市を結んでいます。

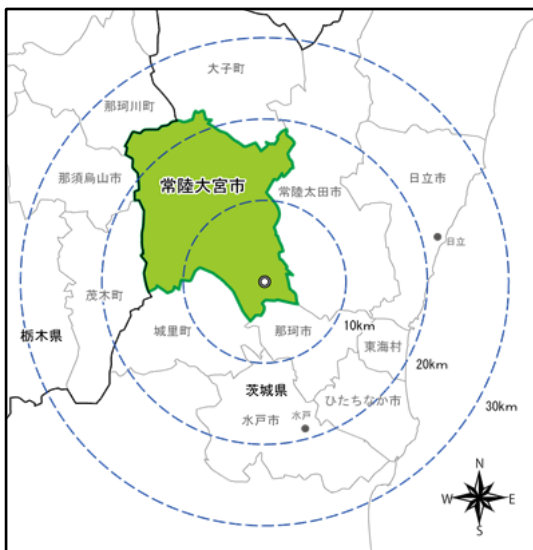


図2-1-1 常陸大宮市の位置

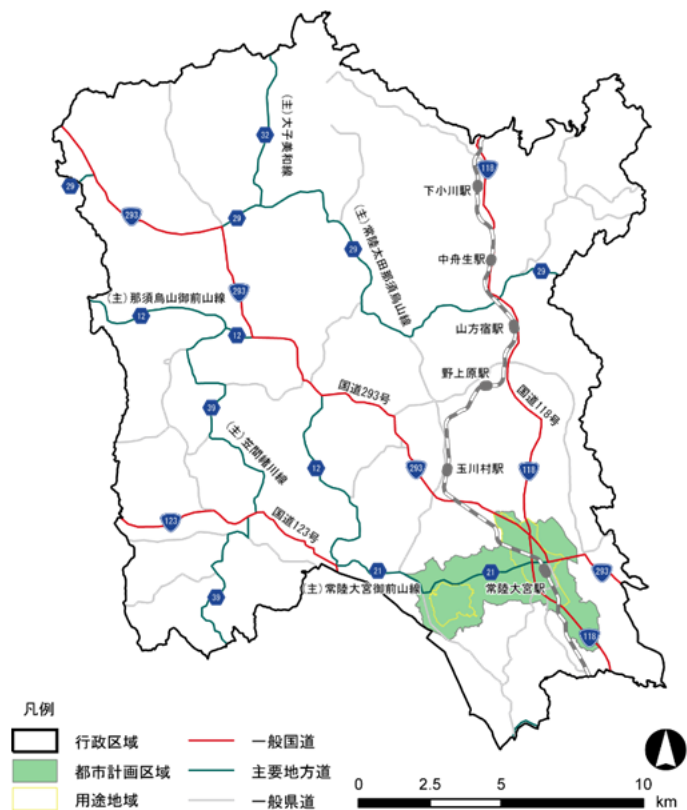


図2-1-2 幹線道路網図

(2) 土地に関わる法規制区域の指定状況

都市計画法*に基づく諸制度が適用される「都市計画区域*」が市の南東部に指定されており、面積は 1,669ha で、市域のわずか 4.8%となっています。また、都市計画区域の 506ha に「用途地域*」が指定されています。

農業振興地域*の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」が用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域 31,340ha に指定されており、このうち 3,291ha が「農用地区域*」として指定されています。

自然環境の保全に寄与する法指定区域として、「自然公園区域(自然公園法)*」2箇所(5,072ha)、「自然環境保全地域(自然環境保全法)*」2箇所(16.7ha)が指定されているほか、「保安林(森林法)*」が山間部の国有林及び民有林に指定されています。

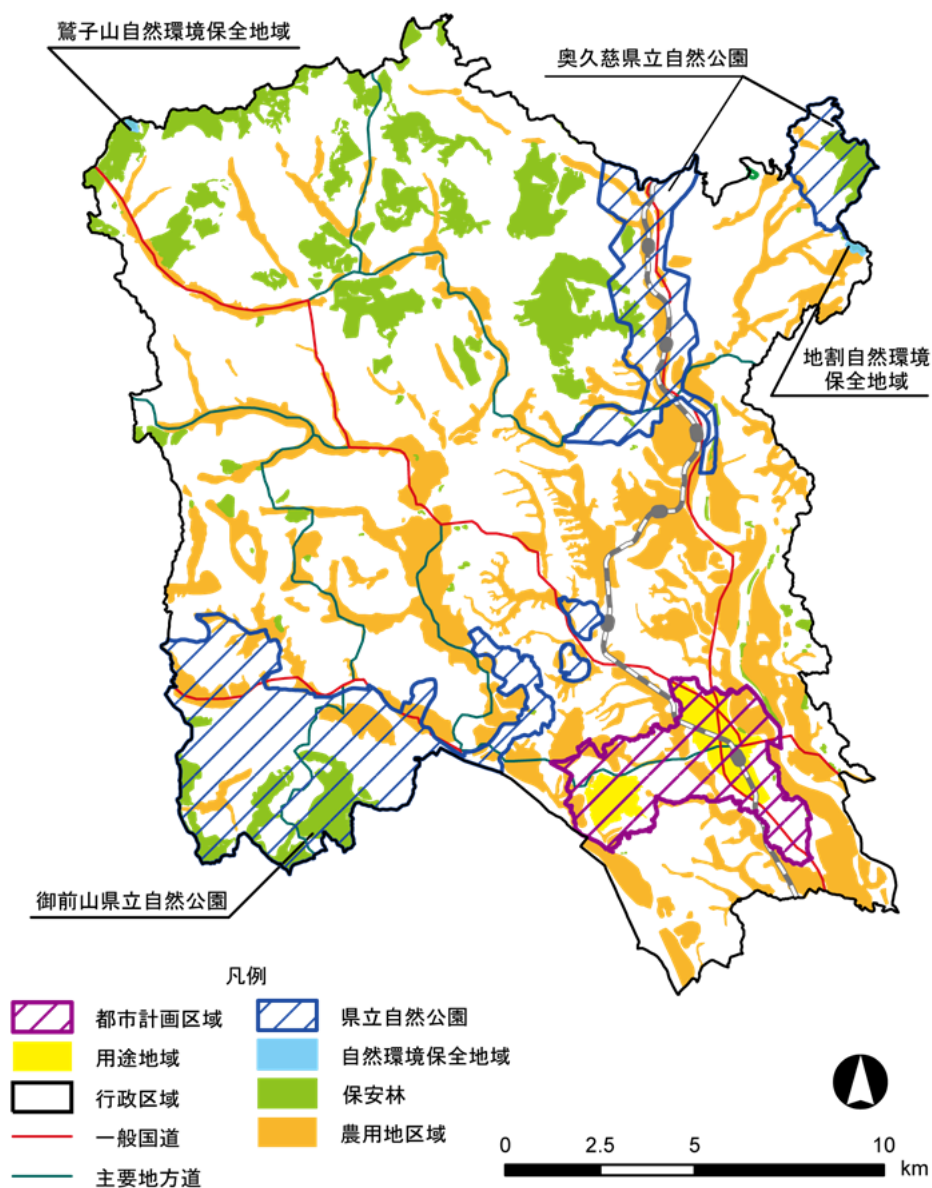


図 2-1-3 法指定区域図

資料：平成29年度都市計画基礎調査

2. 社会環境の変化への対応

(1) 人口減少・少子高齢化に対応したまちづくり

日本の人口は、既に減少に転じており、2045年には2015年（平成27年）に比べ16.3%減少すると推計されています。また、こうした人口減少に連動して高齢化も進行しており、日本の65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、2015年（平成27年）では26.3%であったのが、2045年には36.8%まで高まり、人口の2.7人に1人が高齢者になると推計されています。一方で、0～14歳の年少人口の割合は、2045年には2015年（平成27年）に比べ28.3%減少すると推計されています。

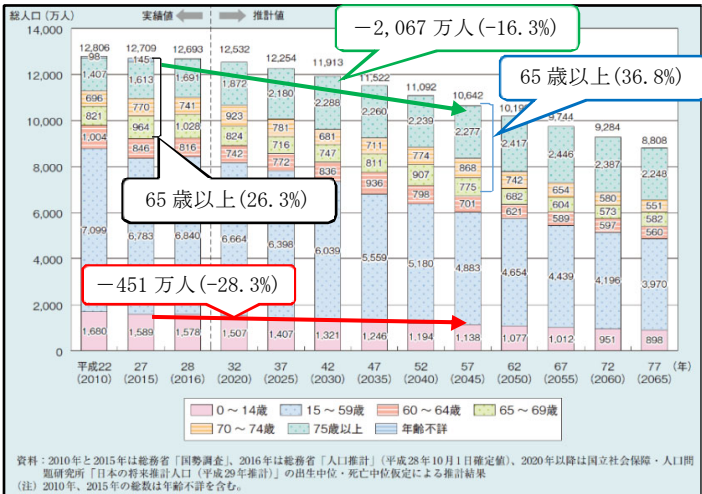


図2-2-1 日本の年齢区分別人口の推移・推計

資料：平成29年版高齢社会白書（内閣府）をもとに加工

本市は、年々人口が減少しており、特に近年は人口減少のスピードが著しく、1995年（平成7年）に49,561人を数えた人口は、20年を経た2015年（平成27年）には42,587人にまで減少しています。このまま減少傾向が続くと、2045年には2015年（平成27年）の人口（42,587人）に比べ約39%減少（約16,400人減少）すると推計されており、国の平均よりも減少傾向が顕著になっています。また、本市の2015年（平成27年）の高齢化率は32.9%で、国の平均26.3%と比べて高齢化が進展しています。

地域別にみると、大宮地域では、人口減少のスピードが緩やかで、高齢化率は30%を下回っています。一方、その他の地域では、人口減少が著しく、かつ高齢化率が38%以上となっており、地域により傾向が大きく異なっています。

【課題】

- 定住を促進するため、子育て世代も「住みたい」と思えるまちづくりを進めていく必要があります。
- 高齢者が暮らしやすい、高齢化に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

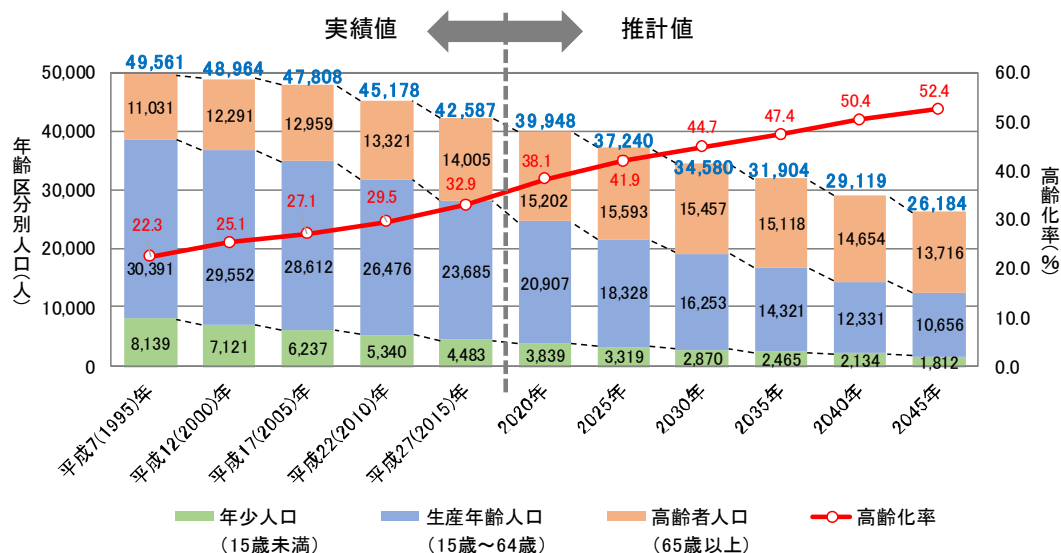


図 2-2-2 本市の年齢3区分別人口の推移・将来推計

資料：実績値は国勢調査，推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計値

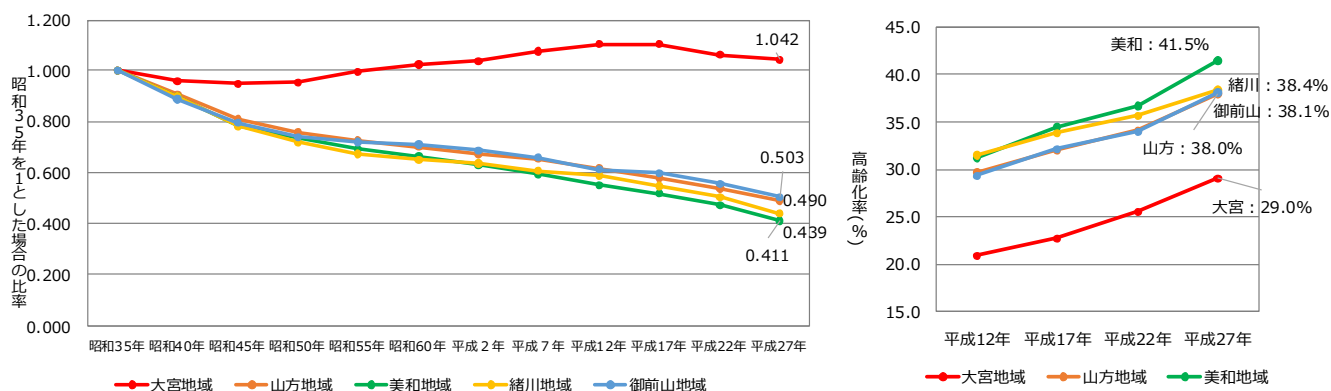


図 2-2-3 地域別人口・高齢化率の推移

資料：国勢調査

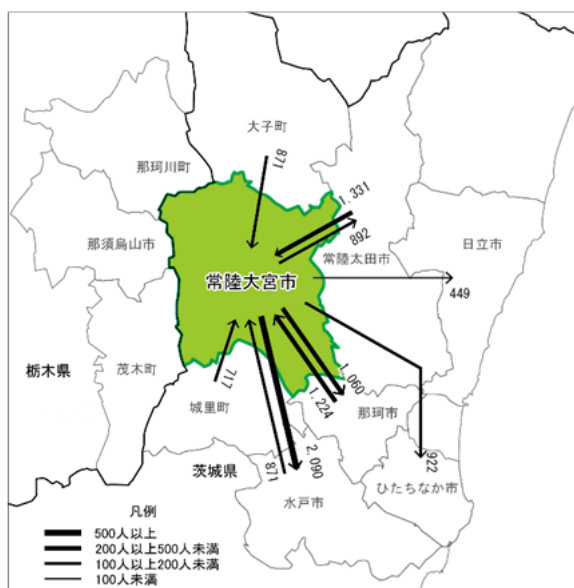


図 2-2-4 本市と他市町村間の通勤流動
(平成 27 年・流入・流出数上位 5 位)

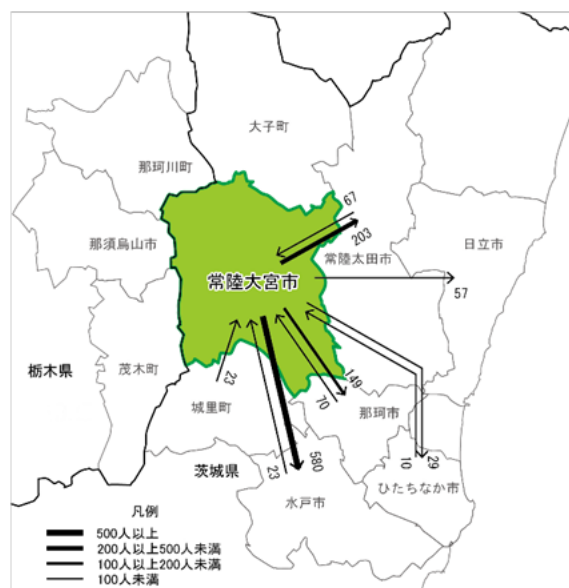


図 2-2-5 本市と他市町村間の通学流動
(平成27年・流入・流出数上位 5 位)

※流出人口・流入人口の7割以上を占める上位5位までを表示

資料：国勢調査

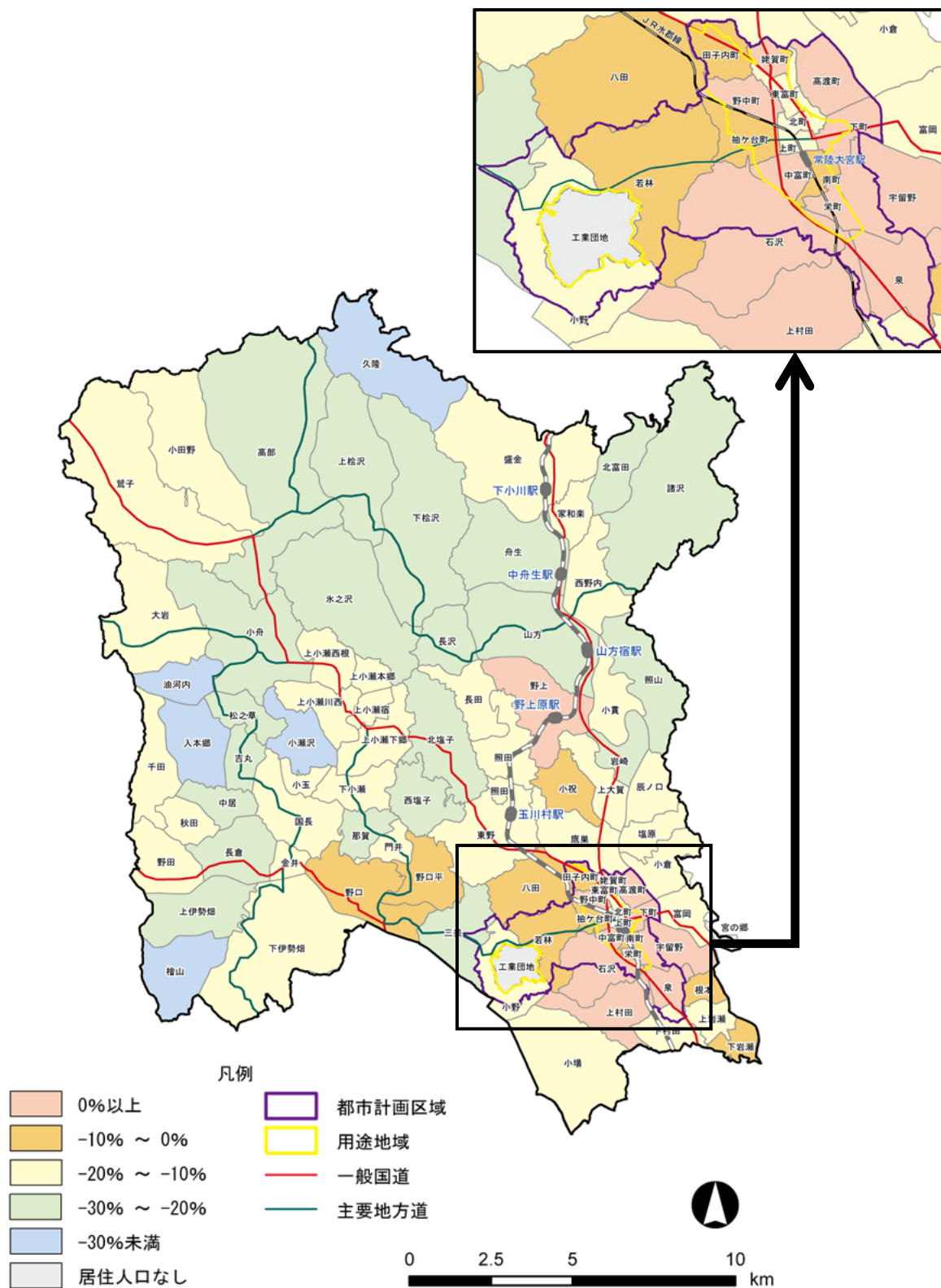


図2-2-6 平成17年から平成27年の地区別人口増減

資料：国勢調査

(2) 人口減少等を見据えた効率的・効果的な集約型のまちづくり

これまでのまちづくりは、人口増加を前提とした拡大志向の考えで進められてきました。しかし、少子高齢化・人口減少社会においては、居住の低密度化が進み、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活関連サービスの利便性の低下や、空き家や空き地等の低未利用地*が増える「都市のスポンジ化*」の進行、地域コミュニティの衰退などの問題が生じており、これまでのまちづくりの考え方を変える必要があります。このような課題に対応するため、国では「コンパクト+ネットワーク*」による集約型都市構造*への転換を掲げ、都市機能*・居住機能を効率的・効果的に誘導する都市づくりの方向や都市のスポンジ化対策等を位置づけて、様々な取組や支援を進めています。

本市は、大宮地域の用途地域*を中心に市街地が広がっており、旧町村の中心地や山間地に集落地が点在する都市構造となっています。常陸大宮駅・市役所周辺や国道 118 号沿道には、医療や福祉、子育て支援、商業等の生活関連サービス機能が集積するなど、市域の中でも利便性が高い市街地を形成しています。

しかし、本市は、少子高齢化・人口減少が進んでおり、市街地内で空き家、空き地が増加しています。一方で、市街地の外側で住宅立地が進むなど、市街地の低密度化が進んでおり、地域の魅力の低下や、一定の人口によって支えられる生活関連サービス機能の衰退などが懸念されます。

【課題】

- 人口減少や財政的な制約が強まる中でも持続的な都市経営ができるよう、少子高齢化・人口減少に対応した効率的・効果的な集約型のまちづくりが必要です。

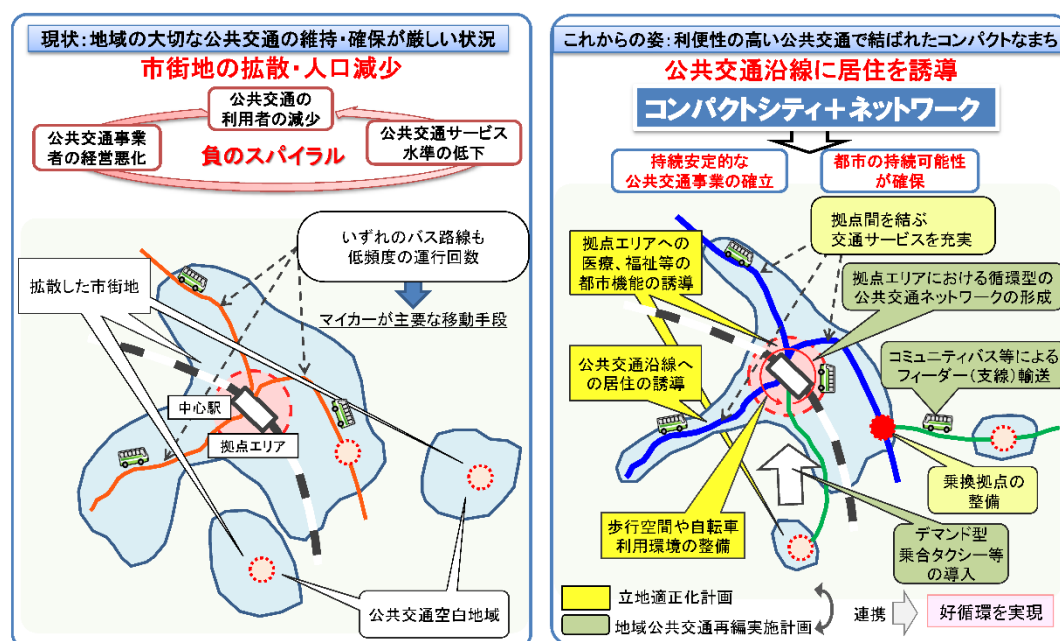


図 2-2-7 コンパクト+ネットワークのイメージ

資料：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

(3) 社会資本ストック*の計画的な維持管理

日本では、これまで都市の拡大に合わせて、公共施設やインフラ*資産（以下「公共施設等」）の整備を進めてきました。特に高度経済成長期に多く整備されており、これらの公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることから、老朽化に伴う維持・管理・更新費用の財政負担の増大が懸念されています。そのような中、社会保障関係費の増大等により地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあり、また、人口減少・少子高齢化等が影響し、今後、公共施設等の利用需要の変化が見込まれています。このことから、国では、長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための指針を示しています。

本市においても、国の動向と同様に人口増加に対応するため、高度経済成長期を中心に公共施設等の整備を進めてきており、これらの多くがまもなく更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等の老朽化に伴う維持管理・更新費用の財政負担の増大が懸念されます。

さらに、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口（15～64 歳人口）の減少に伴う市税等の自主財源の減少や、社会保障関係費の増大が今まで以上のペースで進むことで、社会資本ストックの維持管理に充てることのできる財源の減少も予想されます。

【課題】

- 社会資本ストックが今後も適切に機能するように、予防保全*の観点から計画的に維持管理していく必要があります。

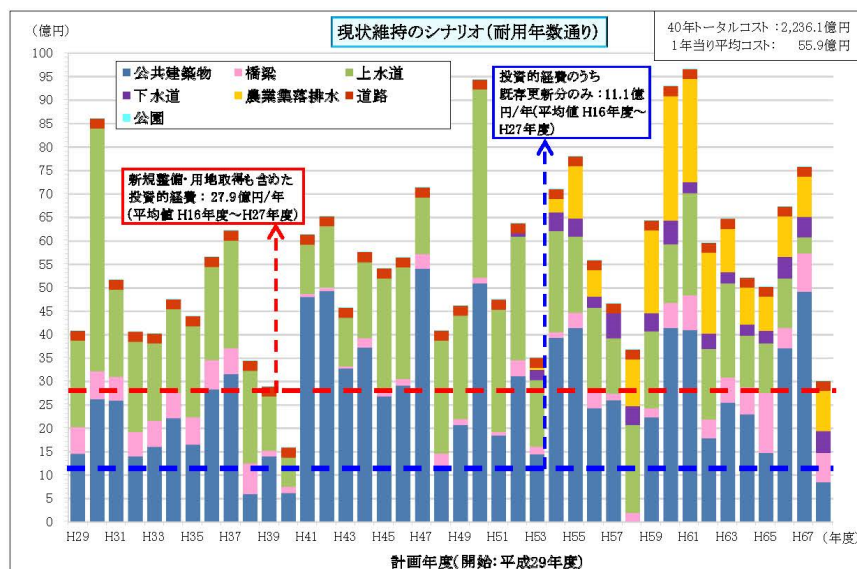


図 2-2-8 公共施設等の将来更新等費用の推計

資料：常陸大宮市公共施設等総合管理計画

(4) 環境負荷の小さい資源循環型のまちづくり*

地球全体の温暖化や異常気象の発生、水質汚染、大気汚染、野生生物の種の減少など、地球環境問題がますます深刻化しています。そのような中、2015年（平成27年）に国連サミットにて持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、また、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にて温室効果ガス*削減に関する世界共通の長期目標を掲げる「パリ協定」が合意されるなど、国際社会全体が人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、解決に取り組んでいます。

日本においても、「第五次環境基本計画」の策定や各種関連法の制定などにより、持続可能な循環共生型の社会の実現に向けた様々な取組を進めています。

本市においては、豊かな環境を守り、将来世代に引き継ぐため、2018年（平成30年）3月に「常陸大宮市環境基本計画」を策定し、「豊かな自然と調和した環境にやさしいまち」を基本理念として、地球温暖化*の防止対策や豊かな自然環境の保全、資源のリサイクルなど、環境にやさしいまちづくりに取り組んでいます。

【課題】

- 本市に残る豊かな自然環境を保全していく必要があります。
- 環境にやさしい、環境負荷の小さい資源循環型のまちづくりに取り組む必要があります。



※持続可能な開発目標（SDGs） （Sustainable Development Goals）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2016年（平成28年）から2030年までの開発目標のことで、持続可能な世界を実現するため、貧困や飢餓、気候変動など17の目標（ゴール）と、それらをより具体化した169の達成基準（ターゲット）で構成されています。

図2-2-9 SDGs（持続可能な開発目標）

資料：国際連合広報センターホームページ

※パリ協定

2015年（平成27年）にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意された、温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めであり、次のような世界共通の長期目標を掲げています。

- ①世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。
- ②そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。

(5) 災害に強いまちづくり

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、過去に例を見ない未曾有の巨大災害であり、広範囲に人的被害・物的被害をもたらしただけでなく、原子力発電施設への被害により、大量の放射性物質が飛散・漏出する非常事態となり、本市においても、多大な被害が発生しました。その後も、地震や台風、想定を大幅に超える豪雨等の大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、2019年（令和元年）10月に発生した台風第19号は、本市に甚大な被害をもたらしました。東北地方太平洋沖地震を始めとする様々な自然災害の教訓より、災害対策の基本的な考え方が、被害を出さないようにする「防災」の考え方から、被害を最小限に減らす「減災」と迅速な復旧・復興のための「復興事前準備*」という考え方によって変わってきました。

本市では、防災まちづくりを推進するため、2017年（平成29年）6月に「常陸大宮市地域防災計画」を一部改訂し、「自助・共助による地域防災力の強化」、「人的被害軽減に向けた予防体制の強化」、「広域複合災害への対応力の強化」を基本方針に掲げ、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

【課題】

- 「減災」と「復興事前準備」の考え方をもとに、ハード・ソフトの両面から、安全・安心して暮らせる、災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

(6) 市民・民間事業者等との協働によるまちづくり

少子高齢化や価値観の多様化・ライフスタイルの変化による近隣住民間のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化してきています。一方、将来的にも厳しさを増すことが予想される財政状況から、市行政のみで課題に対応することには限界が生じつつある現状もあります。

こうした中、地震などの自然災害を契機とした、ボランティア意識の高まりと共に、「個人でできることは自らで行い、個人ではできないことを地域で行い、地域ではできないことを行政が行う」という「自助・共助・公助」の考え方が再認識され、地域のニーズを的確にとらえ、様々な主体が役割分担のもと、それぞれの能力を発揮しながら、連携して地域課題の解決やきめの細かい公益サービスの提供に取り組む、「市民協働*」を推進していくことが求められています。

本市においては、2015年（平成27年）12月に「市民協働のまちづくり指針」を策定するとともに、指針を具体化するための計画として「市民協働のまちづくり基本計画」を2018年（平成30年）3月に策定し、市民との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

【課題】

- 「自助・共助・公助」の考え方に立ち、市民・地域・民間事業者・行政が役割分担と連携のもと、協働によるまちづくりに取り組む必要があります。

3. 土地利用に関する現況と課題

(1) 計画的な土地利用誘導

本市は、土地利用誘導の基本的な制度である「用途地域*」が 506ha 指定され、都市計画法*及び建築基準法*に基づき、建築物の用途等が誘導されています。

しかし、用途地域内の土地利用をみると、都市基盤が十分に整備されないまま宅地化が進んだ地区や、住宅や工場が混在する地区、宅地利用が進まず空き地や農地が多く残る地区など、市街地環境に問題のある地区が見られます。

【課題】

- 市街地環境の向上に向けて、将来の人口動向や地区特性等を踏まえつつ、土地利用を適切に誘導する必要があります。

表 2-3-1 用途地域の指定状況(平成31年3月31日現在)

区 分	面積(ha)	市域に対する 構成比 (%)	用途地域 の構成比 (%)
常陸大宮市	34,845	100.0	—
大宮都市計画区域	1,669	4.8	—
用途地域	506	1.4	100.0
第一種低層住居専用地域	136	0.5	36.3
第二種低層住居専用地域	17		
第一種中高層住居専用地域	31		
第一種住居地域	80	0.4	27.9
第二種住居地域	34		
準住居地域	27		
近隣商業地域	15	0.0	3.0
工業専用地域	166	0.5	32.8

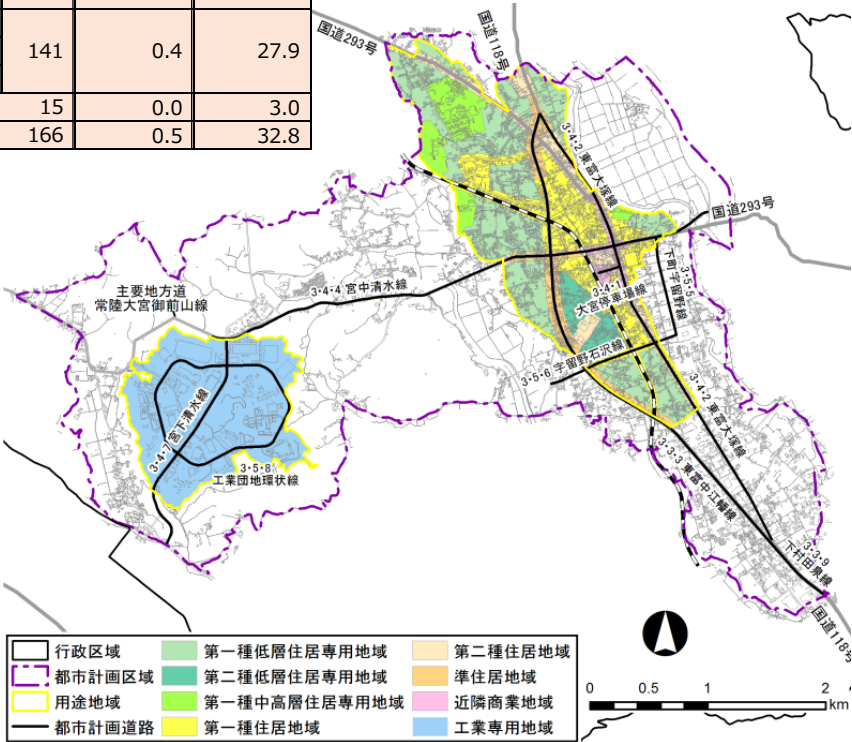


図 2-3-1 都市計画区域・用途地域の指定状況

資料：都市計画課資料

(2) 中心市街地や支所周辺の拠点性の向上

常陸大宮駅及び市役所周辺は、店舗や医療施設、市役所など、市民生活に密接な関わりがある様々な生活関連サービス機能が集積しており、本市の中心市街地となっています。しかし、国道 118 号沿道への大型店舗の進出や消費に対するニーズの多様化等により、空き家や空き地、空き店舗が増加するなど商店街の空洞化*が進み、中心市街地としての求心力が低下しています。

各地域の支所周辺は、旧町村の中心地として、一定の生活関連サービス機能が集積していますが、地域の人口減少とともにサービス水準の低下も懸念されます。

【課題】

- 常陸大宮駅及び市役所周辺は、市の中心拠点としての機能を高める必要があります。
- 各地域の支所周辺は、地域の生活拠点としての機能を維持する必要があります。

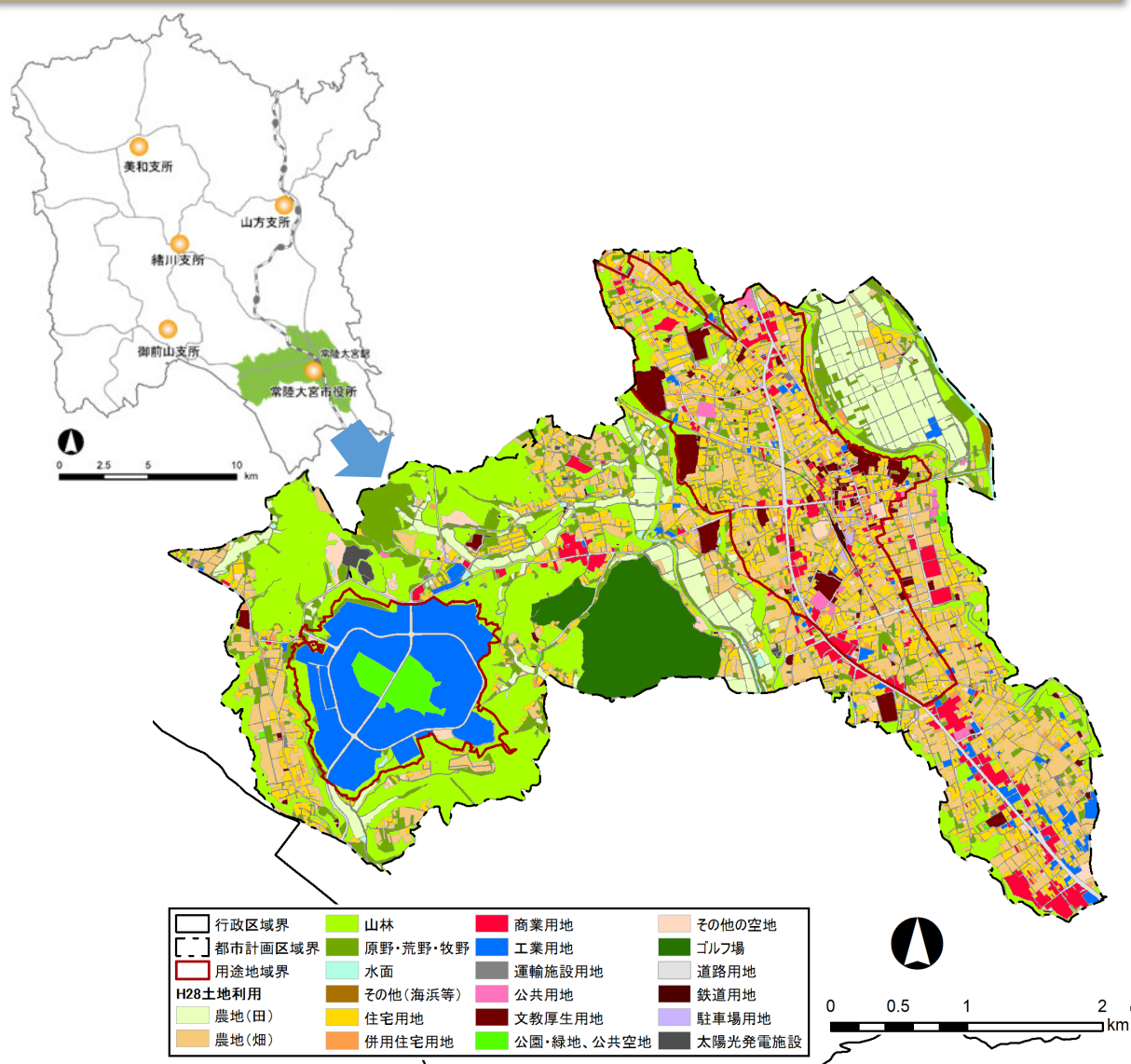


図 2-3-2 都市計画区域内の土地利用現況(平成 29 年度)

資料：平成 29 年度都市計画基礎調査

（3）農地・山林等の自然的土地利用の保全

本市は、市域の約 59%を山林が占めており、また、農地が約 16%を占めるなど、自然的な土地利用が多くなっています。

常陸大宮のこれからのまちづくりに向けた市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」）では、「自然環境や田園風景の豊かさ」については、約 80%が満足しており、また今後の重要度も約 80%が重要と考えています。

【課題】
○ 農地や山林等の自然的土地利用は、保全する必要があります。

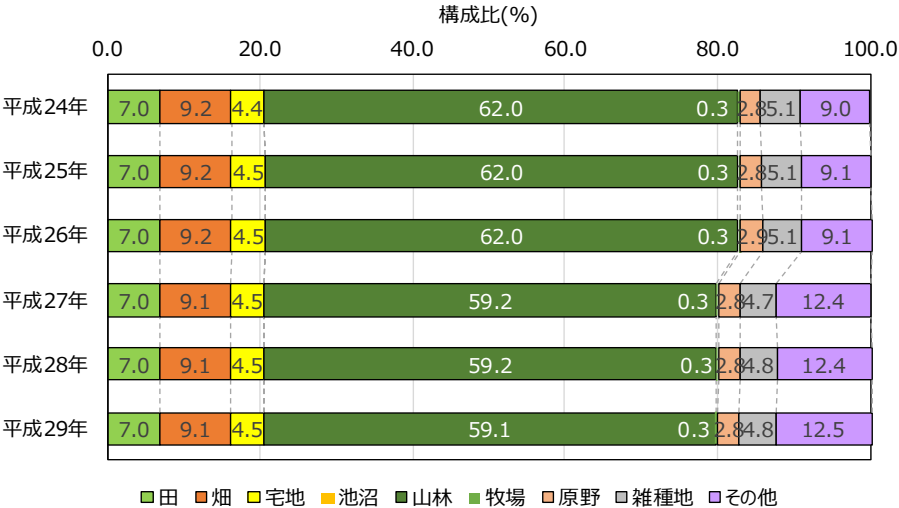


図 2-3-3 地目別土地利用面積構成比の推移

資料：固定資産概要調査

※その他の内訳について
「田」「畑」「宅地」「池沼」「山林」「牧場」「原野」「雑種地」以外の用地が「その他」として計上されております。例えば、道路や鉄道、公園、墓地、学校用地等が含まれます。

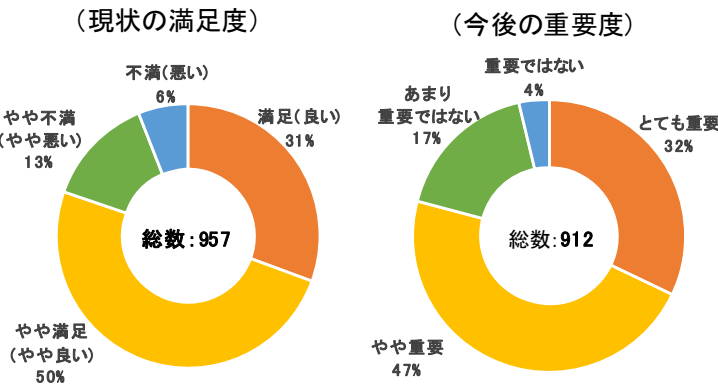


図 2-3-4 自然環境や田園風景の豊かさ

資料：市民アンケート調査

4. 都市施設の整備に関する現況と課題

(1) 道路網の強化

本市では、大宮地域の市街地を中心に、一般国道 118 号、一般国道 123 号、一般国道 293 号及び主要地方道常陸大宮御前山線が放射状に配置され、山方、美和、緒川及び御前山の各地域を連絡しており、中心市街地と周辺地域の交通アクセス性は高くなっています。

一方、山方、美和、緒川及び御前山の各地域間の交通アクセス性は、地形的条件等により高くありません。

市民アンケート調査では、歩道などの「安全に歩ける歩行空間の整備」について、約 90%が重要と考えられているものの、現状の満足度は約 30%と低く、歩行者の安全性が必ずしも十分でない状況が伺えます。

【課題】

- 地域の需要等を踏まえつつ、地域間の連携を強化する道路網の形成が必要です。
- 結びつきが強まっている周辺都市との連絡性を高める道路網の強化が必要です。
- 人と車が共存できる、安全・安心な道路環境づくりが必要です。

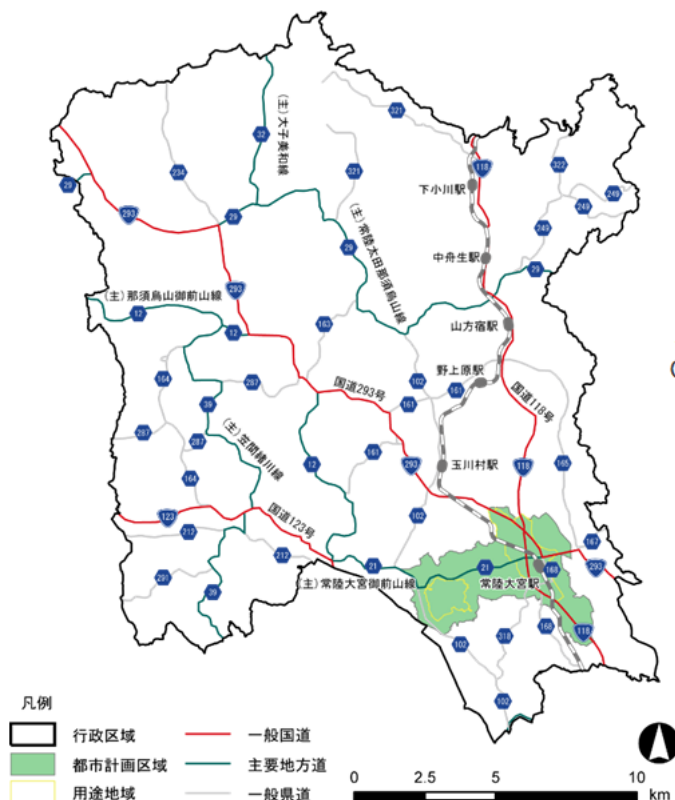


図 2-4-1 道路網図

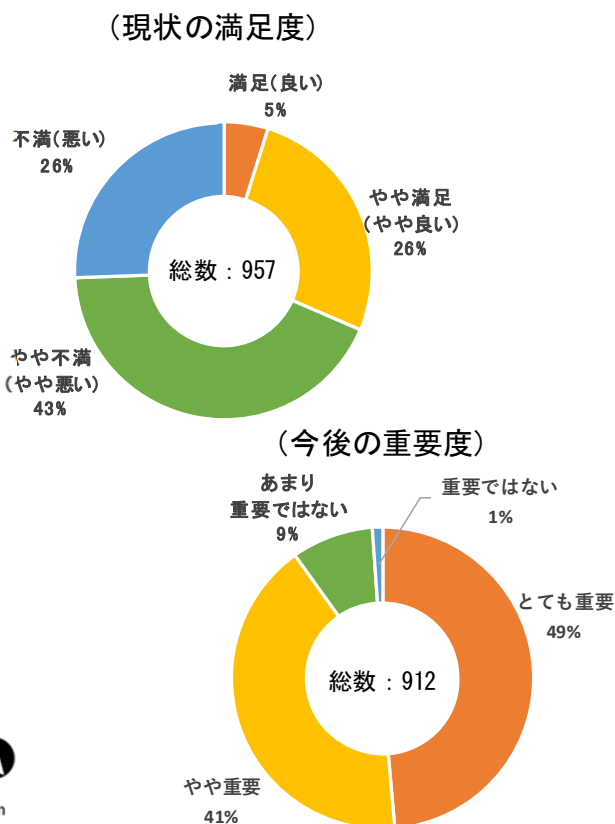


図 2-4-2 安全に歩ける歩行空間の整備

資料：市民アンケート調査

(2) 公共交通の利便性の向上

本市では、水戸市と郡山市を結ぶＪＲ水郡線が市の東側を南北に縦貫しており、６駅が設置されています。また、バス交通としては、路線バスがあり、それを補完する形で乗合タクシーが運行し、公共交通ネットワークを形成しています。その他、一般の公共交通機関の利用が困難な人や下肢が不自由な高齢者等を対象に、福祉タクシー利用料金助成事業により、各種福祉行事への参加、医療機関や公共施設等を利用するときのタクシー利用料金の一部を助成しています。

都市計画区域*における公共交通の利用可能地域は 49.3%となっており、人口ベースで 84.5%を占めています。しかしながら、市全域で見ると公共交通利用可能地域外は運行頻度が低いなど、公共交通の利便性は十分ではなく、利用交通手段は自家用車に依存する傾向が強くなっています。

また、市民アンケート調査では、「バス・鉄道駅の利便性」の満足度は低い一方、今後の重要度は高くなっています。

鉄道やバス等の公共交通は、市民の活動を支える重要な生活基盤であり、高齢化のさらなる進展が予測される中、その役割はより重要となっています。

【課題】

- 市民の活動を支える公共交通のあり方の検討が必要です。
- 利用者の減少による公共交通の事業運営への影響を考慮し、公共交通の利用の促進が必要です。

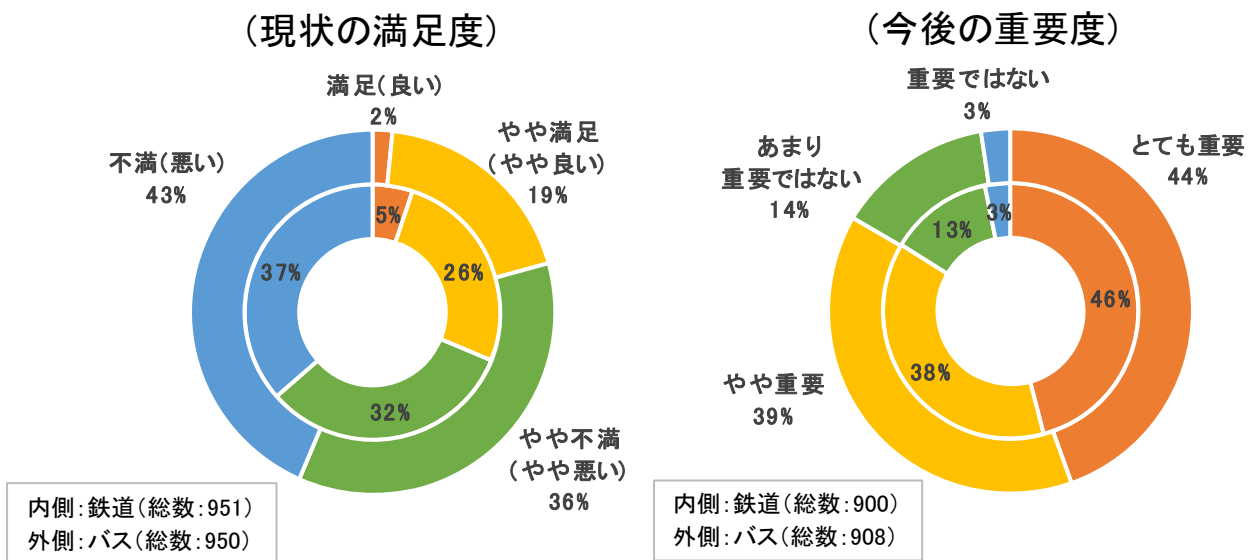


図2-4-3 バス・鉄道駅の利便性

資料：市民アンケート調査

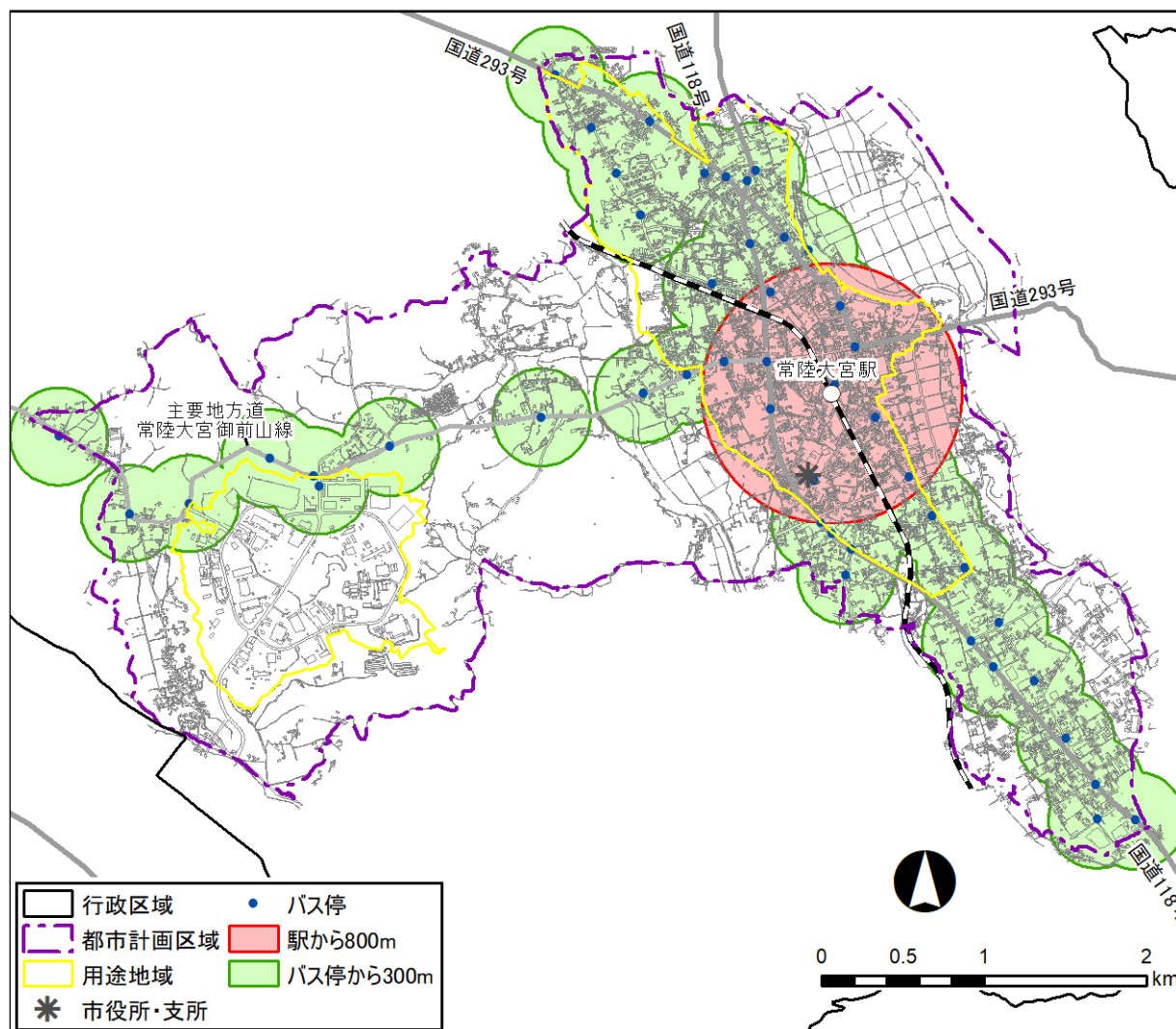


図 2-4-4 バス・鉄道の利用圏域（都市計画区域内）

表 2-4-1 公共交通利用可能地域（都市計画区域内）の状況

区分		面積		平成27年人口	
		(ha)	(%)	(人)	(%)
公共交通 利用可能 地域	常陸大宮駅から800m内	201.0	12.0	4,572	30.7
	バス停から300m内	621.3	37.2	8,030	53.9
	合計	822.3	49.3	12,602	84.5
公共交通利用可能地域外		846.7	50.7	2,308	15.5
都市計画区域		1,669.0	100.0	14,910	100.0

注）鉄道駅の利用圏とバス停の利用圏が重なる場合、鉄道駅の利用圏域としてカウント

※本項目では、鉄道及びバス（路線バス）を公共交通としています。

※公共交通の利用圏域は、駅から半径 800m、バス停から半径 300mとしています。

(3) 利用者ニーズを踏まえた、公園・緑地の整備・更新

本市は、都市公園として西部総合公園が水戸北部中核工業団地内に整備され、その他、条例に基づく公園が市内各所に点在しています。これらの公園の中には、供用開始から年数が経過し、施設の老朽化による安全性の低下がみられます。

また、市民アンケート調査では、「新たな公園を整備するよりも、ニーズを踏まえて今の公園をリニューアルする」が重要と考える回答が多くなっています。

【課題】

- 利用者のニーズの変化を踏まえ、公園を整備・更新していく必要があります。

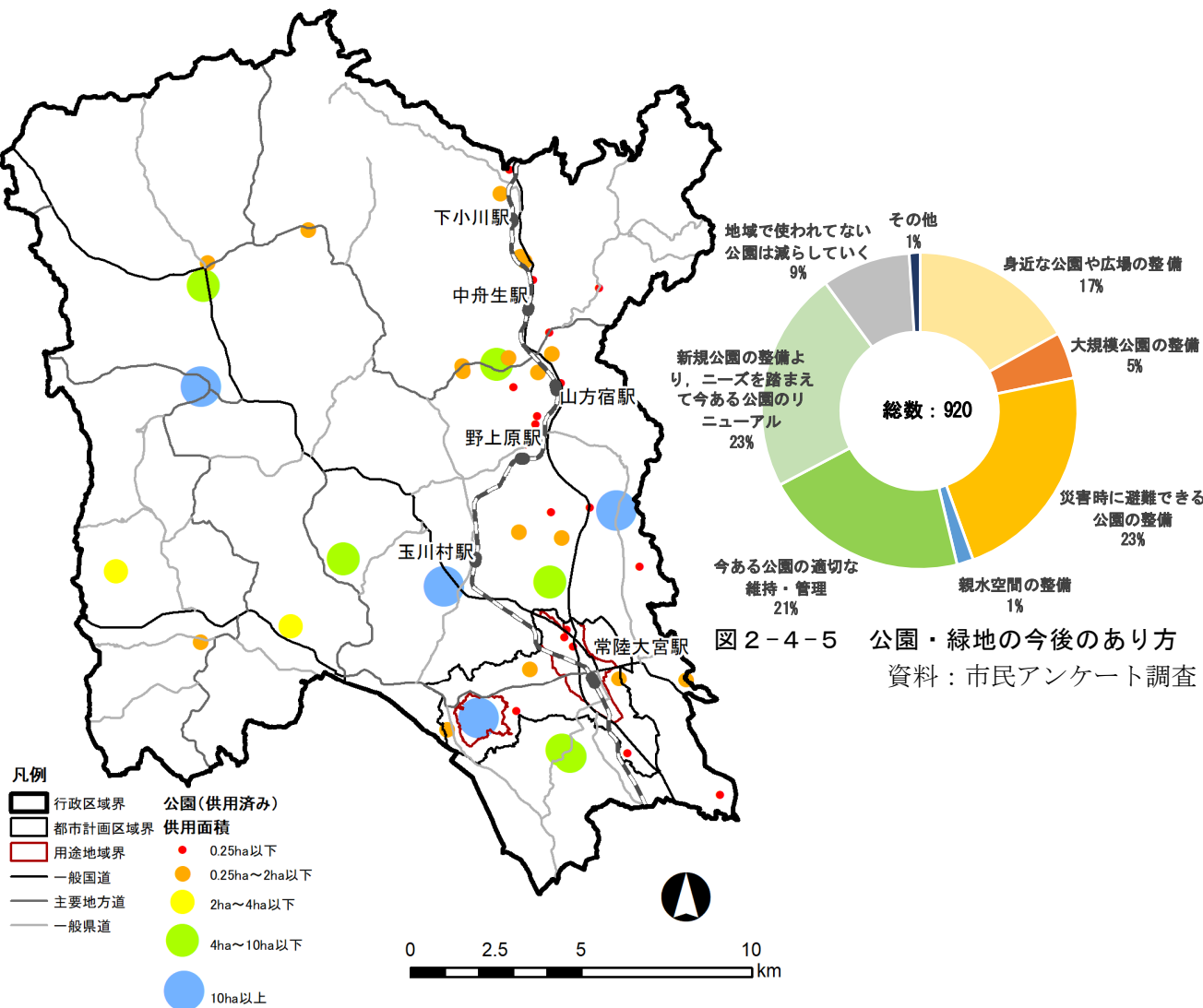


図 2-4-6 公園・緑地の分布状況

資料：平成 29 年度都市計画基礎調査，市営公園の設置及び管理に関する条例等

(4) 下水道の計画的な整備

本市は、公共水域の水環境を保全・改善するため、用途地域*及びその周辺の区域を加えた 781ha で公共下水道*事業を計画しており、そのうち 404.7ha が供用済となっています。また、その他の区域では、地域の状況に応じて農業集落排水事業*または合併処理浄化槽*事業により処理を行っています。

【課題】

- 水環境等の改善に向けて、公共下水道の整備を進める必要があります。
- 地域特性等を踏まえ、効率的・効果的に下水処理を行う必要があります。

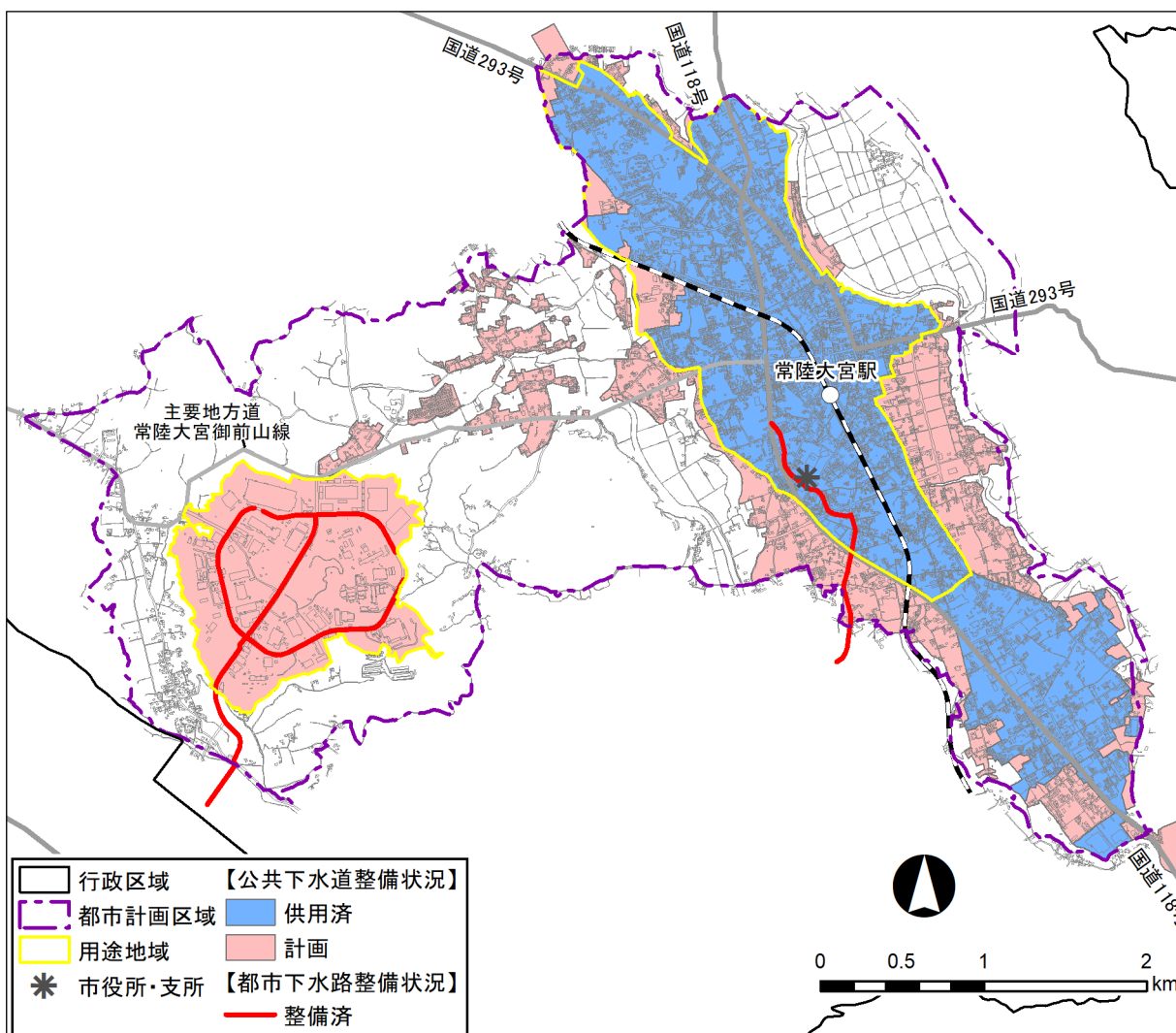


図 2-4-7 公共下水道及び都市下水路の整備状況(平成 29 年度末現在)

資料：平成29年度都市計画基礎調査

5. 都市環境形成に関する現況と課題

(1) 良好な自然環境の保全

市域の広範囲に広がる緑豊かな山林や、久慈川・那珂川に代表される河川、丘陵地から平坦地に広がる農地等の自然環境は、地球温暖化*の防止、水環境の保全、大気環境の保全、生態系の保全等の環境保全機能を有しています。また、防災空間やレクリエーション空間、景観資源としての価値も有しており、本市の貴重な財産となっています。

【課題】

- 山林や河川等の自然は、本市の貴重な財産として、保全していく必要があります。

(2) 地域資源を活用した交流の創出

本市は、国指定史跡である「泉坂下遺跡」や日本最古の組立式の農村歌舞伎舞台である県指定有形民俗文化財の「西塩子の回り舞台」など、貴重な歴史文化資源を有しており、「西塩子の回り舞台」は、まちづくりイベントの場としても活用されています。

また、県指定無形文化財である「西の内紙」や久慈川・那珂川の鮎、えごま油等の農産物加工品など、様々な特産品を有しており、「道の駅」などを通じて提供しています。

【課題】

- 文化財を始めとした様々な地域資源は、本市の魅力を高める重要な要素として保全するとともに、交流の拡大を通じた地域活性化に向けて活用していく必要があります。

表 2-5-1 国・県に関する文化財の状況

種別	名称	指定・登録年月日
国指定重要文化財	考古資料	泉坂下遺跡出土遺物
国指定史跡	史跡	泉坂下遺跡
国登録文化財	建造物	間宮家住宅主屋
	有形民俗文化財	常陸大宮及び周辺地域の和紙生産用具と製品
県指定文化財	建造物	鷲子山上神社本殿（附棟札2枚）
		鷲子山上神社随神門（附棟札1枚）
	彫刻	木造 聖徳太子立像（照願寺）
		木造 阿弥陀如来脇侍三尊像（阿弥陀院）
		木造 阿弥陀如来立像（常弘寺）
		木造 聖徳太子立像（常弘寺）
	工芸品	能面（甲神社）
	歴史資料	佐竹義昭奉加帳（甲神社）
	無形文化財	西の内紙（手漉和紙）：菊池 正氣
		西の内紙（手漉和紙）：本西の内紙保存会
	有形民俗文化財	西塩子の回り舞台
		ささら獅子頭（下町）
	天然記念物	三浦杉
		鏡岩
		鷲子山上神社のカヤ

資料：常陸大宮市庁内資料（平成 30 年 4 月 1 日現在）

6. 都市防災に関する現況と課題

(1) 市街地の安全性の向上

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、震度6強を観測した本震と震度5弱クラスの連続した余震により、市内において、地割れ、陥没、土砂崩れが各地でみられ、全壊79件など建物、道路等の被害が生じるとともに、電気・水道等のライフライン*が寸断されたため、9日間にわたり避難所を開設し、延べ1,595人の市民が避難しました。

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の後に市で作成した「揺れやすさマップ」「危険度マップ」によると、マグニチュード6.9の地震が市の直下で発生した場合、塩原や上大賀などで全壊率が20%以上となる危険度5の区域が分布しており、久慈川沿いの低地部などで被害が大きくなるとしています。

本市で発生した主な水害としては、那須山脈など上流部での豪雨の影響を受けたケースが多く、1986年（昭和61年）8月の台風第10号、1998年（平成10年）8月の台風第4号、2011年（平成23年）の台風第15号によるものがあります。近年では、2019年（令和元年）10月の台風第19号により、甚大な被害が発生しました。

久慈川及び那珂川の「洪水浸水想定区域（2016年（平成28年）公表）」によると、浸水想定区域は、用途地域*の範囲には含まれませんが、久慈川の洪水による浸水想定区域が都市計画区域*の一部の範囲にかかることが想定されています。

【課題】

- 災害が発生することを念頭におき、市街地の安全性を高める必要があります。
- 土砂災害による被害を未然に防止することが必要です。

(2) 円滑な避難活動等の促進

本市では、第一次緊急輸送道路*が3路線、第二次緊急輸送道路が3路線、第三次緊急輸送道路が2路線指定されており、また、県指定の防災拠点として、7箇所の施設が位置づけられています。

市が指定する指定避難所*としては41箇所（収容人員は16,354人）で、人口の40.1%を収容可能と見込んでいます。また、指定緊急避難場所*として148箇所を指定しています。

【課題】

- 災害が発生した際に避難活動等が円滑に行われるよう、道路や公共施設等の適切な維持管理とその周知等に取り組むことが必要です。

表2-6-1 指定避難所・指定緊急避難場所の指定状況

区 分		大宮地域	山方地域	美和地域	緒川地域	御前山地域	計
指定避難所	箇所数	15	9	7	7	3	41
	面積	13,209㎡	2,054㎡	3,238㎡	5,357㎡	1,907㎡	25,765㎡
	地域人口≒	25,100人	5,900人	3,100人	3,200人	3,400人	40,800人
	収容人員≒	7,067人	4,310人	1,440人	2,584人	953人	16,354人
	収容率	28.2%	34.8%	46.5%	80.5%	28.0%	40.1%
指定緊急避難場所	箇所数	47	31	31	23	16	148
	面積	1,154,556㎡	137,715㎡	115,528㎡	259,986㎡	113,791㎡	1,781,576㎡

※収容人員算定は、トイレ、廊下等を除いた収容可能面積から、1人当たり2㎡で算定（指定緊急避難場所は、屋内施設の場合、延べ床面積の70%、屋外施設（公園等）は、敷地面積の20%を収容可能面積とし、1人当たり2㎡で算定）

資料：常陸大宮市地域防災計画

表2-6-2 緊急輸送道路一覧

区 分	位置づけ・役割	路線
第一次	広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸	国道118号
		国道123号
		国道293号
第二次	第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路	常陸太田那須烏山線
		山内上小瀬線
		笠間緒川線
第三次	第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路	那須烏山御前山線
		市道1-11号線

資料：茨城県道路維持課

表2-6-3 防災拠点一覧

位置づけ・役割	施設
【Aランク】 特に重要な防災拠点	—
【Bランク】 重要な防災拠点	常陸大宮市役所
	常陸大宮市消防本部
	大宮警察署
	茨城県常陸大宮土木事務所
	茨城県ひたちなか保健所常陸大宮支所
【Cランク】 その他の防災拠点	道の駅 みわ
	常陸大宮済生会病院

資料：茨城県道路維持課

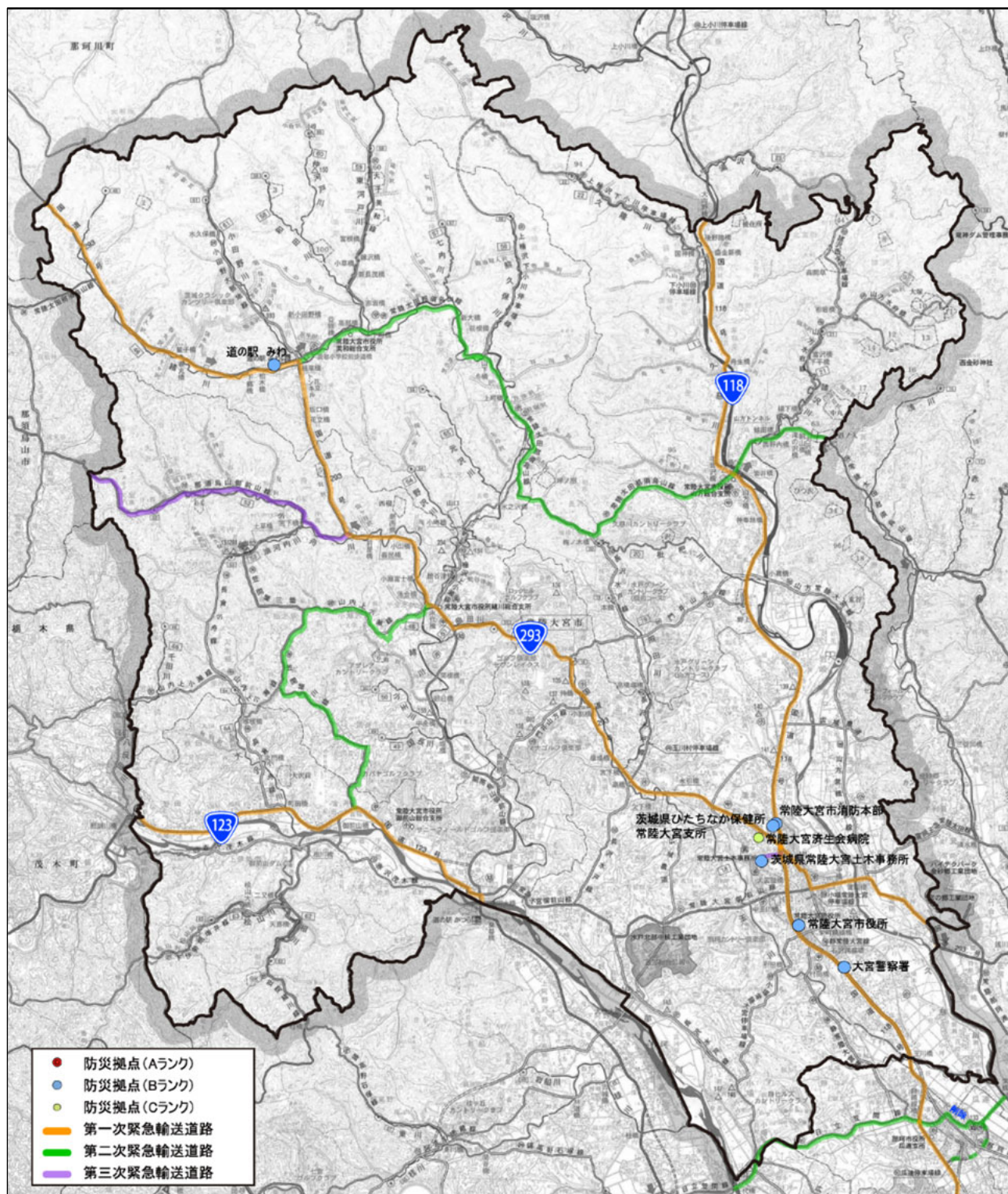


図2-6-1 緊急輸送道路ネットワーク及び防災拠点の位置

資料：茨城県道路維持課

第3章

まちづくりの理念と基本目標

1. まちづくりの理念と基本目標

(1) 将来像

「ひたちおおみや未来創造ビジョン(常陸大宮市総合計画)」では、本市の持続的な発展を目指すため、健全な行政経営を図りながら、市民・企業・地域・行政などが相互に連携し、共通の理解と信頼のもとに、協働のまちづくりをさらに推進していく視点から、「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」を将来像として掲げ、一人ひとりが自分らしく輝き、誰もが安心して快適に暮らせ、いつまでも活力にあふれ、誇りを持ち続けることができるまちを目指しています。

本計画は、この「ひたちおおみや未来創造ビジョン」を上位計画とし、他の分野と連携しながら、主にまちづくりの側面から将来像の実現を後押しするものです。

このことから、本計画で目指す将来のまちの姿は、「ひたちおおみや未来創造ビジョン」で掲げる将来像「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」とします。

<将来像>

人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち

(2) まちづくりの理念(テーマ)

本市は、市域の広範囲に広がる深く濃い森林に抱かれ、それらが育む久慈川、那珂川の清流などの美しく、豊かな自然に恵まれたまちです。また、県都水戸市に近接する立地条件にあるなど、「都市」と「田舎」の2つの側面を備えたまちといえます。

このような地域特性を活かし、「定住」と「交流」の場として選ばれるまちへと育てていく観点から、まちづくりの基本的な考え方として、3つの「まちづくりの理念(テーマ)」を設定し、将来像「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」の実現を目指すものとします。

＜テーマ1＞

「住み続けたい」と思えるまちづくり

安心・快適な都市環境の形成や活力のある産業と雇用の場の育成，生活に必要なサービスの充実など，住みやすいまちを実現し，「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを目指します。

＜テーマ2＞

「多様な暮らし方・楽しみ方」が選べるまちづくり

「都市」と「田舎」の2つの側面を有している特性を活かし，自然豊かな市内に住み「近隣都市に通勤する」「農林業に従事する」「工芸品や音楽などの創作活動を行う」「二地域居住*をする」など，ライフスタイルにあった「多様な暮らし方・楽しみ方」が選べるまちを目指します。

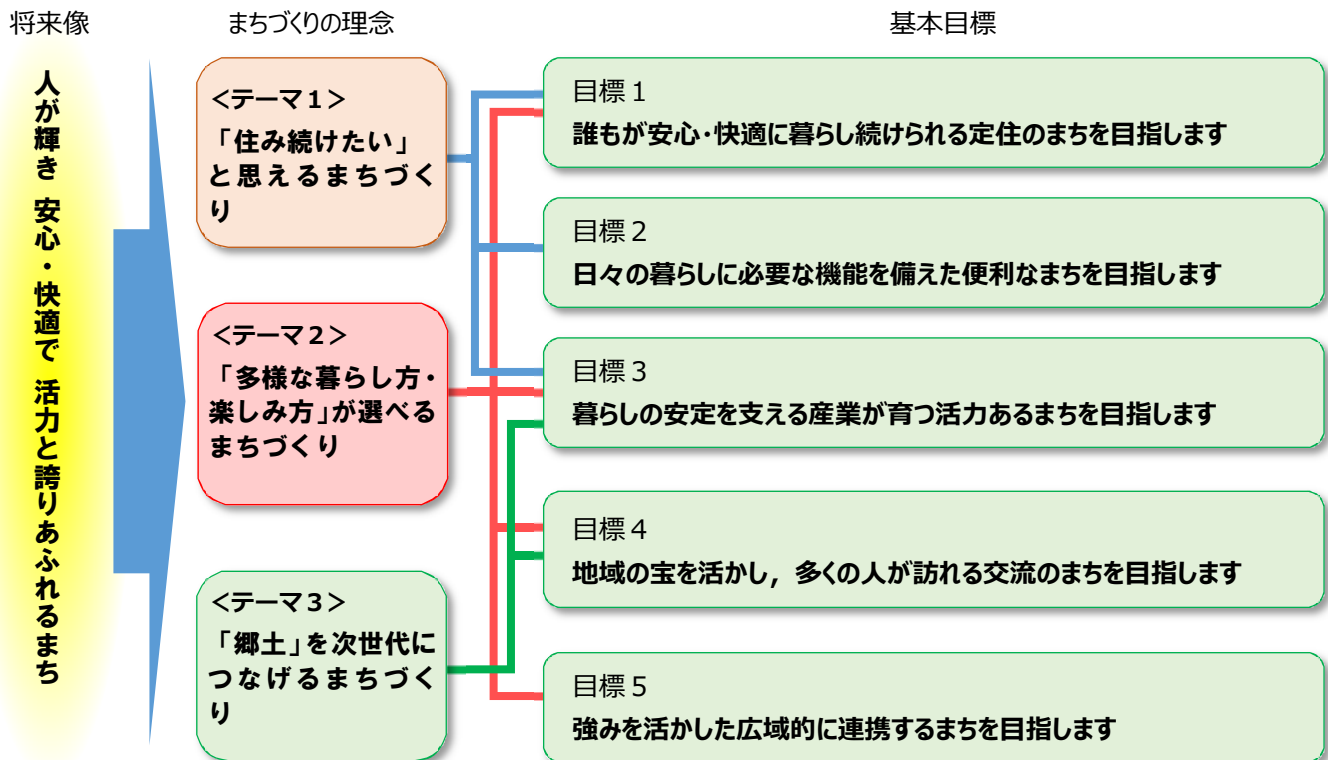
＜テーマ3＞

「郷土」を次世代につなげるまちづくり

ふるさと感じさせる，本市の美しく豊かな自然風景や人の営みの積み重ねである歴史文化資源，また，各地域で育まれてきた特有の地域資源を守り，活かしていくことで，市民が誇りに思う「郷土」が次世代に受け継がれていくまちを目指します。

(3) まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けた3つのまちづくりの理念（テーマ）を踏まえ、次の5つのまちづくりの基本目標を設定します。



基本目標 1 誰もが安心・快適に暮らし続けられる定住のまちを目指します

安心・快適なまちで、人が輝くためには、まず、まちが存立するのに十分な市民の居住が不可欠であることから、良好な居住環境の形成や道路、公園などの基盤施設の整備、公共交通などの移動手段の充実、災害の防止や減災など、誰もが安心・快適に暮らすために必要な環境を効率的に形成します。

また、市内外で働き通勤する人、農林業に従事する人、工芸品や音楽などの創作活動を行う人など、豊かな自然と周辺都市へのアクセス性を活かし、多様なライフスタイルに対応できる暮らしの場を提供することで、「住み続けたい」と思えるまちの実現を目指します。

基本目標 2 日々の暮らしに必要な機能を備えた便利なまちを目指します

安心・快適なまちの実現には、誰もが生活関連サービス施設を利用できる環境を整えることが必要です。特に、未来を担う子供たちを育む子育て支援機能や日常的な買物などを支える商業・サービス機能などは、「住みやすい」と感じるための重要な機能であり、定住のまちの実現に不可欠です。

このため、各地域の拠点などにおいて、地域の位置的な条件や特性などを踏まえて暮らしに必要な生活関連サービス施設を配置・集約するほか、拠点間の道路・交通ネットワークの充実、情報通信技術の活用などにより、利便性の高い都市の構造へと転換することで、定住の場として、「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じることで、安心・快適なまちの実現を目指します。

基本目標 3 暮らしの安定を支える産業が育つ活力あるまちを目指します

人が輝き、活力あるまちの実現には、安定的に暮らしを支える働く場の充実が不可欠です。また、生きがいや自分のやりたいこと、能力を活かせる仕事など、雇用にも様々な選択肢があることが重要と考えます。

このため、産業としての観光の育成に加え、市民が誇りに思う美しい郷土を構成する農地や山林を保全するための農業、林業の担い手を育成、日々の生活を支える商業及び地域に活力を与える企業の誘致とその受け皿の確保など、人口減少による需要の変化を見据えた計画的な土地利用を促進し、通勤の利便性を高める道路・交通ネットワークの充実を図ることで、暮らしの安定を支える働く場を確保し、「多様な暮らし方」が選べる、活力のあるまちの実現を目指します。

基本目標4 地域の宝を活かし、多くの人が訪れる交流のまちを目指します

誇りあふれるまちの実現には、美しく、豊かな自然や歴史・文化、特産品などに価値を見だし、それらに磨きをかけることで郷土愛を育み、未来につないでいくことが重要と考えます。これらの自然環境や歴史文化資源などは、都市住民の二地域居住*や自然を活かした余暇レクリエーションのニーズに応えることのできる地域の宝と捉えることができます。

このため、埋もれている地域の宝の発掘やその環境整備による拠点化、拠点相互を結びつける道路・交通ネットワークの充実などにより、産業としての観光・交流を支える基盤を形成し、多様な「楽しみ方」を選べるようにすることで、多くの人が訪れる交流のまちの実現を目指します。

基本目標5 強みを活かした広域的に連携するまちを目指します

人口減少や少子高齢化の進行などにより、まちづくりに必要な財源の確保も難しくなることが予想される中、これまで以上に周辺都市との連携が重要になると考えます。

このため、自然を活かした余暇活動の場や暮らしの場は本市が、耐久消費財や趣味・嗜好品などの買物、高度な医療機能などは、これらの高次の都市機能*を有する周辺都市が役割を担うなど、それぞれの都市の特性を活かした役割分担により、効率的・効果的にまちづくりを進めます。また、道路・交通ネットワークの充実によって、強みを活かした広域的に連携するまちの実現を目指します。

2. 将来都市構造

将来像「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」の都市構造は、地域の特性を活かして都市機能*の配置・集約を進める「拠点」、各拠点間や周辺都市とのアクセス性を高める「軸」及び豊かな自然とのふれあいを可能にする「軸」、都市形成を図る区域や自然環境を保全する区域など大枠での土地利用を区分する「土地利用ゾーン」により構成します。

(1) 拠点の設定

① 都市中心拠点

常陸大宮駅及び市役所の周辺は、行政、医療・福祉、商業、情報・サービスなどの多様な機能を集積し、大宮地域だけでなく、広く市全体の生活利便性を高める拠点と位置づけます。

また、常陸大宮駅は、鉄道とバスの結節点となっており、公共交通の利便性を高める拠点として位置づけます。

○常陸大宮駅及び市役所の周辺

② 地域拠点

大宮地域を除く、各地域の中心においては、公共施設や店舗、福祉施設等の日々の暮らしに密着した生活関連サービス施設を集積し、住み慣れた地域での定住を支える拠点と位置づけます。

○山方支所周辺

○美和支所周辺

○緒川支所周辺

○御前山支所周辺

③ 交流拠点

道の駅をはじめとした観光物産施設や温泉温浴施設、さらに常陸大宮ショッピングセンターピサーロなどにおいては、周辺の豊かな自然や景観などを活かした余暇やレクリエーション、特産品の提供、来訪者に対するおもてなしの場として、市民相互、市民と来訪者の交流を通じ、本市の魅力を発信する拠点と位置づけます。

○道の駅 常陸大宮 ～かわプラザ～

○道の駅 みわ

○緒川物産センター かざぐるま

○常陸大宮ショッピングセンターピサーロ

○やまがたすこやかランド三太の湯

○ごぜんやま温泉保養センター 四季彩館

○美和ささの湯

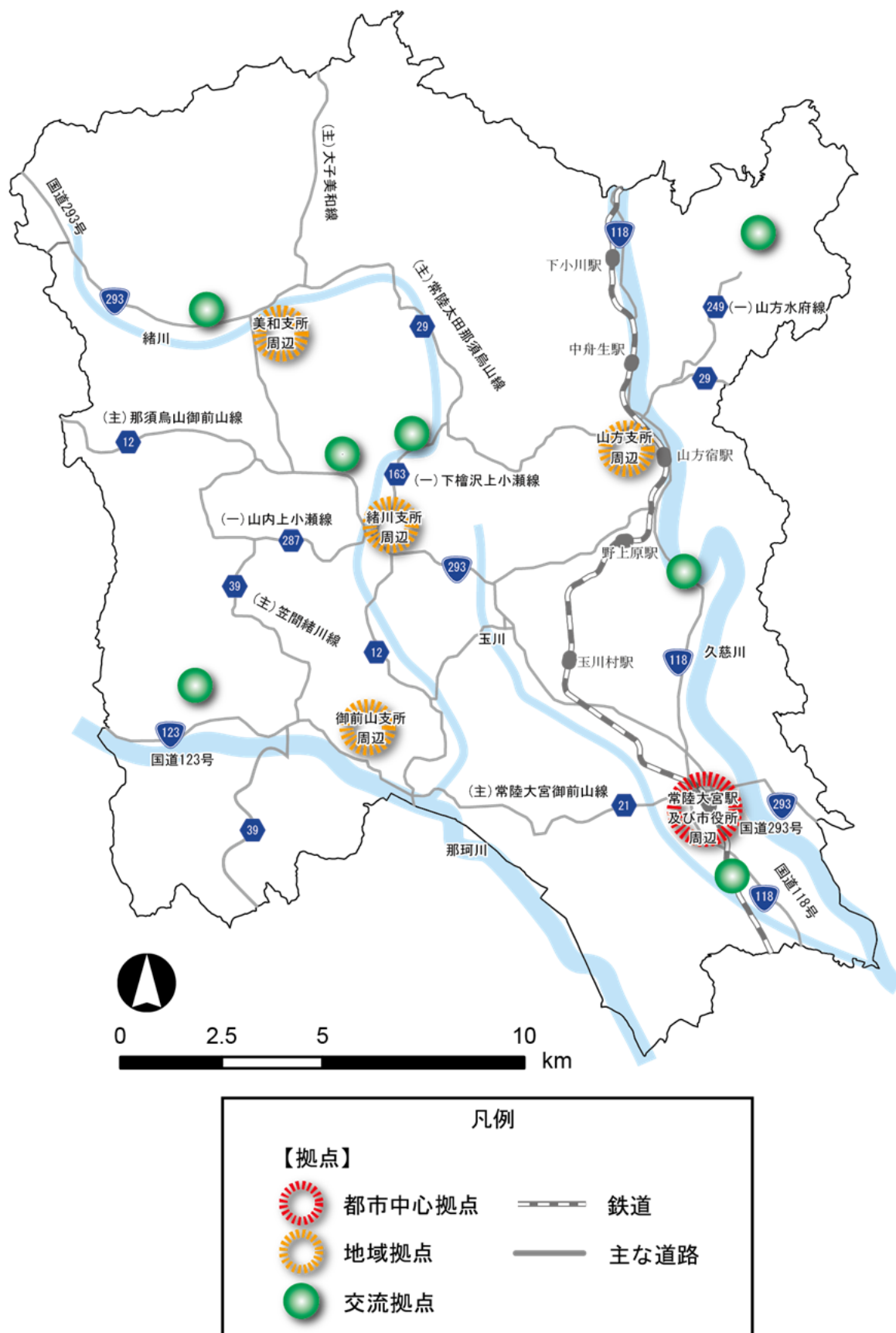


図 3-2-1 将来都市構造図：拠点

(2) 軸の設定

① 広域交通軸

都市中心拠点と周辺都市を結び、通勤をはじめとする日常的な暮らしの利便性を高めるとともに、大規模災害時の緊急輸送を円滑に行う上で重要な役割を担う、広域的な連携を強化する交通軸と位置づけます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○一般国道 118 号 | ○一般国道 123 号 |
| ○一般国道 293 号 | ○主要地方道那須烏山御前山線 |
| ○主要地方道常陸太田那須烏山線 | ○主要地方道常陸大宮御前山線 |
| ○茨城北部幹線道路（構想） | |

② 地域間交通軸

都市中心拠点と地域拠点、地域拠点間相互を結び、各種生活関連サービス施設の利用など、日常的な暮らしの利便性を高めるとともに、本市の一体性や地域間の連携を強化する交通軸と位置づけます。

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ○主要地方道那須烏山御前山線 | ○主要地方道常陸太田那須烏山線 |
| ○主要地方道笠間緒川線
（位置づけが重複する上位の軸） | ○一般県道山内上小瀬線 |
| ○一般国道 118 号 | ○一般国道 123 号 |
| ○一般国道 293 号 | |

③ 交流軸

交流拠点と都市中心拠点、交流拠点相互を結び、市内の交流拠点の周遊を通じて、本市の魅力を伝える軸と位置づけます。

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ○一般県道下檜沢上小瀬線
（位置づけが重複する上位の軸） | ○一般県道山方水府線 |
| ○一般国道 118 号 | ○一般国道 123 号 |
| ○一般国道 293 号 | |
| ○主要地方道那須烏山御前山線 | ○主要地方道常陸大宮御前山線 |

④ 自然環境軸

自然の豊かさを象徴する水辺空間については、沿線の道路とも連携し、水とふれあいながら回遊する軸と位置づけます。

- | | |
|------|------|
| ○久慈川 | ○那珂川 |
| ○緒川 | ○玉川 |

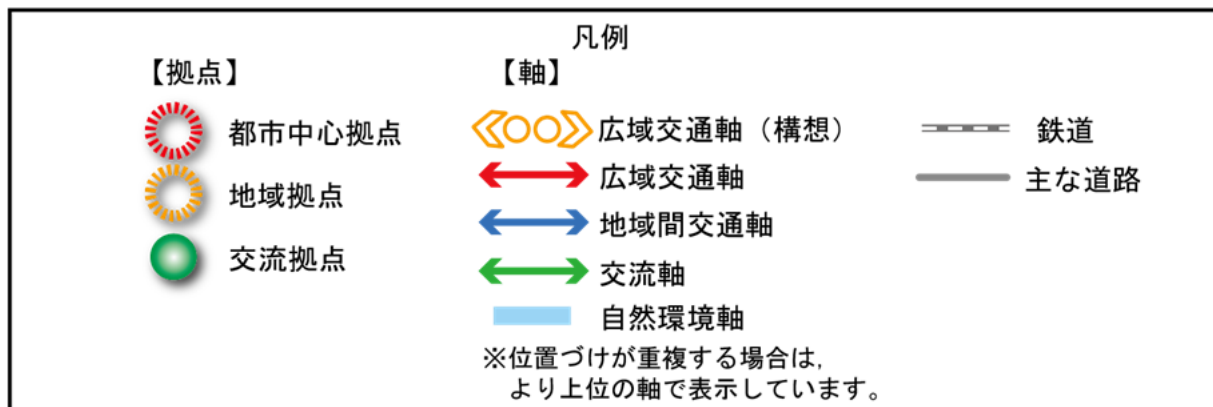
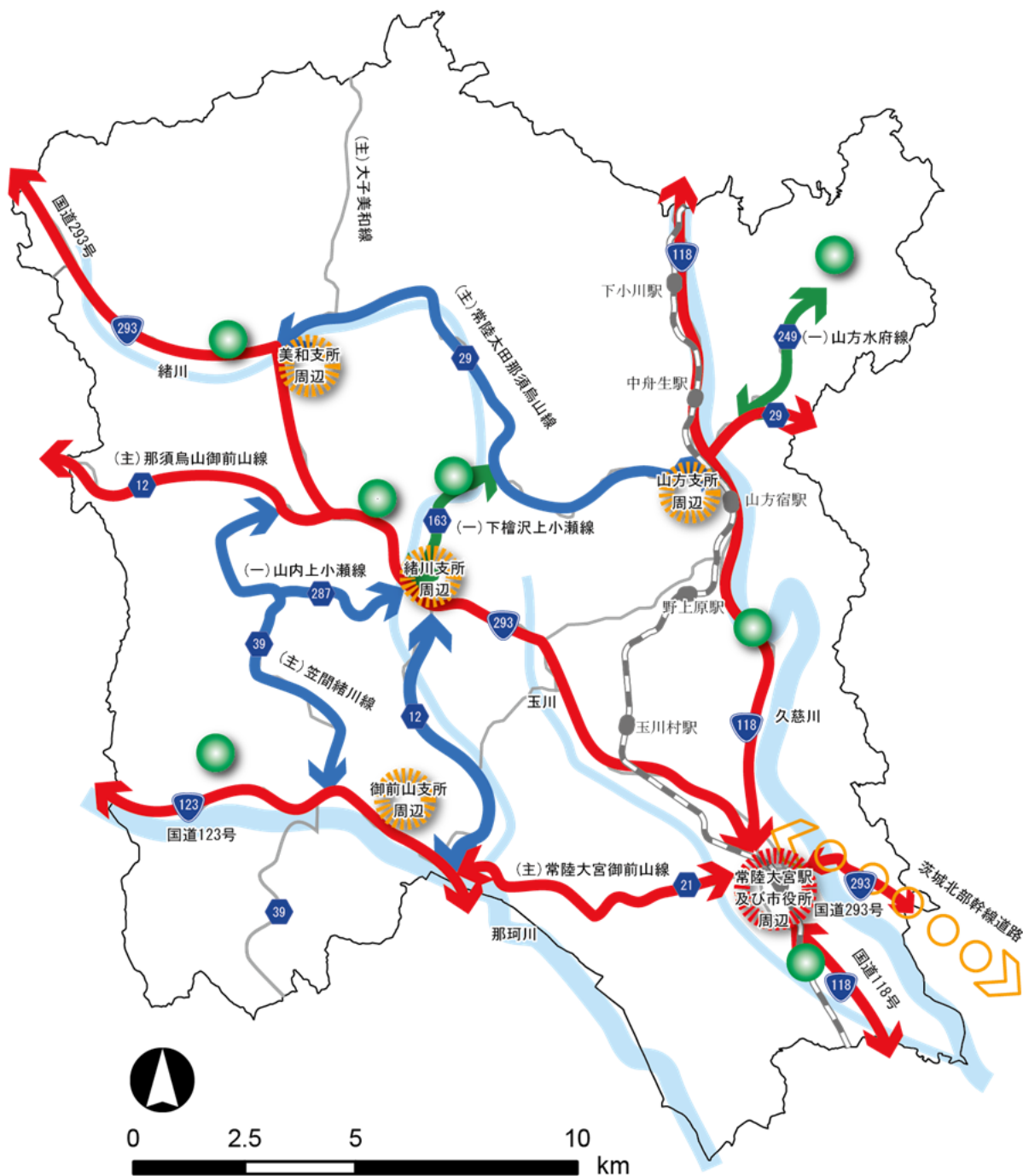


図 3-2-2 将来都市構造図：軸

(3) 土地利用ゾーンの設定

① 都市形成ゾーン

大宮地域の市街地として位置づけられる用途地域*は、定住を支える住宅地や暮らしの利便性を高める商業地、公共施設を含めた生活関連サービス施設用地など、都市的な土地利用を促進するとともに、都市形成の基盤となる道路や公園、美しい街並の誘導などによって、魅力ある都市空間・生活環境を形成するゾーンと位置づけます。

② 農業集落ゾーン

用途地域外の農地と宅地が集積する区域は、周辺の自然環境や農地などの維持・保全に配慮しながら、暮らし続けることができるように、公共交通や生活道路の充実などによって、良好な集落環境、営農環境を維持するゾーンと位置づけます。

③ 工業流通ゾーン

既存の工業団地は、周辺の豊かな自然環境との調和に配慮しながら、既に立地している企業の操業環境の維持・向上や新たな企業誘致を図ることによって、安定した雇用の場の確保と活力ある地域経済を支える基盤となる工業流通ゾーンと位置づけます。

④ 自然環境ゾーン

市域の広範に広がる森林の区域は、適切な森林施業*や災害防止策などにより、保全を図ります。

また、市民や来訪者の余暇やレクリエーション、自然学習・子供たちの郷育の場としてのレクリエーションの場として活用などによって、自然豊かな環境を維持するゾーンと位置づけます。

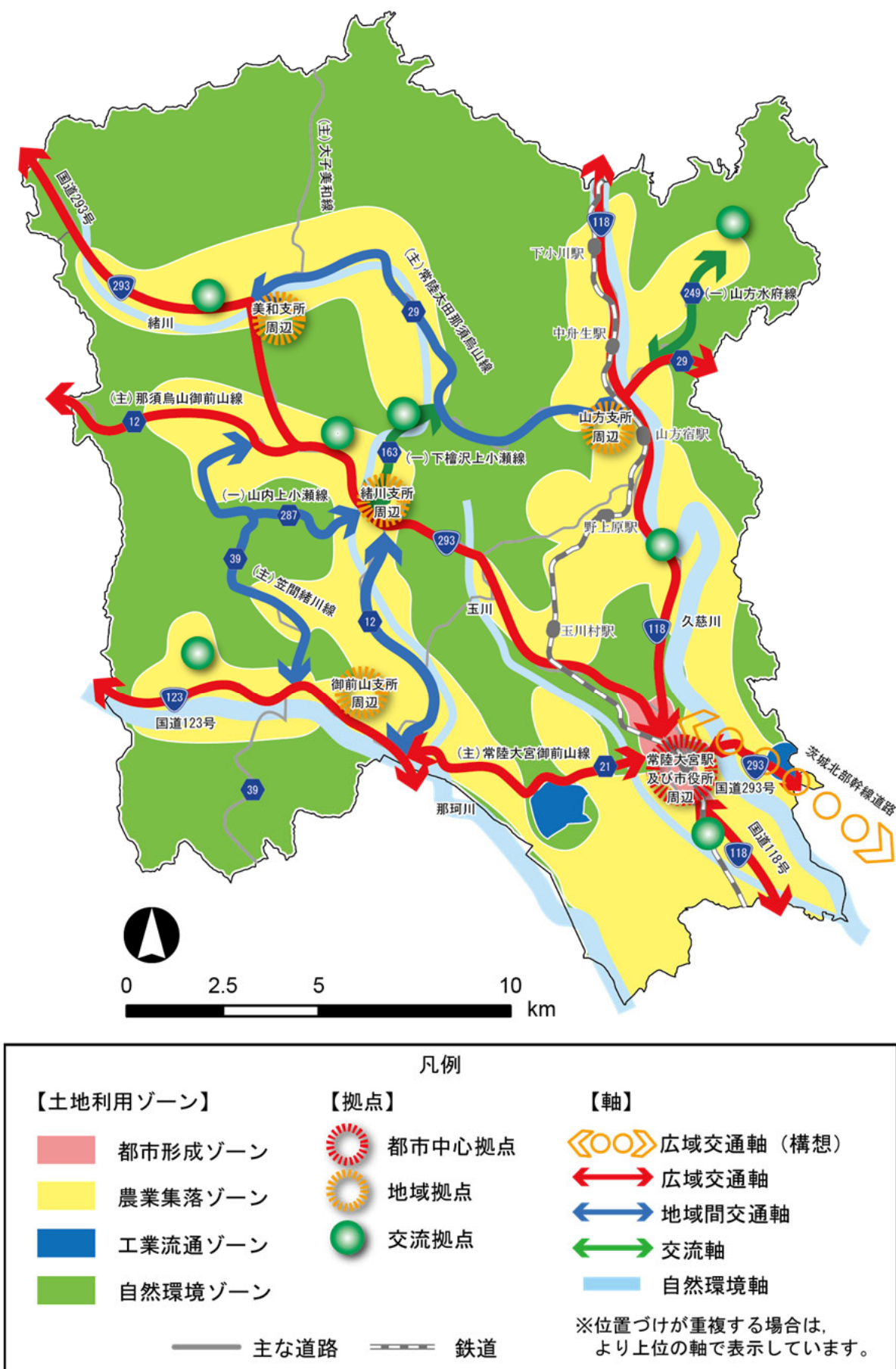


図3-2-3 将来都市構造図

第 4 章 全体構想

1. 土地利用に関する方針

(1) 土地利用に関する基本方針

本市は、都市計画区域*の指定がない区域が大半を占めており、都市計画区域が指定されている区域はわずか4.8%となっています。また、都市計画区域の一部に用途地域*が指定されています。

このような土地利用に関わる条件が異なる「用途地域」、「用途地域外の都市計画区域」、「都市計画区域外」の区域別に、土地利用の基本方針を示します。

① 用途地域内における土地利用の基本方針

- 用途地域内においては、コンパクトでまとまりのある市街地形成の実現に向けて、道路・公園・下水道などの都市基盤施設*を優先的に整備するとともに、それらを効率的・効果的に活用するため、用途地域毎の土地利用の考え方に則り、建築物の立地を誘導します。
- 良好な市街地環境を形成する視点から、必要に応じて望ましくない用途の建築物の立地制限を検討します。
- 産業振興及び多様で安定的な雇用を確保する視点から、周辺環境との調和に配慮しながら、商業・サービス業や工業などの産業基盤となる土地利用の維持と新たな土地の確保を図ります。
- 災害リスクの高い区域については、被害の防止や軽減の視点から居住機能などの立地の制限を検討します。

② 用途地域外の都市計画区域における土地利用の基本方針

- 無秩序で無計画な開発については、コンパクトでまとまりのある市街地の形成を実現するため、抑制することを原則とします。
- 産業振興に寄与し、多様で安定的な雇用の確保につながる土地利用や市民の生活利便性向上に資する施設の集積が期待される幹線道路沿道などの区域については、都市計画法*に基づく開発の適正な誘導や望ましくない用途の建築物の立地制限などにより、周辺と調和した良好な環境の形成を図ります。

③ 都市計画区域外の土地利用の基本方針

- 広範囲に広がる森林や農地に集落が点在する都市計画区域外の区域については、自然豊かな区域として、森林法などの各種法令に基づく土地利用制限の下で、将来にわたって保全していきます。
- 地域の中心となる地区については、生活利便性の向上に寄与する商業・業務、医療・福祉、行政、文化などの生活関連サービス施設の集積を図ることにより、暮らし続けることのできる集落生活圏を維持します。

(2) 土地利用区分別の方針

① 用途地域*内の土地利用方針

1) 中心拠点機能誘導地

- 常陸大宮駅及び市役所本庁舎の周辺や国道 293 号及び主要地方道常陸大宮御前山線の沿道においては、市民の生活利便性の向上や安定的な雇用の確保を目的に、商業・業務、医療・福祉、行政、文化などの生活関連サービス施設の立地・集積を誘導し、中心拠点としての機能を高めます。
- 既存の商業地においては、空き店舗を活用した産業振興の取組等を通じて空洞化*の解消に努めるとともに、常陸大宮駅周辺の整備と連携し、歩道や駐車場などの道路環境の改善を進め、利便性と魅力ある商業環境の整備を進めます。



文化センター・図書情報館

2) 住宅地

- 低層戸建住宅を主体に、道路・公園・下水道などの都市基盤施設*が整備された区域として、周辺の自然環境と調和した良好な住宅地を形成します。
- 集合住宅や店舗など一定規模の生活関連サービス施設の立地を許容する区域においては、建築物相互の調和や防災性に配慮しながら、土地が有効に利用された複合型の住宅市街地を形成します。



用途地域内の住宅地

3) 沿道型サービス用地

- 国道 118 号の沿道においては、幹線道路沿道としての利便性を活かし、市民の生活利便性の向上や買物・余暇活動などに対する多様なニーズに応えるとともに安定的な雇用を確保するため、コンビニエンスストアやドラッグストア、ショッピングモール、ファミリーレストランなどの沿道型サービス施設などの立地を誘導します。



用途地域内の国道 118 号沿道

4) 工業流通業務地

- 水戸北部中核工業団地においては、周辺の居住環境や自然環境に配慮しながら、生産環境の維持・向上を図ります。また、基盤の整った土地を有効に利用するため、未利用地などへの積極的な企業誘致に取り組みます。

② 用途地域*外及び都市計画区域*外の土地利用方針

1) 地域拠点機能誘導地

- 市役所支所の周辺においては、地域住民の定住を支援するため、各種法令に基づく土地利用との調和に配慮しながら、「小さな拠点*」づくりに向けた支援制度を活用することにより、生活利便性の向上や地域における雇用の確保を目的に、商業・業務、医療・福祉、行政、文化などの生活関連サービス施設の立地・集積を誘導し、地域拠点としての機能を高めます。

2) 集落地

- 地域拠点機能誘導地の周辺や既存集落においては、道路や下水道などの都市基盤施設*の合理的な整備により、集落環境の維持・向上を図ります。
- 空き家が発生している場合は、所有者への適正な維持管理の促進を図るとともに、多様な暮らし方に対するニーズの受け皿として有効活用を促し、豊かな自然と共存した環境とコミュニティの維持を図ります。



集落地（御前山地域）

3) 農地

- 農用地区域*として設定されている集団的な優良農地*や農業生産基盤整備事業*を行った農地は、保全するとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地*の再生支援に努めます。特に、久慈川など河川沿いの低地部等に広がる農地については、都市と農村の健全な調和の観点から、積極的に保全します。



農地と丘陵地の森林

4) 森林

- 市街地に近接した自然環境と共存した丘陵地開発や美しい集落づくりを基本として、森林の持つ公益的機能を維持・強化するため、森林の間伐や造林の支援、林業生産基盤*の整備に取り組みます。
- 自然公園地域や自然環境保全地域*、保安林*などの森林は、各種法令に基づく土地利用制限により保全するとともに、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。

5) 沿道型サービス用地

- 用途地域外の国道 118 号の沿道においては、幹線道路沿道としての利便性を活かし、市民の生活利便性の向上や買物・余暇活動などに対する多様なニーズに応えるため、周辺環境に配慮した沿道型サービス施設などの立地を誘導します。

6) 工業流通業務地

- 宮の郷工業団地においては、周辺の居住環境や自然環境に配慮しながら、生産環境の維持・向上を図ります。また、基盤の整った土地を有効に利用するため、未利用地などへの積極的な企業誘致に取り組みます。

7) 河川

- 久慈川や那珂川、玉川などの河川は、沿岸の緑などと一体となって良好な自然環境を保全するとともに、治水安全性に配慮しながら親水性*を活かした憩いやレクリエーション・交流の場としての活用を図ります。



那珂川

(3) 都市計画区域*における市街地の誘導方針

① コンパクトでまとまりのある市街地の誘導

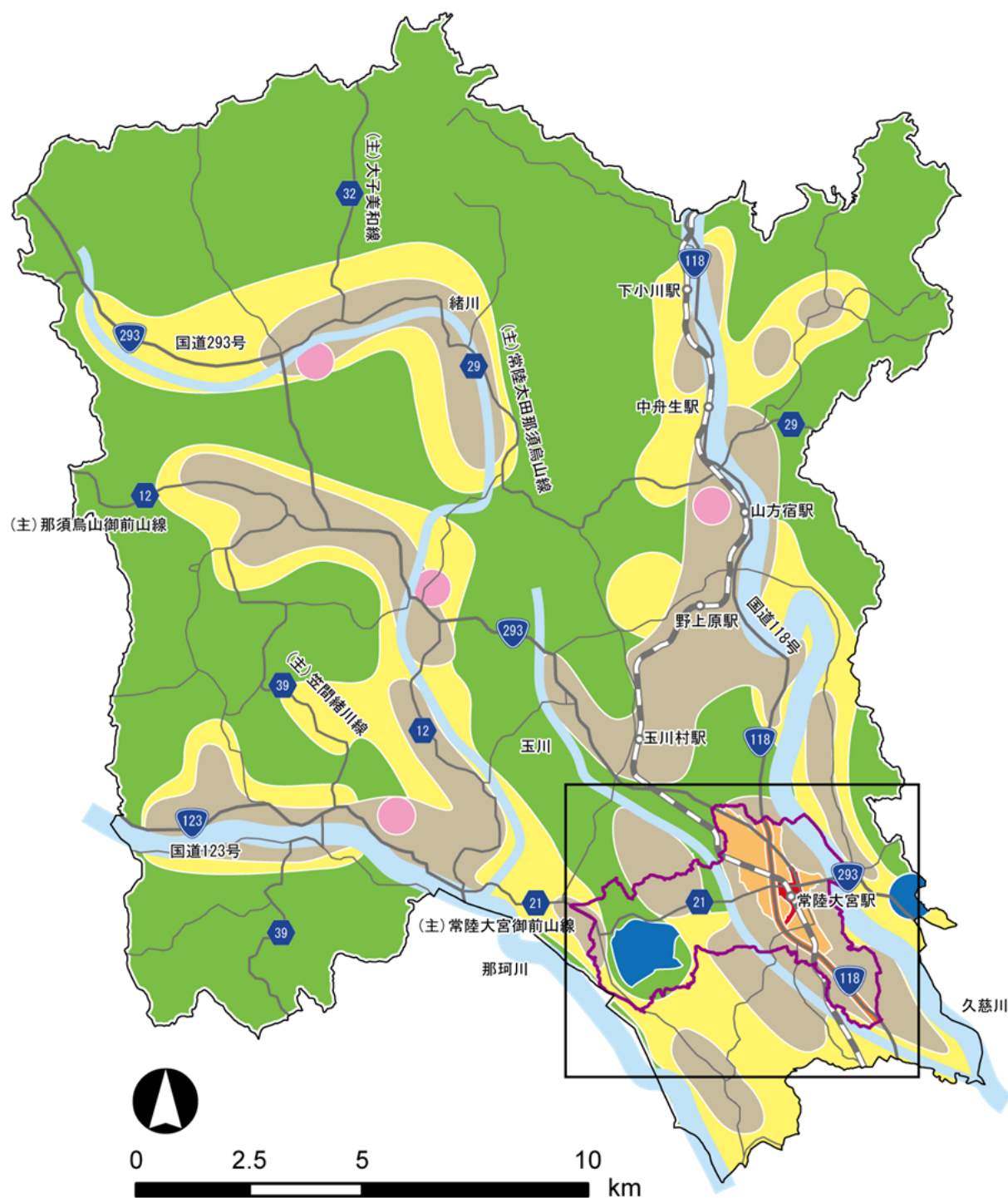
- 市街地の人口密度を維持し、都市基盤施設*の既存ストック*を活用した効率的・効果的なまちづくりを推進するため、立地適正化計画*に基づく都市機能誘導区域*、居住誘導区域*を設定し、コンパクトでまとまりのある市街地へと誘導します。

② 周辺と調和した土地利用の整序

- 用途地域*内については、用途地域毎の土地利用の考え方に則り、建築物の立地を誘導します。
- 用途地域内において住宅と望ましくない建物用途が混在する区域については、適切な用途地域への見直しや特別用途地区制度*などにより、良好な住環境の保護を図ります。
- 用途地域などの土地利用規制が及ばない地域のうち、開発行為*などの都市的土地利用が無秩序に進む恐れがある区域や道路の新設などによって土地需要が変化するなどの都市構造に影響を与える土地利用転換が生じた区域においては、特定用途制限地域制度*などの活用を検討し、秩序ある土地利用の促進に努めます。

③ 良好な住環境形成の誘導

- 良好な居住環境や商業環境が形成された区域においては、地区計画制度*や特定用途制限地域制度、建築協定*などを活用した市街地環境の維持・向上を図ります。



凡例			
【土地利用区分】			
	住宅地		地域拠点機能誘導地
	中心拠点機能誘導地		集落地
	沿道型サービス用地		農地
	工業・流通業務地		森林
			都市計画区域
			主な道路
			鉄道・駅
			主な河川

図4-1-1 土地利用方針図（市全域）

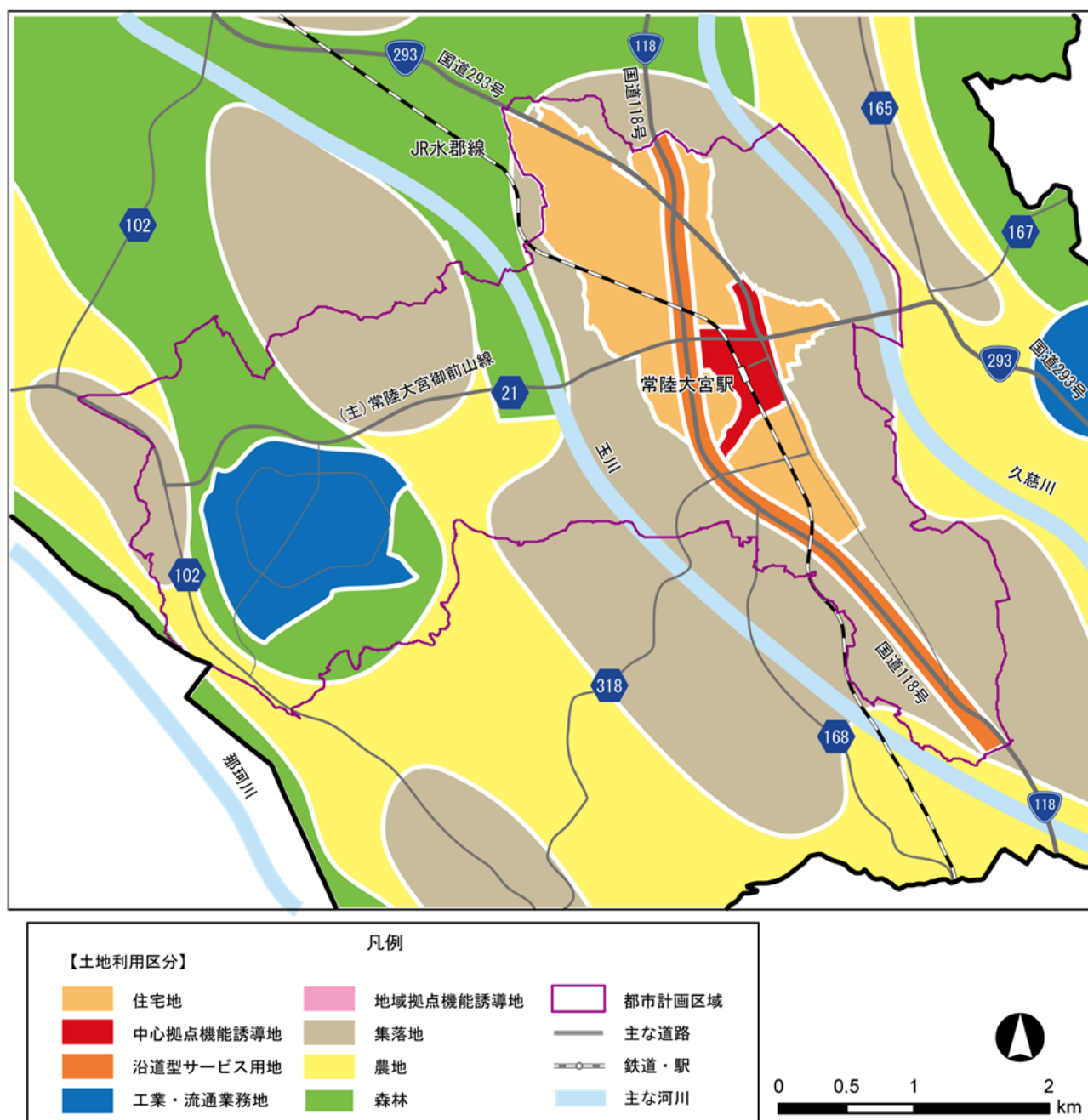


図 4-1-2 土地利用方針図（都市計画区域）

2. 道路に関する方針

(1) 道路に関する基本方針

市内と周辺都市を連絡する広域的な幹線道路や地域拠点間を結ぶ地域間の幹線道路、都市計画区域*内の道路ネットワークを構築する都市計画道路*等の都市内幹線道路については、関係機関に対し、整備や適切な維持管理、安全対策の実施を要望するとともに、市施工の未改良区間の整備を進めていきます。

既存の生活道路については、適切に維持管理をしていくとともに、誰もが安全・安心して歩行できる道路環境を構築していきます。

橋りょうやトンネルなどについては、予防保全*型の維持管理方法によって長寿命化*を進めます。



都市計画道路 3・4・4 宮中清水線
(主要地方道常陸大宮御前山線)

(2) 道路の整備方針

① 幹線道路ネットワークの構築

1) 広域幹線道路の整備

- 国道 118 号や国道 123 号、国道 293 号などの市内と周辺都市を連絡する広域的な幹線道路は、通勤をはじめとする日常的な暮らしの利便性を高めるとともに、大規模災害時の緊急輸送を円滑に行う上で重要な役割を担っていることから、関係機関に対し、整備や適切な維持管理、安全対策の実施を要望していきます。
- 常磐自動車道から県北西部を連絡する「茨城北部幹線道路（地域高規格道路*）」については、関係機関に対し、構想区間の整備促進を要望していきます。



都市計画道路 3・3・9 下村田泉線
(国道 118 号)

2) 地域間幹線道路の整備

- 国道や主要地方道、一般県道などの広域幹線道路を補完し地域拠点間を結ぶ幹線道路は、日常的な暮らしの利便性を高めるとともに、本市の一体性や地域間の連携を強化する道路として、関係機関に対し、整備や適切な維持管理、安全対策の実施を要望していきます。

3) 補助幹線道路の整備

- 広域幹線道路及び地域間幹線道路を補完する一般県道については、関係機関に対し、整備や適切な維持管理、安全対策の実施を要望していきます。
- 都市計画道路*については、未改良区間の整備や概成済*区間の必要となる改良に努めるとともに、適切な維持管理と安全対策を進めます。また、長期間にわたり未着手となっている区間については、都市計画道路の見直しの方針に基づき、都市計画変更の手続きを進めます。

② 道路環境の改善

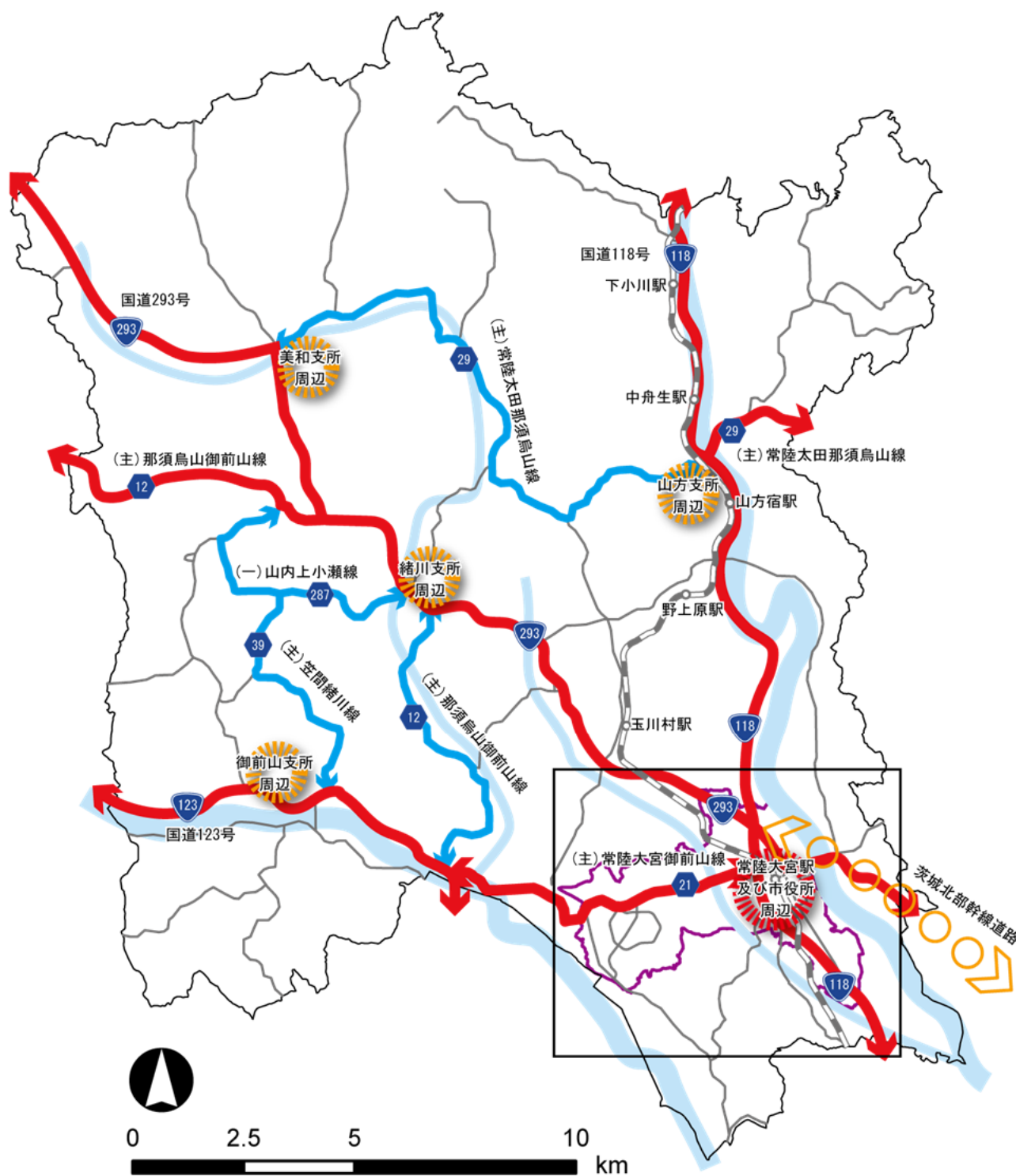
- 市街地・集落地内の生活道路については、地域の状況に応じて、市民生活を支える身近な道路として、計画的な整備と適切な維持管理を推進します。
- 常陸大宮駅周辺においては、駅周辺整備にあわせて既存の狭あい道路*の拡幅整備を推進します。
- 誰もが安全・安心して外出や移動ができる道路環境を構築するため、バリアフリー*に配慮した歩行空間への改善、ガードレールやカーブミラー、防犯灯などの設置を進めるとともに、必要な交通規制の導入を行うなどの安全対策を進めます。
- 幹線道路等の整備・改良にあたっては、必要に応じて、防災性や市街地景観の向上の観点から、無電柱化を進めます。



整備された歩道

③ 道路や橋りょうなどの適切な整備・維持管理

- 道路のほか、橋りょうやトンネル、道路構造物などについては、強度や耐久性などの点検と必要な整備・補修などを行う予防保全*型の維持管理により、長寿命化*を図ります。



凡例

《○○》 広域幹線道路（構想）

⇄ 広域幹線道路

⇄ 地域間幹線道路

— 補助幹線道路

⊙ 都市中心拠点

⊙ 地域拠点

□ 都市計画区域

— 鉄道・駅

■ 主な河川

図 4-2-1 道路整備方針図（市全域）

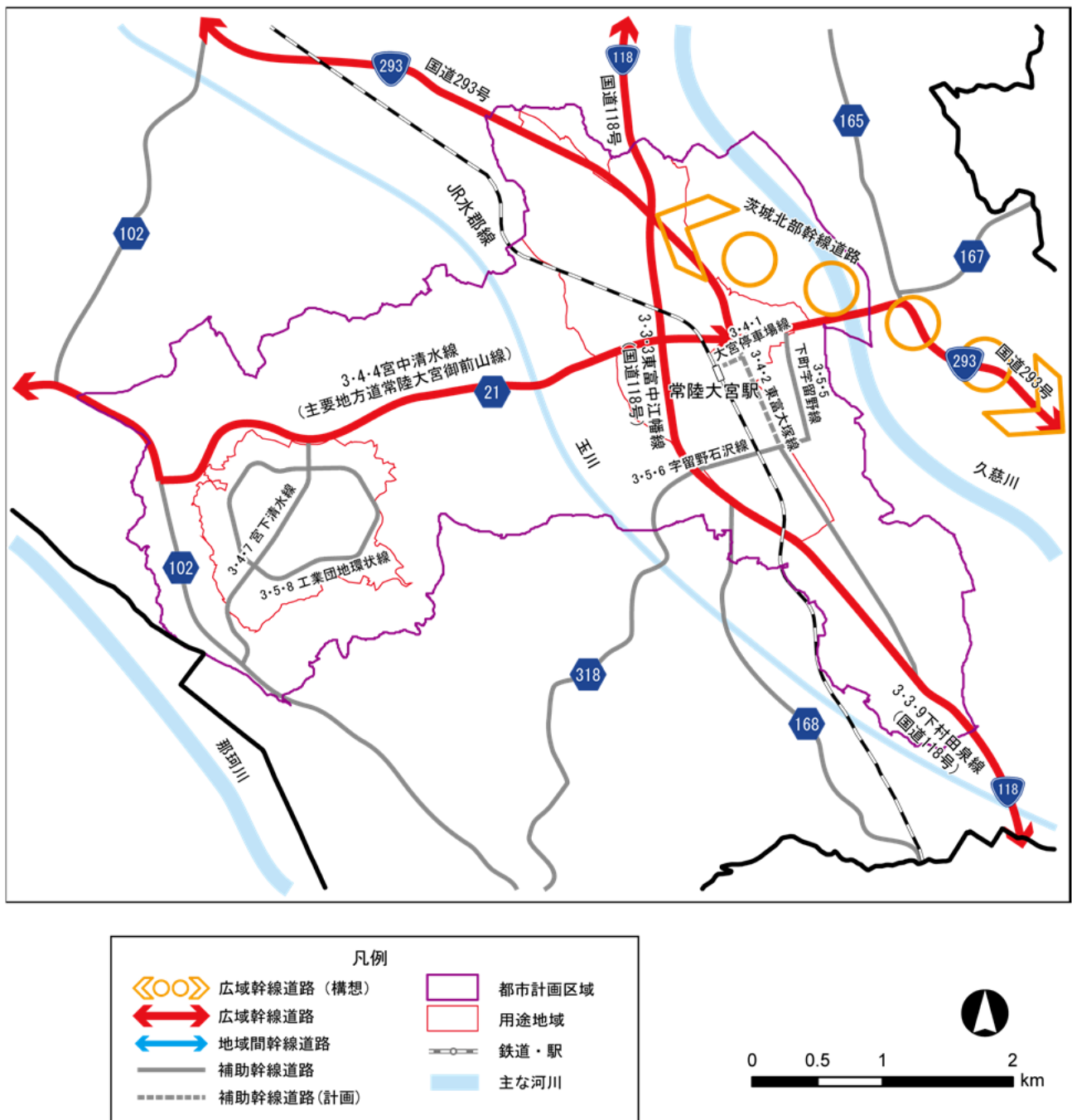


図 4-2-2 道路整備方針図（都市計画区域）

3. 公共交通に関する方針

(1) 公共交通に関する基本方針

鉄道やバスなどの公共交通は、通勤や通学、買物や通院を目的とした移動手段として、日々の生活を支える重要な機能です。本市では、JR水郡線の常陸大宮駅を中心に、鉄道、バスによる公共交通網が構築されていますが、市民の主な交通手段としては、自家用車が中心となっています。

高齢化のさらなる進行が予測される中、交通弱者の増加とともに公共交通の役割はより重要となってくることから、中心市街地と各地域を連絡する公共交通網の充実や常陸大宮駅の交通結節機能*の強化、公共交通の利用環境向上など、利用促進につながる取組を進めることにより、誰もが便利で安心して公共交通を利用できる環境の形成を目指します。

(2) 公共交通の整備方針

① 公共交通網の充実

1) 鉄道の利便性の向上

- JR水郡線については、誰もが安全・安心して利用できるよう駅舎や駅周辺のバリアフリー*化を進めるとともに、交通弱者を主体とした市民の重要な移動手段として、輸送力の強化を事業者に要請します。また、バスなどの公共交通との乗換利便性の向上を図ります。



JR水郡線

2) 地域特性に対応した持続可能な地域公共交通網の構築

- 地域から地域拠点までの地域内移動、地域拠点から都市中心拠点までの移動手段を確保するため、地域の実情に応じた効率的な役割分担のもと、バスと乗合タクシーを基本とした地域公共交通網を構築します。
- 主要施設の多くが立地している大宮地域における回遊性を高めるため、路線バスの運行を維持するとともに、利用利便性の向上を図ります。

3) 交流人口*の拡大に向けた公共交通網の充実

- JR水郡線、本市と首都圏とを結ぶ高速バス、周辺都市とを結ぶ広域路線バスといった広域的な公共交通については、日常的な通勤・通学、本市への来訪交流人口の拡大や商業観光の活性化を支える交通基盤として活用するため、事業者に対し利便性の向上を要請します。
- 来訪者の市内移動の利便性を確保するため、道の駅や温泉温浴施設などの交流拠点への公共交通によるアクセス性の維持・向上に努めます。

② 常陸大宮駅の交通結節機能*の強化

- 老朽化が進んでいる常陸大宮駅においては、駅舎の改築等により、市の玄関口の顔としてのイメージアップを図るとともに、東西を連携する自由通路などの整備によって、交通結節機能を高めます。
- 常陸大宮駅の東側については、通勤・通学時間帯の交通混雑の緩和や地域住民の利便性などの向上のため、都市計画道路*大宮停車場線の都市計画を必要があれば見直した上、駅前広場*の整備を進めます。また、駅の西側については、新たな顔づくりによる地域の活性化などを図るため、駅前交通広場*の整備を進めます。
- 駅舎や駅周辺における交通施設などは、誰もが安全・安心して利用できるようにバリアフリー*化を進めます。
- 駅利用者の市内の回遊性を高めるため、わかりやすい案内・サイン類の整備・充実に努めます。
- 駅利用者の利便性の向上などを図るため、駅周辺に不足している駐車場の整備拡充を推進します。



常陸大宮駅前交通広場の整備イメージ

③ 公共交通の利用環境の向上

- 利用者が多いバス路線のバス停などにおいては、ベンチや上屋などを設置し、使いやすいバス待ち環境への改善を検討します。
- 高齢者や障害者をはじめとして、誰もが安心して公共交通を利用できるように、低床バスやバリアフリーに対応したワゴン車への更新を進めます。
- ICT*（情報通信技術）その他の技術革新の進展を注視し、公共交通の運行効率や利便性の向上、地域の課題解決に資する AI*（人工知能）や IoT*（モノのインターネット）などの新たな技術やサービスの効果的な活用に向けた検討を行います。

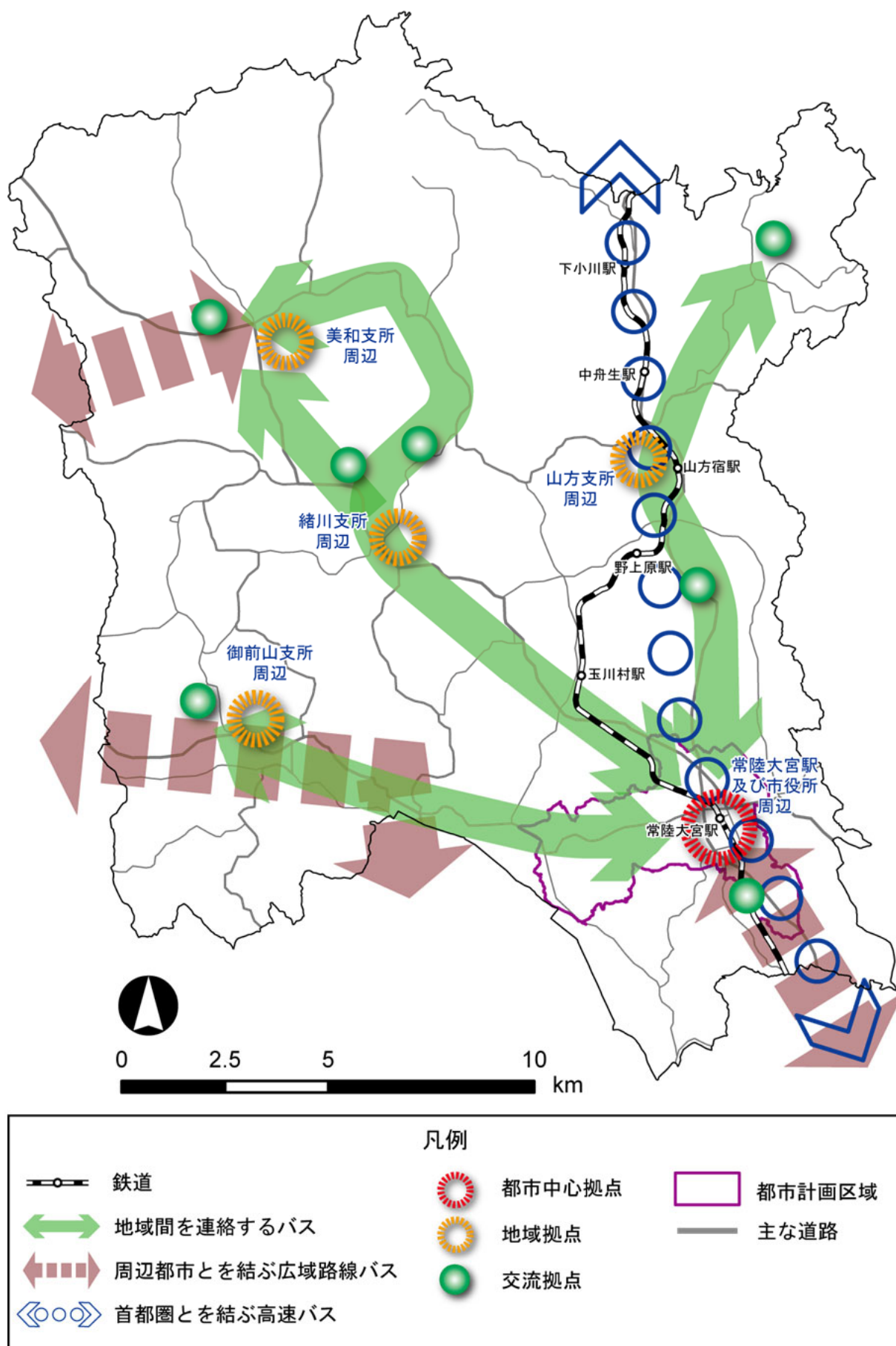


図4-3-1 公共交通の方針図

4. 居住環境に関する方針

(1) 居住環境に関する基本方針

「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりには、誰もが安心・快適に暮らし続けられる居住環境が備えられていることが必要です。

このため、市街地の環境改善や空き家の解消、公的住宅の確保、暮らしの利便性に関わる生活関連サービス施設の立地誘導などについては、新規整備に限らず既存ストック*や遊休資産*を有効活用しながら取り組むとともに、あわせて、暮らしを支える公共施設などの整備と適切な維持管理を進めることで、誰もが暮らしやすい良好な居住環境の形成を目指します。

(2) 居住環境の整備方針

① 市街地環境の維持・改善

- まちづくり上の課題が生じている既成市街地においては、都市基盤施設*の更新や生活関連サービス施設の立地誘導、既存ストックの活用促進などにより、住み続けられる環境の維持に努めます。
- 既成市街地内において、都市機能*の更新や居住環境の改善、防災性の向上などを図る必要がある地区や低未利用地*が多く残る地区については、地区計画などの手法により市街地環境の改善を図ります。

② 空き家等の解消

- 利活用が可能な空き家等については、住宅取得の奨励金や空き家の改修等に対する補助などの経済的な支援、「常陸大宮市空き家バンク制度*」の創設による流通促進、本市での暮らしがイメージできる「お試し住宅*」としての利用などにより、有効活用を促進します。
- 空き家は、不適切に放置された場合、特定空き家等*や管理不全空き家等*となる可能性があることから、周辺的生活環境を保全するため、所有者に対して適正な管理を促します。



空き家を活用した事業イメージ
出典：常陸大宮市 HP

③ 公営住宅の計画的な確保

- 市営住宅については、「常陸大宮市公営住宅等長寿命化*計画」に基づき、予防保全*型の維持管理方法により、施設の長寿命化に努めます。
- 老朽化した市営住宅については、子育て世帯などの若い世代の定住促進や高齢化社会に対応した住居の提供など、公的住宅への需要を考慮しながら、統合・集約及び廃止を検討し、魅力ある住宅施設の確保を図ります。

④ 公共施設等の整備

- 公共施設等については、予防保全の視点に基づく計画的な点検及び修繕による維持管理に転換することにより長寿命化を図ります。
- 近隣施設・類似施設の有無や人口動向、利用状況などを総合的に勘案し、施設の集約、転用、売却などにより施設再編を検討します。
- ユニバーサルデザイン*を考慮したバリアフリー*の施設づくりにより、誰もが安全に安心して利用できる空間を確保します。
- 常陸大宮駅の西側においては、交通結節点*としての立地特性を活かし、市役所本庁舎や文化センターなどの機能と連携しながら、市民の生活利便性の向上に寄与する生活関連サービス施設としての機能も有する交流拠点施設の整備を進めます。
- 地域拠点においては、地域の活性化や定住化を支える活動拠点として、支所庁舎の改築等にあわせ、市民活動の拠点や憩いの場としてのコミュニティ施設の整備を推進します。また、廃校などを活用した市民が集うことが出来る地域活動拠点の整備を支援します。

⑤ 安全・安心なまちづくりの推進

- 鉄道駅等の集客施設への防犯カメラの設置を進めるほか、地域の要望に応じて幹線道路等にLED防犯灯の新設を進めます。
- 防犯キャンペーンの実施やチラシの配布など広報活動の充実を図り、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- 通学時の安全確保を図るため、保護者、学校、道路管理者等が連携しながら、定期的に通学路の合同点検を行うなど、防犯対策・交通安全対策を推進します。

⑥ 上下水道の整備

1) 上水道施設の計画的な整備，維持管理

- 既存施設の老朽化などへの対応や耐震化を踏まえた整備，維持管理を推進するとともに，震災などの緊急時の安全対策に努め，安全で安定した上水道の供給を図ります。

2) 下水道の計画的な整備，維持管理

- 生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため，流域下水道*や公共下水道*，農業集落排水施設の整備，合併処理浄化槽*の設置などにより，総合的・効率的な污水处理施設整備を推進します。
- 既設の污水处理施設については，老朽化への対応や耐震化などの計画的な改修・更新による適切な維持管理を進めます。
- 人口減少や既存施設の更新期の到来を見据えた中で，持続可能な下水道の事業運営を進めるため，事業の広域化・共同化に向けた検討を進めます。

⑦ 環境に配慮したまちづくり

- 資源やエネルギーの効率的な利用・活用を進めることにより，環境負荷の少ないまちづくりを推進します。
- 事業者に対して公害の発生防止に向けた情報提供や有害物質の安全管理の推進を図ります。

5. 水と緑に関する方針

(1) 水と緑に関する基本方針

本市は、市域の広範囲に森林が広がり、那珂川・久慈川に代表される水辺と農地が相まって、緑豊かな自然環境を形成しています。また、市街地や集落地には、公園・緑地が整備されています。

これらの緑や水辺などの自然環境は、地球温暖化*の防止、水環境の保全、大気環境の保全、生態系の保全などの環境保全機能を有しています。また、防災空間やレクリエーション空間、景観資源としての価値も有しており、本市の貴重な財産となっていることから、適切に保全、維持管理をするとともに、観光やレクリエーションの場として活用していきます。

(2) 公園・緑地の整備方針

① 公園・緑地の整備・確保

- 公園・緑地は、子供の遊び場や子育て世代のコミュニティ醸成の場、高齢者の憩いの場など、多様な世代が定住する生活基盤として重要な役割を担っていることから、特に不足する市街地を中心に既存のオープンスペース*を活用して、必要となる公園等を適正に配置・整備します。
- 西部総合公園については、週末のレクリエーション需要に対応するため、スポーツ・レクリエーション機能を有する運動公園として、機能の維持を図ります。

② 公園・緑地の適切な維持管理・運営

- 公園施設については、遊具等の安全管理を徹底し、適正な維持管理に努めます。また、多様な世代が定住する生活基盤として、利用者のニーズの変化を捉え、廃止や統合なども含めた公園のリニューアルを検討します。
- 公園の維持管理にあたっては、利用者の立場に立った柔軟な運用を図るため、地域住民や各種団体との協働による管理運営や指定管理者制度*の活用など、施設の特性に応じた適切な管理体制を構築します。



西部総合公園

(3) 緑の保全・創出の方針

① 市街地における緑の保全・創出

- 都市計画区域*においては、森林法など土地利用関係法令との連携を図りながら、都市計画法*や常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例などに基づき、良好な自然環境と調和した計画的な土地利用を進めることにより、緑地の保全や地域に存在する希少種の保護を図ります。
- 久慈川周辺の緑地など良好な自然的景観を形成している地区は、都市の風致を維持するため、風致地区制度*の活用を検討します。
- 潤いのある市街地環境を確保するため、緑地協定の締結等により、住宅や工場等の敷地内の緑化を促進します。
- 保全が望ましい緑地については、緑地保全地域*等の活用を検討します。また、特に良好な景観形成にとって重要な緑地や社寺等と一体となって歴史的・文化的価値を有する緑地については、特別緑地保全地区制度*の活用を検討します。
- 市街地内の農地は、防災機能や治水機能、気候の平準化機能など、農地が有する多面的な機能を活かす視点から保全に努めます。

② 山間部における森林の保全

- 山間部に広がる緑豊かな森林は、自然公園地域や自然環境保全地域*、保安林*をはじめとする各種制度を活用し、将来にわたりこれら自然環境の保全に努めます。



農家暮らし体験イメージ

③ 里山の保全・活用

- 市街地や集落地に近接する樹林地や集落地の後背に広がる里山については、地域住民やボランティアとの協働のもと、除伐や整枝などの間伐作業により適切な管理に取り組むことで、良好な自然環境の維持・保全に努めます。また、自然学習や観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。
- 地域住民や市民団体との協働により、里山環境を活用した教育旅行による農家暮らし体験などに取り組みます。

(4) 水辺の保全の方針

- 久慈川や那珂川などの水辺においては、河川流域の環境に配慮しながら、親水性*などを活かした憩いや交流の場の形成など、総合的な水辺の整備を進めるとともに、水質の浄化や水辺環境の保全を進めます。



久慈川

6. 観光・レクリエーションに関する方針

(1) 観光・レクリエーションに関する基本方針

本市は、御前山や那珂川に代表される美しく豊かな自然や歴史の残る町並み、市内外から多くの人が訪れる交流拠点となる施設など、素晴らしい地域資源を有しています。

このため、県内はもとより首都圏、さらにはインバウンド*も視野に入れた誘客に向けて、これらの地域資源を多くの人が訪れる「交流」のまちの実現を支える観光・レクリエーションの場として活用していきます。

(2) 観光・レクリエーション資源の活用方針

① 交流拠点の形成

- 道の駅をはじめとした観光物産施設や四季彩館などの温泉温浴施設、常陸大宮ショッピングセンターピサーオをはじめとした商業施設については、市の魅力を積極的に発信する機能のほか、「人」・「もの」・「情報」の集積を図り、活力とにぎわいを創出する交流拠点の形成を進めます。
- 国史跡・重要文化財の泉坂下遺跡については、弥生時代中期の再埋葬遺跡*として学術的にも価値の高い地域の重要な資源であることから、文化財などの収蔵・展示を目的とした施設の整備や遺跡の公園化などを検討します。



道の駅 常陸大宮

② 御前山・那珂川観光の強化

- 御前山ダム及び周辺施設、那珂川大橋及びその周辺の整備などにより、御前山・那珂川の観光資源を活用した誘客を促進します。



御前山ダム

③ 観光・レクリエーション資源の利用環境の向上

- 鉄道駅や交流拠点、観光・レクリエーション資源の周辺においては、観光案内機能や来訪者にわかりやすい案内・サイン類の整備・充実により、周遊性や利用環境の向上に努めます。
- 西塩子の回り舞台や道の駅、久慈川をはじめとした市内各地に存在する魅力的な地域資源については、地域の魅力の発信や市内外の方々の交流の場となるように住民や地域団体との協働によるイベント・お祭りの場などとして活用します。



西塩子の回り舞台の様子

④ 広域的な観光・周遊の促進

- 県や周辺都市、交通事業者などと連携し、観光・レクリエーション資源を最大限に活かした、テーマ性やストーリー性を有する魅力ある広域的な観光・周遊の形成を進めます。

(3) 美しい景観の形成方針

① 自然と調和した市街地の景観づくり

- 市街地においては、周辺の自然的景観との調和や眺望の確保に配慮しながら、魅力的でうらおいや賑わいのある市街地景観の形成に努めます。
- 歴史的建築物が集積する町並みや貴重な文化財による歴史・文化的景観などについては、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と観光・レクリエーション資源としての活用を進めます。
- 市街地周辺に点在する集落地の屋敷林や社寺林などは、昔ながらの安らぎをもたらす景観として保全に努めます。

② 自然豊かな景観の保全

- 市全体に広がる緑豊かな森林や久慈川に代表される水辺空間などの自然的景観、集落と農地、屋敷林が織りなす伝統的な農村景観など、豊かな自然との共存が育んだ地域の美しい景観の保全と創出を促進します。

7. 防災対策に関する方針

(1) 防災対策に関する基本方針

近年、地震や台風、想定を大幅に超える豪雨等の大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、本市でもこれらの災害による被害が想定されています。

このため、災害が発生することを念頭におき、災害規模の最小化、早期の復旧・復興の考えのもと、ハード・ソフトの両面から安全・安心して暮らせる災害に強いまちづくりに取り組みます。

(2) 防災対策の方針

① 地震災害への対応方針

1) 建築物等の耐震化・不燃化

- 老朽化した木造建築物が密集する市街地においては、建築物等の耐震化・不燃化を促進し、災害に強い市街地への改善を図ります。

2) 公共公益的施設の防災性の向上

- 公共公益的施設は、災害時の防災拠点としての機能を確保するため、防災資機材を備蓄します。また、周辺への防火水槽の整備を図ります。
- 避難場所・避難所となる公共施設のほか、災害時の救援、復旧、復興活動を行う上で重要な防災拠点施設のうち耐震基準を満たしていない施設については、施設の耐震化・不燃化などの対策を進めます。

3) 避難場所、避難所の安全性の確保

- 防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園・緑地などの避難場所、避難所については、安全性の確保に努めます。
- 避難空間や救護・救援、ボランティアの活動拠点など、災害時対応の一元的な拠点となる防災公園の整備を検討します。

4) 地震災害に強い市街地構造の構築

- 緊急輸送道路*ネットワークの機能を確保するため、沿道建築物の耐震化による倒壊の防止、建物倒壊時に道路が閉塞しない幅員の確保、橋りょうの耐震化による落橋の防止など、緊急輸送道路の強化を図るとともに、代替路線の整備を進めます。
- 避難経路や救命・救援活動のための災害対応車両の通行を確保するため、行き止まりや狭あい道路*の解消、建築物の耐震化・不燃化を促進します。
- 延焼遮断や遅延効果がある緑地や農地の保全を図ります。

② 水害への対応方針

1) 河川改修などによる洪水災害の予防

- 一級河川については、洪水による浸水被害が甚大になることが想定されることから、地域の安全を確保するため、河川改修や河川整備計画の見直し、整備メニューの充実など、適切な治水対策とその強化を関係機関に働きかけます。
- 準用河川や水路については、流下機能を保持するため、適切な維持管理や改修を行います。
- 河川沿岸域で堤防が決壊した際に家屋を倒壊させるような激しい流れの発生が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域*については、減災の視点から区域内の土地利用や建物立地を適切に誘導します。

2) 雨水排水機能の強化

- 市街地などにおける内水被害の防止・軽減を図るため、近年の集中豪雨などを踏まえた放流河川の整備と十分に整合を図りながら、公共下水道*雨水幹線などの雨水排水施設の整備を進めます。

③ 土砂災害への対応方針

1) 土砂災害対策の推進

- 斜面崩壊などの自然災害に対応するため、台地と低地の間に連なる斜面林の保全を図ります。また、斜面崩壊の危険が高い箇所については、土砂災害に対する適切な予防対策を推進します。

2) 土砂災害の防止に向けた土地利用の誘導

- 土砂災害特別警戒区域*においては、住宅宅地の分譲や社会福祉施設等のための開発行為*を規制するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者などに対して移転などの勧告を行うなど、災害リスクの低い区域への土地利用の誘導を図ります。

④ 市民との協働による防災・減災対策

- 市民との協働によるわかりやすい防災マップや避難マニュアルの作成などを通して、災害リスクや避難場所などの情報提供に取り組むことで、市民の防災意識の向上に努めます。
- 市民が主体となって取り組む防災訓練や防災カルテの作成、自主防災組織の設立などを支援するため、必要となる情報の提供や資機材を確保するための助成などを行います。
- 防災行政無線デジタル化の整備を行うことにより、情報通信手段の充実を図ります。



防災訓練イメージ

出典：常陸大宮市 市民協働のまちづくり指針

第 5 章 地域別構想

1. 地域区分の設定

(1) 地域区分の考え方

地域別構想は、全体構想を踏まえ、まちづくりの主体である市民が、身近な地域の将来の姿を共有しながら、それぞれの立場から、地域の特性を活かしつつきめ細かな取組を進めるための「道しるべ」として、より具体的な方針を示すものです。

このことを踏まえ、地域別構想の単位となる地域は、次の考え方にに基づき区分します。

- 日常生活上の交流の範囲、地域コミュニティの広がりを考慮すること
- 土地利用のまとまりや都市の形態などの地域特性を考慮すること
- 町村合併などの経緯を考慮すること

(2) 地域区分の設定

地域区分の考え方を踏まえ、身近な地域の将来の姿を共有しながら取組を進める上で重要となるコミュニティ単位を重視し、旧町村の5地域による区分とします。



図 5-1-1 地区区分図

(3) 地域別まちづくり方針の基本的な考え方

地域別まちづくり方針は、将来都市構造及び全体構想に基づき、以下の考え方を基本として、各地域の現況・課題を踏まえながら、設定していきます。

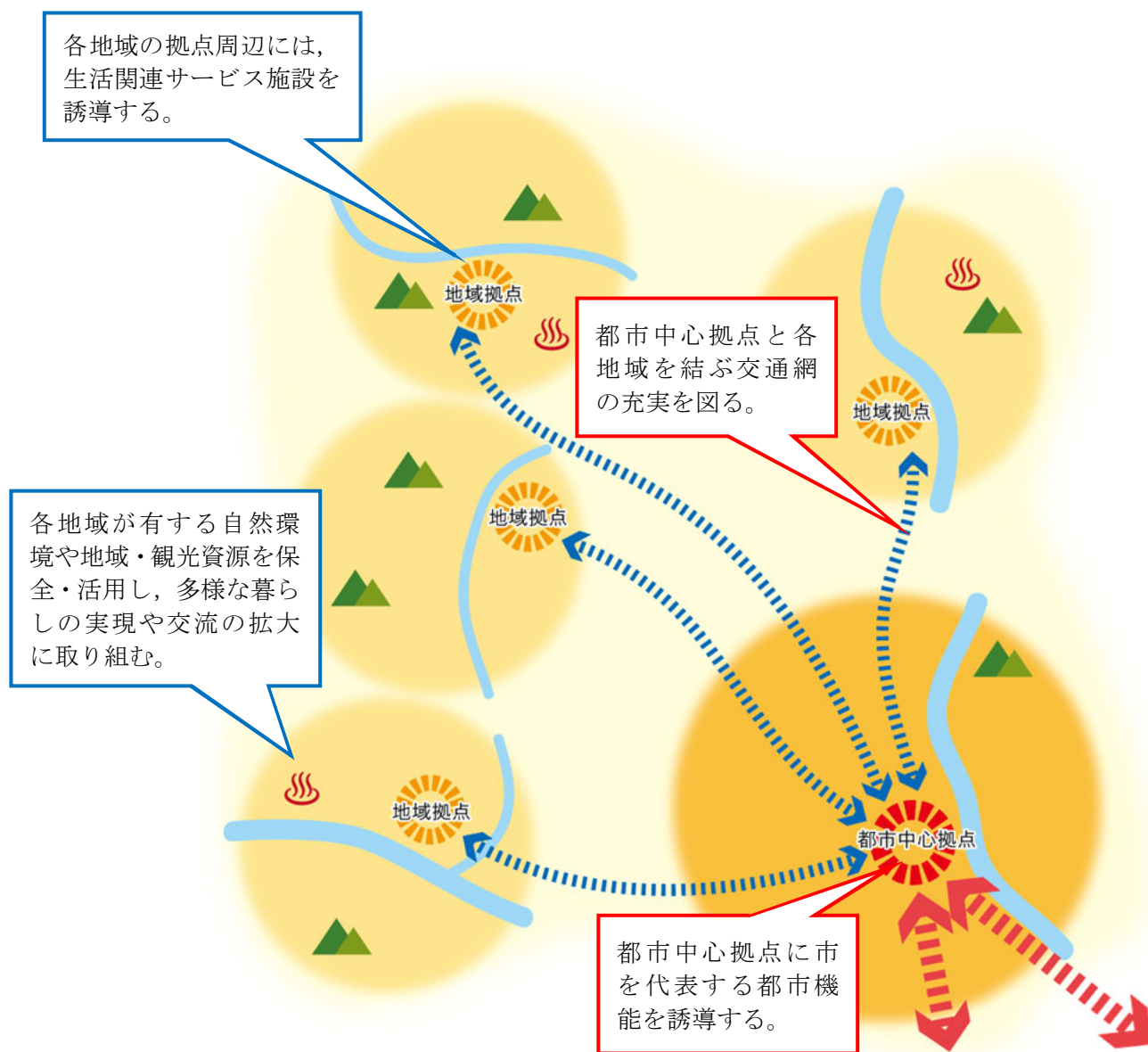


図 5-1-2 地域のまちづくり方針の基本的な考え方

2. 地域別まちづくり方針

(1) 大宮地域のまちづくり方針

① 地域の概況・課題

○ 大宮地域は、市の東側南部に位置し、常陸太田市、那珂市及び城里町に接しています。地域面積の約20%が都市計画区域*に指定されており、その3分の1にあたる区域に用途地域*が指定され、常陸大宮駅周辺を中心に市街地が形成されています。市街地以外の区域には、農業振興地域*など自然的な土地利用に関わる法規制が適用されています。これらの自然は、本市の重要な資源であるため、引き続き保全していくことが求められます。

○ 交通網としては、JR水郡線が南北方向に縦貫しており、本市の玄関口となる常陸大宮駅が設置されています。また、国道118号、国道293号などの主要な幹線道路が中心市街地から放射状に配置されており、周辺都市と結ばれています。このため、鉄道やバスサービスの利便性の向上などにより、周辺都市とのアクセス性をより向上させることが求められます。

○ 市街地には、市役所本庁舎のほか、文化センターなどの行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設が立地し、さらに国道118号沿道を中心に商業施設が立地するなど、市の中心的な役割を担う地域となっています。このため、市全体の発展の牽引に向け、地域拠点との連絡性を高める公共交通ネットワークの構築のほか、市内外から多くの人が集う空間として、都市機能*の集積による利便性の高い市街地の形成を図るとともに、道路・オープンスペース*が不足する市街地の防災性の向上などによる市街地環境の改善も求められます。

○ 2015(平成27)年の人口は25,601人で、市全体の約60%を占めています。2040年には20,715人まで減少することが見込まれていますが、市全体に対する割合は、約70%にまで上昇し、市内での人口の集積度合いが高まることが予想されます。

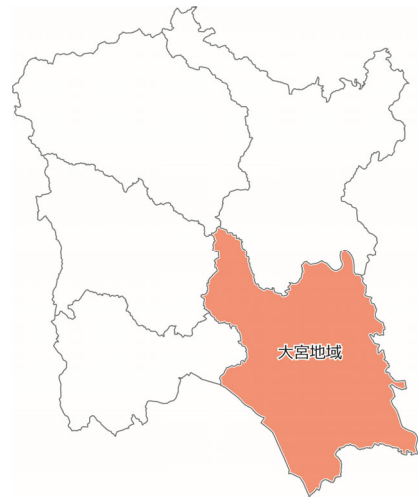


図5-2-1 大宮地域の位置

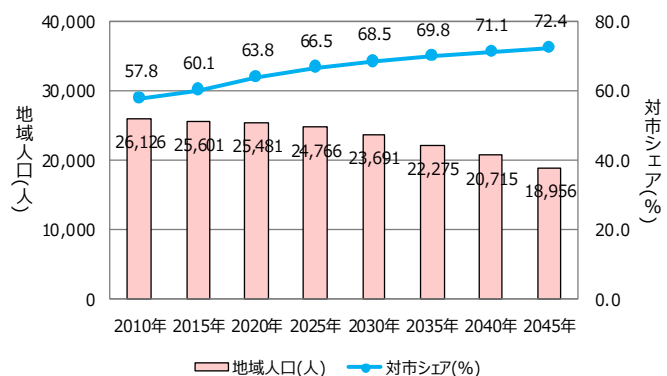


図5-2-2 大宮地域の人口動向と将来推計

※ 2010年人口及び2015年人口からコーホート変化率法を用いて将来人口を推計

- 市民アンケート調査結果から本市の生活環境についての回答を見ると、本地域の住民は「雇用機会や働く場」「安全に歩ける歩行空間の整備」「鉄道駅の利便性」「自然災害等に対する防災対策」「病院や診療所など医療施設」が、特に重要だと考えているものの、現状の満足度が低くなっています。このため、まちづくりに際しては市民のニーズを捉え、より満足度を高める取組が求められます。

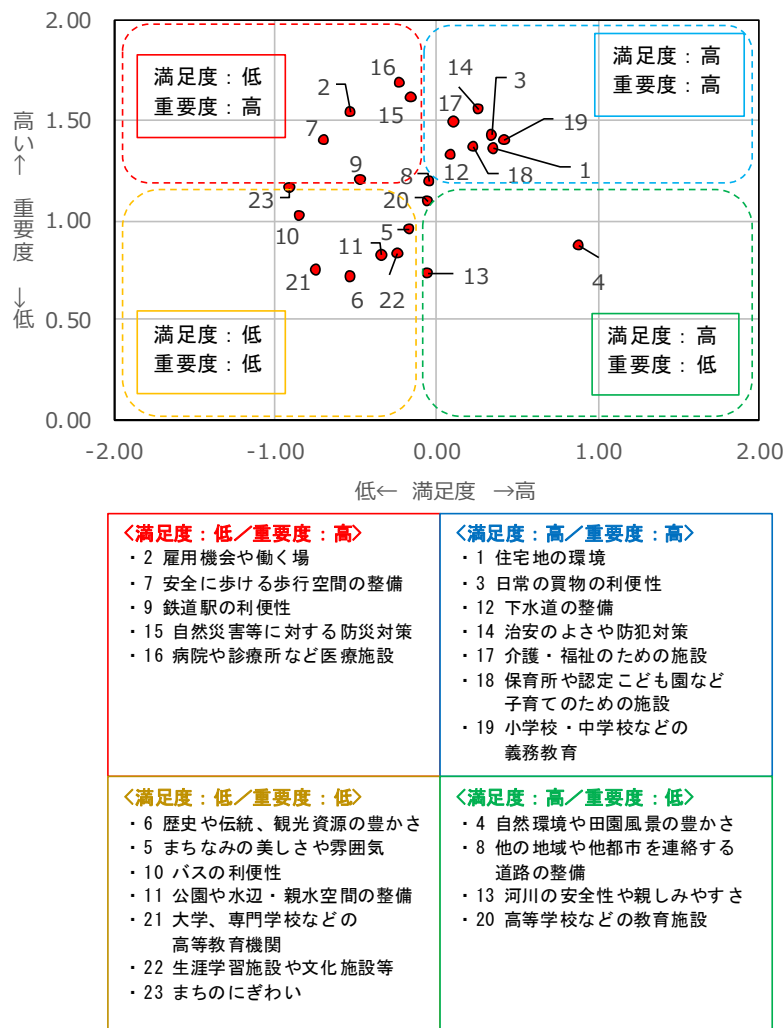


図 5-2-3 生活環境の現状の満足度・今後の重要度（大宮地域）

資料：市民アンケート調査

② 地域のまちづくりのテーマ

地域のまちづくりのテーマは以下の通りです。

● 『『住み続けたい』と思えるまちづくり』を実現するために

- **常陸大宮市の持続的発展を牽引する都市中心拠点の形成**
⇒ 常陸大宮駅や市役所本庁舎周辺において、市全域を対象とした都市機能*の集約化を誘導し、多様化する生活関連サービスの提供を可能にする都市中心拠点を形成します。
- **計画的な整備・改善による良好な居住環境の維持，保全，形成**
⇒ 都市計画法*などの法令に基づく諸制度を活用しながら，都市基盤施設*などの計画的な整備・改善により良好な居住環境の維持，保全，形成を進めます。
- **安定的な雇用の確保を支える新たな企業誘致の推進**
⇒ 交通アクセスの利便性の向上も見据え，新たな企業誘致の推進などによって，定住や移住に不可欠な雇用に安定的に確保します。

● 『『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり』を実現するために

- **周辺都市からのアクセス性の良さを活かした新たなにぎわいの創出**
⇒ 周辺都市からのアクセス性の良さを活かし，空き家や空き地，空き店舗などの既存ストック*を活用しながら，新たなにぎわいの創出に取り組みます。
- **周辺都市との連携を強化する道路・交通ネットワークの充実**
⇒ 自然豊かな地域での二地域居住*などの多様な暮らし方・楽しみ方が可能となるように，常陸大宮駅周辺の整備や道路・交通ネットワークの充実を図ります。

● 『『郷土』を次世代につなげるまちづくり』を実現するために

- **市の魅力や歴史・文化などの情報を発信する交流拠点の配置**
⇒ 市の玄関口・交通結節点*として多くの人が集まる常陸大宮駅周辺の立地特性を活かし，本市の魅力や歴史・文化などを広く情報発信することのできる交流拠点の配置を進めます。
- **水辺や歴史文化を活用した「郷土」の魅力の向上**
⇒ 久慈川の水辺や泉坂下遺跡など，地域の大切な資源を活かすことによって，市民が誇りや愛着が実感でき，また来訪者にとっても魅力ある「郷土」づくりを進めます。

③ 地域のまちづくり方針

1) 『住み続けたい』と思えるまちづくり方針

<常陸大宮市の持続的発展を牽引する都市中心拠点の形成>

■都市機能*の立地誘導による拠点性の向上

- 常陸大宮駅及び市役所本庁舎の周辺については、商業・業務、医療・福祉、行政、文化などの生活関連サービス施設の立地・集積を誘導します。また、周辺の道路について、歩行者の安全性を高めるため、歩車分離による歩行空間の確保やバリアフリー*化を進めます。
- 常陸大宮駅の西側には、市民の生活利便性の向上に寄与する生活関連サービス施設としての機能を有する交流拠点施設の整備を進めます。



市役所本庁舎

■適切な土地利用の誘導

- 国道 118 号沿道の用途地域*外の区域においては、後背地の土地利用や建築物との調和の観点から、秩序ある土地利用の促進に向けて、特定用途制限地域制度*などの指定を検討します。

■常陸大宮駅の交通結節機能*の向上

- 常陸大宮駅については、駅の利便性向上や市の玄関口の顔としてのイメージアップに向けて、駅舎の改築を進めます。
- 常陸大宮駅の交通結節機能を高めるため、駅東口における駅前広場*、駅西口における駅前交通広場*、東西を連携する自由通路などの整備を進めます。
- 常陸大宮駅周辺においては、安全・快適で回遊性の高い歩行空間とするため、バリアフリーに配慮した道路の改善やガードレールや防犯灯などの設置を進めるとともに、必要に応じて交通規制の導入を行うなど安全対策を進めます。
- 都市計画道路*大宮停車場線は、常陸大宮駅へのアクセスの向上や駅周辺の魅力ある市街地形成を図るため、必要があれば都市計画を見直した上で、駅前広場の改修事業と一体的な整備を推進します。また、電線類の地中化や沿道の街並の誘導などにより、市の玄関口、都市中心拠点としてのイメージアップに資する景観づくりを進めます。
- 常陸大宮市駅西側においては、国道 118 号からのアクセスを確保するため、既存道路の拡幅などによる生活道路のネットワークの形成を進めます。
- 駅利用者の市内の回遊性を高めるため、わかりやすい案内・サイン類の整備・充実に努めます。
- パークアンドライド*による鉄道利用者の利便性を高めるため、常陸大宮駅東西への駐車場整備を進めます。



都市計画道路大宮停車場線の整備イメージ

<計画的な整備・改善による良好な居住環境の維持、保全、形成>**■市街地環境の改善（都市計画区域*内の住宅地）**

- 良好な居住環境の維持、または居住環境の改善を図る必要がある地区については、道路や下水道などの都市基盤施設*を適切に整備・維持管理するとともに、地区計画等の活用を検討します。
- 老朽化した木造建築物等の耐震化・不燃化の促進や行き止まり・狭あい道路*の解消など、地震災害に強い市街地への改善に取り組みます。

■集落地の無秩序な拡大防止と良好な居住環境の維持（都市計画区域外の住宅地）

- 既存の集落地については、豊かな自然と共存した環境とコミュニティの維持を基本に、無秩序な拡大をできる限り抑制するとともに、道路や下水道などの都市基盤施設の合理的な整備によって、集落環境を維持します。
- 都市計画区域外の住宅地については、引き続き、ゆとりのある良好な低層・低密度の居住環境を維持します。
- 老朽化が進んでいる市営住宅のうち、東野泉住宅、石沢住宅、若林住宅については、統合による再建を検討します。

■居住空間の安全性や快適性の向上

- 国道 118 号及び国道 293 号については、日常的な暮らしの利便性や安全性を高めるとともに、大規模災害時の緊急輸送道路*としての通行性を確保するため、関係機関に対し、整備や適切な維持管理、安全対策の実施を要望していきます。
- 都市計画道路*東富大塚線は、国道 118 号を補完し、中心市街地の骨格となって、円滑で安全な交通流動を確保するため、整備を推進します。
- 都市計画道路東富大塚線のうち宇留野石沢線より南の区間、都市計画道路宮中清水線のうち下町宇留野線より東側の区間については、都市計画道路の見直し方針に基づき、都市計画の変更の手続きを進めます。
- 公園が不足している市街地内においては、既存のオープンスペース*を活用して、必要となる公園等を適正に配置・整備します。

■災害リスクの高い区域における土地利用の抑制

- 久慈川及び那珂川の治水安全性を高めるため、築堤*などの河川改修を関係機関に要望します。また、沿岸域で堤防が決壊した際に家屋を倒壊させるような激しい流れの発生が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域*については、減災の視点から区域内の土地利用や建物立地を適切に誘導します。

<安定的な雇用の確保を支える新たな企業誘致の推進>**■新たな企業誘致の推進**

- 既存工業団地においては、現在の操業環境の維持・向上を図るとともに、空き工場や空き物件が生じた場合は、速やかに新たな企業誘致を推進します。
- 幹線道路の沿道などにおいては、生活利便性の向上や安定的な雇用の確保を図るため、流通業務施設や規模の大きな商業店舗などの立地を適切に誘導します。

2) 『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり方針

<周辺都市からのアクセス性の良さを活かした新たなにぎわいの創出>

■市街地の空洞化*の解消とまちのにぎわいの再生

- 常陸大宮駅周辺や市役所本庁舎周辺等においては、空き家や空き地、空き店舗などの既存ストック*を活用しながら、企業のサテライトオフィス*の誘致や若い世代を中心とした起業支援、特産品の開発・販売などにより、市街地の空洞化の解消とまちのにぎわいの再生を進めます。
- 市民活動団体や商工会、自営業の方々と協働により、既存商店街の活性化や魅力の向上を図るためのイベント等に取り組みます。



空き店舗の活用事例
(自由に使えるフリースペース)

<周辺都市との連携を強化する道路・交通ネットワークの充実>

■広域幹線道路の整備促進

- 茨城北部幹線道路については、常磐自動車道から県北西部を連絡する地域高規格道路*として、関係機関に対し、構想区間の整備促進を要望していきます。
- 主要地方道常陸大宮御前山線については、都市中心拠点となる常陸大宮駅周辺から水戸北部中核工業団地にアクセスするための道路であり、都市計画道路*宮中清水線として都市計画決定されています。さらに御前山地域の地域拠点を經由して栃木県茂木町に至る広域幹線道路と位置づけられることから、概成済*となっている区間における必要な整備や適切な維持管理の実施による機能強化を関係機関に要望していきます。

■公共交通の利便性の向上

- 本市と周辺都市を結ぶ、JR水郡線、高速バス、広域路線バスについては、事業者に対して利便性の向上を要請します。
- 大宮地域と他の地域を結ぶ地域間交通として路線バスを位置づけ、利便性の向上に努めます。
- 路線バスの利用が困難な区域における移動手段として、乗合タクシーを位置づけ、引き続きサービス水準の向上に向けた検討を進めていきます。

3) 『郷土』を次世代につなげるまちづくり方針

<市の魅力や歴史・文化などの情報を発信する交流拠点の配置>

■交流拠点の整備

- 常陸大宮駅の周辺には、本市の魅力や歴史・文化などの情報を発信する交流拠点施設の整備を進めます。

<水辺や歴史文化を活用した「郷土」の魅力の向上>

■土地利用関連法令を活用した自然の保全

- 奥久慈県立自然公園については、茨城県立自然公園条例に基づく土地利用制限により適切に保全するとともに、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。
- 久慈川周辺の緑地については、良好な自然的景観の保全によって都市の風致を維持するため、風致地区制度*の活用を検討します。



久慈川周辺緑地

■森林の適切な維持管理の促進

- 地域の北部に展開する森林については、除伐や整枝などの間伐作業により適切な管理によって、維持・保全に努めます。

■観光・レクリエーション機能の充実

- 地域の伝統芸能である「西塩子の回り舞台」については、「郷土」のシンボルとして地域住民等と連携しながら保存・活用していきます。
- 西部総合公園については、週末のレクリエーション需要に対応するため、スポーツ・レクリエーション機能を有する運動公園として、機能の維持を図ります。
- 常陸大宮ショッピングセンターピサーロ周辺については、活力とにぎわいを創出する交流拠点の形成に向けて、市の魅力を積極的に発信する機能を配置します。
- 道の駅常陸大宮を拠点に、親水性*を活かした憩いやレクリエーション・交流の場としての機能の充実を図ります。
- 泉坂下遺跡については、国史跡・重要文化財として学術的にも価値の高い文化財を地域の重要な資源として活かすため、遺跡の公園化などを検討します。
- 辰ノ口親水公園を代表とする久慈川の水辺空間については、久慈川の清流と豊かな自然の魅力が感じられる空間を保全するとともに、地域住民との協働により、お祭りやイベントの場などとして活用していきます。

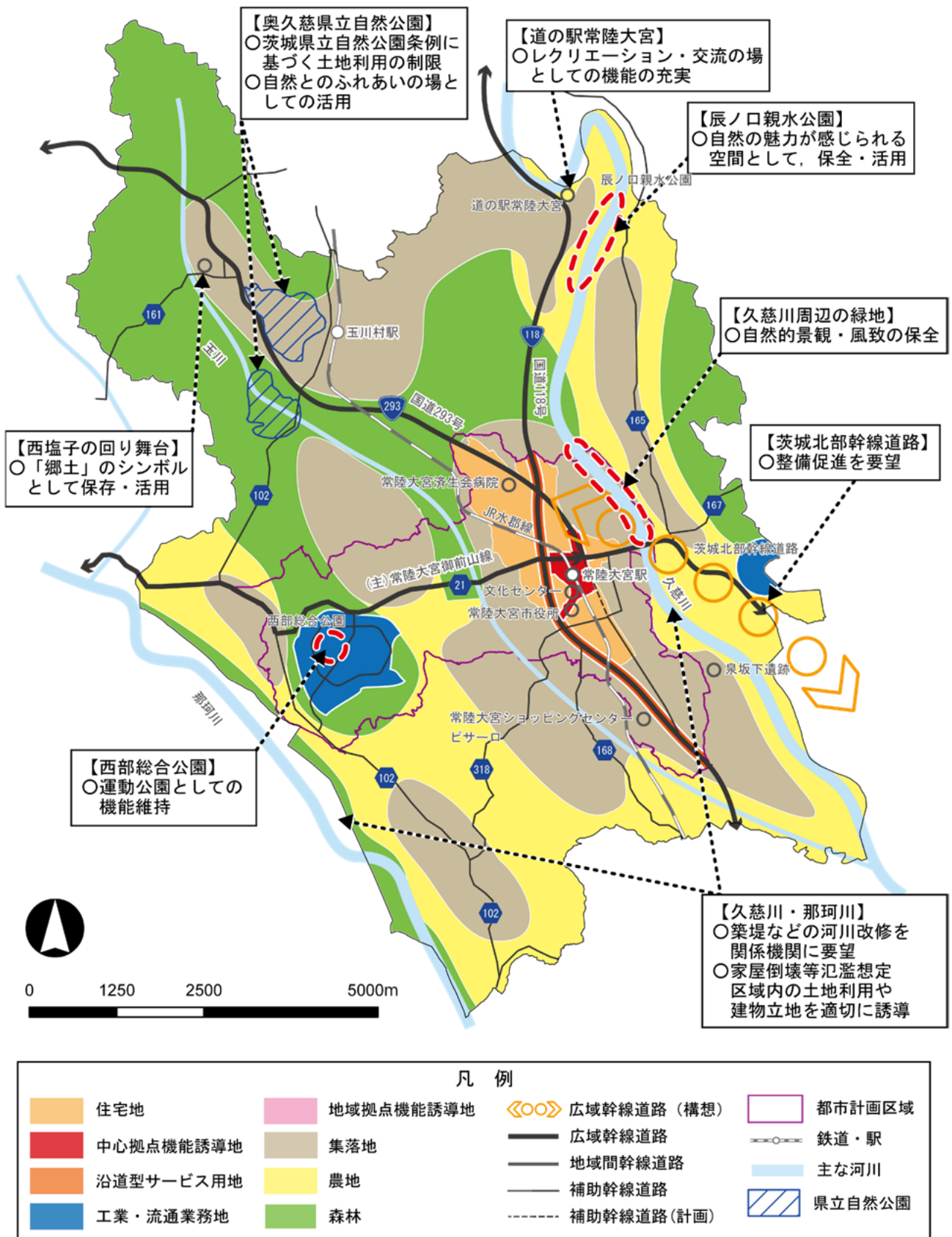


図5-2-4 大宮地域まちづくり方針図



図 5-2-5 大宮地域まちづくり方針図（拡大図）

(2) 山方地域のまちづくり方針

① 地域の概況・課題

○ 山方地域は、市の東側北部に位置し、常陸太田市及び大子町に接しています。地域の大半は森林に覆われており、主要地方道常陸太田那須烏山線北側の久慈川沿岸などに奥久慈県立自然公園が指定されているなど、特に緑や水辺に優れた自然環境が形成されていることから、本市の重要な資源として引き続き保全していく一方で、山がちな地形条件に起因する土砂災害のリスクに対し、必要な対策を講じていくことも求められます。

○ 交通網としては、久慈川に沿ってＪＲ水郡線が通っており、野上原、山方宿、中舟生及び下小川の４駅が設置されています。また、ＪＲ水郡線に並行して国道１１８号が地域の南北に縦貫しています。このため、鉄道のサービス水準の向上のほか、他の地域拠点との相互のアクセス性の向上が求められます。

○ 山方宿駅及び山方支所の周辺には、行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設が集積しています。また、山方宿や山方城跡、歴史民俗資料館山方館など歴史文化を伝える地域資源も集積しており、地域の中心的役割を担う位置づけにあります。このため、身近な生活関連サービス施設の充実とまとまりのある集落の維持により利便性の高い地域拠点を形成するとともに、諸沢などに広く分散立地する集落と地域拠点、地域拠点から常陸大宮駅周辺の都市中心拠点に向けた道路・公共交通ネットワークの充実を進めることが求められます。

○ 山方地域の 2015(平成 27)年の人口は 6,385 人で、市全体の 15.0%を占めています。しかし、2040 年には 3,656 人まで減少することが見込まれ、市全体に対する割合も 12.6%にまで低下することが予想されています。このため、鉄道駅が配置された公共交通の利便や豊かな自然に魅力を感じ、「住みたい・住み続けたい」と思える地域づくりが求められます。



図 5-2-6 山方地域の位置

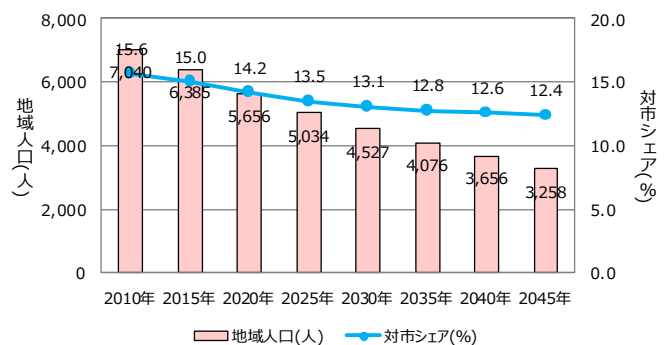


図 5-2-7 山方地域の人口動向と将来推計

※ 2010 年人口及び 2015 年人口からコーホート変化率法を用いて将来人口を推計

- 市民アンケート調査結果から本市の生活環境についての回答を見ると、本地域の住民は、「雇用機会や働く場」「日常の買物の利便性」「安全に歩ける歩行空間の整備」「他の地域や他都市を連絡する道路の整備」「鉄道駅の利便性」「下水道の整備」「自然災害等に対する防災対策」「病院や診療所など医療施設」について、重要だと考えているものの、満足度が低くなっています。このため、買物や医療施設などを中心とした生活関連サービス施設の充実のほか、他地域へのアクセスの強化、防災対策など、市民のニーズに応えることのできる取組が求められます。

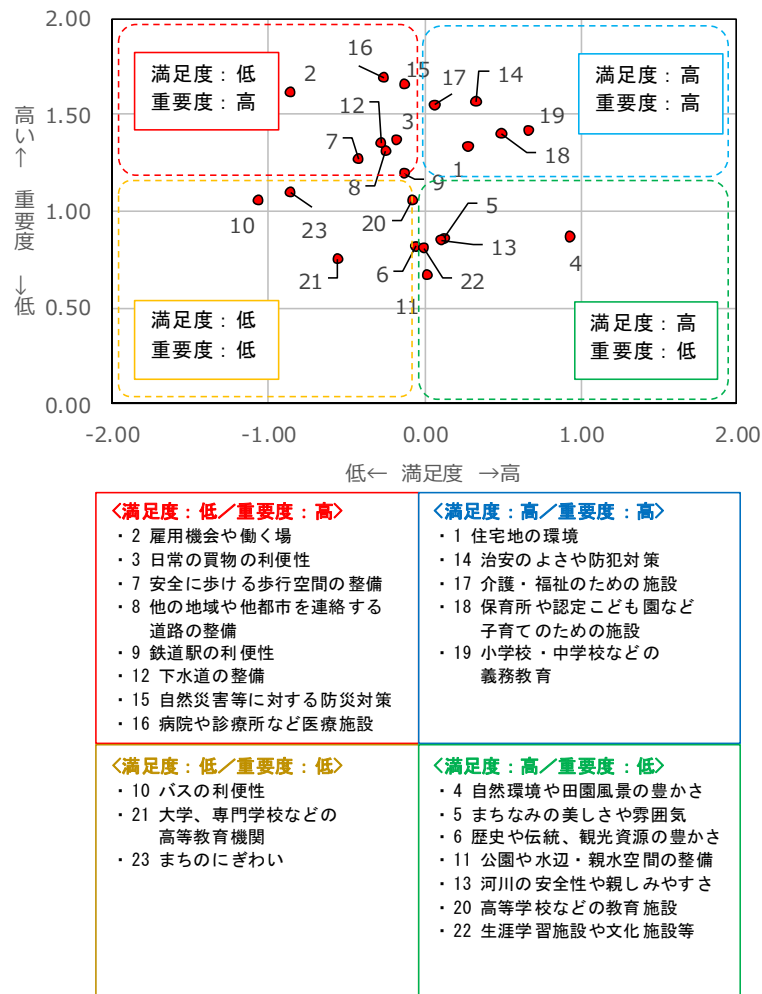


図 5-2-8 生活環境の現状の満足度・今後の重要度（山方地域）

資料：市民アンケート調査



山方宿駅



山方地域の街並

② 地域のまちづくりのテーマ

地域のまちづくりのテーマは以下の通りです。

●『『住み続けたい』と思えるまちづくり』を実現するために

□ 山方支所周辺や山方宿駅周辺への生活関連サービス施設の集積

⇒ 山方支所周辺や山方宿駅周辺においては、地域での日常的な生活に関わるサービス施設の立地・集積を誘導し、定住を支える機能を備えた地域の中心地として拠点性を高めます。

□ 公共交通を中心とした地域内・地域間ネットワークの充実

⇒ JR水郡線を主軸とした公共交通ネットワークの充実とサービス水準の向上を図るとともに、地域拠点と地域内に点在する集落間、隣接する大宮地域や美和地域を結ぶ道路ネットワークの充実を図ります。

●『『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり』を実現するために

□ 久慈川の水辺や森林などの自然，温泉温浴施設などを活かした暮らしの場の形成

⇒ 緑に包まれた心地よい暮らし，農業など自然と共生する暮らし，農家レストランや久慈川の水辺を活かしたアクティビティ，温泉温浴施設を活かした仕事や趣味のある暮らしなど，多様な暮らし方ができる環境の形成を進めます。

●『『郷土』を次世代につなげるまちづくり』を実現するために

□ 山方宿・山方城跡や里山などのふるさとの風景の維持・保全

⇒ 山方宿・山方城跡や歴史民俗資料館山方館などの歴史・文化的資源や久慈川の水辺空間や斜面緑地，集落とその背後に広がる里山が形づくるふるさとの原風景を地域の財産と捉え，維持・保全するとともに，観光・レクリエーションの場としての有効活用を図ります。

③ 地域のまちづくり方針

1) 『住み続けたい』と思えるまちづくり方針

<山方支所周辺や山方宿駅周辺への生活関連サービス施設の集積>

■生活関連サービス施設の立地誘導による拠点性の向上

- 山方支所からJR水郡線山方宿駅へと続く街道沿いに広がる集落については、地域拠点となる集落として、都市中心拠点や他の地域拠点との役割分担を念頭に置いた上で、「小さな拠点税制*」などを活用しながら、生活関連サービス施設の立地・集積を誘導します。
- 山方宿駅周辺においては、安全・快適で回遊性の高い歩行空間とするため、バリアフリー*に配慮した道路の改善やガードレールや防犯灯などの設置を進めるとともに、必要に応じて交通規制の導入を行うなど安全対策を進めます。

■集落における生活環境の維持・向上

- 地域拠点となる山方支所周辺の集落を中心とした集落間のネットワークの強化などによって、地域拠点に立地する生活関連サービス施設を地域拠点の周辺の集落からも利用しやすい、まとまりのある集落生活圏の形成を誘導し、生活環境の維持・向上を図ります。
- 地域拠点に含まれない集落においては、日常的な買物などの生活利便に応えるため、既存店舗の維持や新たな小規模店舗の立地誘導を図ります。
- 新規就農・就林者の促進や生活関連サービス施設の立地等を通じ、雇用の確保・拡大に取り組みます。

■災害リスクの高い区域における土地利用の抑制

- 県道山方水府線や県道上檜沢下小川停車場線などの周辺の山間部に多く指定されている土砂災害特別警戒区域*や地すべり防止区域*については、新たな開発行為*の制限や建築物の移転などを通じて、災害リスクの低い区域への土地利用の誘導を図ります。
- 久慈川沿岸域で堤防が決壊した際に家屋を倒壊させるような激しい流れの発生が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域*については、減災の視点から区域内の土地利用や建物立地を適切に誘導します。

<公共交通を中心とした地域内・地域間ネットワークの充実>

■広域幹線道路の整備促進

- 本地域の地域拠点と市中心部及び隣接する大子町を結ぶ国道118号や常陸太田市と本地域の地域拠点を結ぶ主要地方道常陸太田那須烏山線については、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。

■地域間幹線道路の整備促進

- 本地域の地域拠点と美和地域及び緒川地域の地域拠点を結ぶ主要地方道常陸太田那須烏山線については、地域内を連絡する道路として、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。

■公共交通の利便性の向上

- 地域間交通としては、都市中心拠点から地域拠点を經由し、温泉温浴施設を中心とした交流拠点に至る、路線バスを主軸とします。
- 集落から地域拠点までの移動は乗合タクシーを基本とし、引き続きサービス水準の向上に向けた検討を進めていきます。

2) 『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり方針

<久慈川の水辺や森林などの自然、温泉温浴施設などを活かした暮らしの場の形成>

■豊かな自然の維持・保全

- 奥久慈県立自然公園においては、茨城県立自然公園条例に基づき、豊かな自然環境の保全と自然とのふれあいの場としての活用を進めます。
- 地域の北側を中心に広がる森林は、公益的機能の維持・強化や土砂災害などの予防による国土保全の視点から、森林の間伐や造林の支援、林業生産基盤*の整備に取り組みます。
- 久慈川沿いの平地に広がる農地については、集約化や担い手の育成、転入者による新規就農や週末居住者による利活用の促進などの農業振興により、農地を保全するとともに耕作放棄地*の再生支援に努めます。

■多様な暮らし方が選べる環境の形成

- 交流拠点である「やまがたすこやかランド三太の湯」や久慈川の水辺空間、山方宿などの地域資源を市内外者の交流の場として活用します。
- 特産品を活かした農家レストランや伝統工芸に取り組むアトリエ、久慈川の水辺や温泉温浴施設を活かした二地域居住*のための住宅などの多様な暮らし方ができる環境を、空き家や空き地の有効活用も図りながら、確保していきます。
- 特産品の開発・販売や農家レストランの運営などのコミュニティビジネス*、企業のサテライトオフィス*の誘致といった、多様な暮らし方を支える新たな雇用の創出に取り組みます。



三太の湯

3) 『郷土』を次世代につなげるまちづくり方針

<山方宿・山方城跡や里山などのふるさとの風景の維持・保全>

■歴史・文化的資源の保全・活用

- 山方宿・山方城跡や歴史民俗資料館山方館、「西の内紙」の文化を伝える紙のさと和紙資料館など、地域の歴史・文化に関わる資源については、市民との協働の下で今後も維持・保全するとともに「郷土」のためのシンボルとして活用します。
- 山方宿駅周辺においては、歴史・文化的資源間の回遊性を高めるため、わかりやすい案内・サイン類の整備・充実に努めます。

■緑濃き森林の美しい景観の維持・保全

- 集落と農地、屋敷林、後背の里山が織りなす農村風景や伸びやかな空間に清流を湛える久慈川の水辺空間は、豊かな自然との共存が育んだふるさとの景観として保全します。
- 長沢地区には、県内有数の棚田が存在しており、後背の里山と相まってふるさとを感じさせる原風景を醸し出しており、次世代に引き継いでいくべき地域資源として、保全に努めます。



山方地域にある棚田の風景

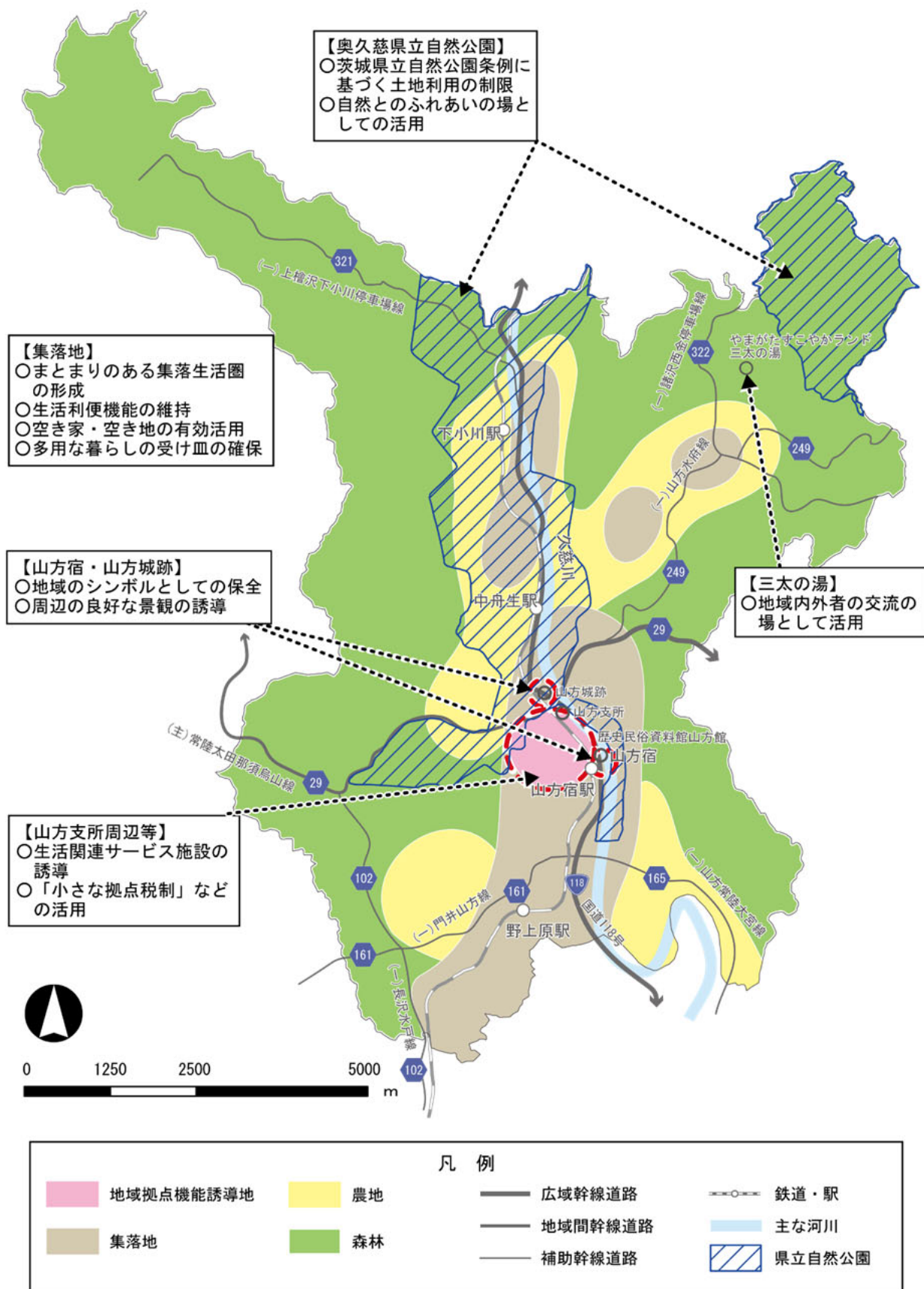


図 5-2-9 山方地域まちづくり方針図

(3) 美和地域のまちづくり方針

① 地域の概況・課題

- 美和地域は、市の西側北部に位置し、栃木県那須烏山市、那珂川町に接しています。緒川に沿って配置される主要地方道常陸太田那須烏山線の沿道の限られた平地部に集落が形成されているものの、地域の大半は広く保安林*が指定された森林に覆われています。これらの森林は、本市の重要な資源であるため、引き続き保全していく一方で、土砂災害特別警戒区域*も分布していることから、必要な対策を講じていくことも求められます。
- 交通網としては、主軸となる道路として、市中心部から緒川地域、本地域を経由して栃木県那珂川町へと至る国道293号が通っているほか、主要地方道常陸太田那須烏山線によって山方地域と結ばれています。しかしながら、中心部からみて市の最深部に位置していることから、都市中心拠点となる常陸大宮駅のほか、県を越えた那須烏山市、那珂川町へのアクセス性の向上も求められます。
- 美和支所周辺については、行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設が立地するなど、地域の中心的な役割を担う位置づけにあります。このため、身近な生活関連サービス施設の充実と限られた土地の有効活用などにより、利便性の高い地域拠点を形成するとともに、国道293号と主要地方道常陸太田那須烏山線を主軸に、集落地と地域拠点を結ぶ道路・交通ネットワークの充実を進めることが求められます。
- 美和地域の2015(平成27)年の人口は3,433人で、市全体の8.1%を占めています。2040年には1,335人まで減少することが見込まれ、市全体に対する割合も4.6%にまで低下することが予想されます。このため、他地域との連携強化などによって利便が確保され、豊かな自然に魅力を感じ、「住みたい・住み続けたい」と思える地域づくりが求められます。



図5-2-10 美和地域の位置

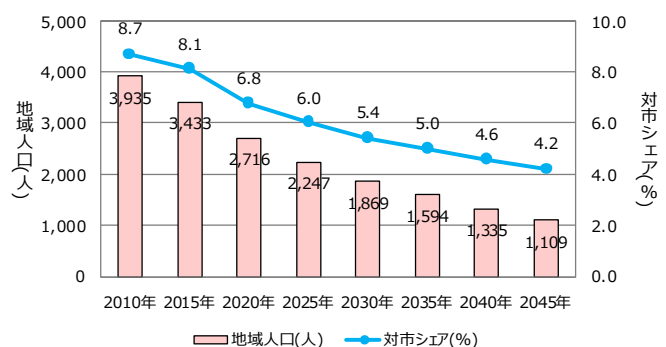


図5-2-11 美和地域の人口動向と将来推計

※ 2010年人口及び2015年人口からコーホート変化率法を用いて将来人口を推計

- 市民アンケート調査結果から本市の生活環境についての回答を見ると、本地域の住民は、「雇用機会や働く場」「日常の買物の利便性」「他の地域や他都市を連絡する道路の整備」「自然災害等に対する防災対策」について、重要だと考えているものの、満足度が低くなっています。このため、買物などを中心とした生活関連サービス施設の充実のほか、他地域へのアクセスの強化、防災対策など、市民のニーズに応えることのできる取組が求められます。

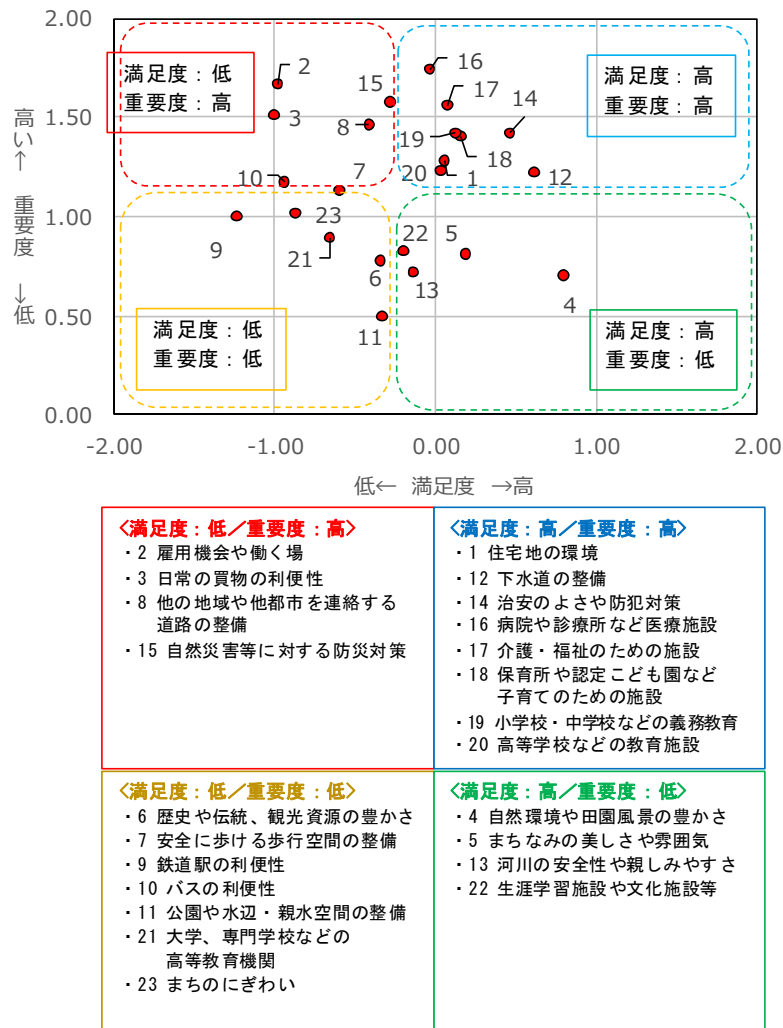


図 5-2-12 生活環境の現状の満足度・今後の重要度（美和地域）

資料：市民アンケート調査

② 地域のまちづくりのテーマ

地域のまちづくりのテーマは以下の通りです。

●『「住み続けたい」と思えるまちづくり」を実現するために

□ 美和支所周辺への生活関連サービス施設の集積

⇒ 美和支所周辺においては、地域での日常的な生活に関わるサービス施設の立地を誘導し、定住を支える機能を備えた地域の中心地として拠点性を高めます。

□ 地域内・地域間及び隣接都市を結ぶ道路・公共交通ネットワークの充実

⇒ 国道 293 号及び主要地方道常陸太田那須烏山線の沿道を中心に分散立地する集落の利便性を高めるため、地域拠点と集落間の連絡に加え、隣接する山方地域や緒川地域、栃木県那須烏山市、那珂川町の市街地を結ぶ道路ネットワークの充実を図ります。また、市中心部と連絡する公共交通ネットワークの充実を図ります。

●『「多様な暮らし方・楽しみ方」が選べるまちづくり」を実現するために

□ 森林や農地に囲まれ、自然とふれあう暮らしの場の形成

⇒ 緑に包まれた心地よい暮らし、農業など自然と共生する暮らし、農家レストランや木工品の制作などの自然を活かした仕事や趣味のある暮らしなど、多様な暮らし方ができる環境の形成を進めます。

□ 自然を活かしたレクリエーション施設の有効活用

⇒ 天体観測施設のある「花立自然公園」や「道の駅みわ」など、豊かな自然を活かした観光・レクリエーション施設を活用し都市部との交流の拡大による地域の活性化に取り組みます。

●『「郷土」を次世代につなげるまちづくり」を実現するために

□ 鷲子山上神社などの歴史文化資源や森林の広がる美しい風景の維持・保全

⇒ 鷲子山上神社をはじめとする社寺や地域の中心部に残る高部宿の町並みなど、地域の歴史・文化的資源や農地、集落と背後に広がる里山が形づくるふるさとの原風景を地域の財産と捉え、維持・保全するとともに、観光資源として活用を図ります。

③ 地域のまちづくり方針

1) 『住み続けたい』と思えるまちづくり方針

<美和支所周辺への生活関連サービス施設の集積>

■生活関連サービス施設の立地誘導による拠点性の向上

- 美和支所の周辺については、地域拠点となる集落として、都市中心拠点や他の地域拠点との役割分担を念頭に、「小さな拠点税制*」などを活用しながら、生活関連サービス施設の立地・集積を誘導します。

■集落における生活環境の維持・向上

- 地域拠点となる美和支所周辺の集落を中心とした集落間のネットワークの強化などによって、地域拠点に立地する生活関連サービス施設を地域拠点周辺の集落からも利用しやすい、まとまりのある集落生活圏の形成を誘導し、生活環境の維持・向上を図ります。
- 地域拠点に含まれない集落においては、日常的な買物などの生活利便に應えるため、既存店舗の維持や新たな小規模店舗の立地誘導を図ります。
- 新規就農・就林者の促進や生活関連サービス施設の立地等を通じ、雇用の確保・拡大に取り組みます。
- 南北方向に通る主要地方道大子美和線や県道小田野大那地線などの周辺の山間部に多く指定されている土砂災害特別警戒区域*については、新たな開発行為*の制限や建築物の移転などを通じて、災害リスクの低い区域への土地利用の誘導を図ります。



美和地域の町並み（高部宿）

<地域内・地域間及び隣接都市を結ぶ道路・公共交通ネットワークの充実>

■広域幹線道路の整備促進

- 地域の主軸となる国道 293 号については、隣接する緒川地域を経由して市中心部に連絡するとともに、那珂川町に連絡する広域幹線道路として、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。

■地域間幹線道路の整備促進

- 主要地方道常陸太田那須烏山線については、隣接する那須烏山市や地域内を連絡する道路として、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。

■公共交通の利便性の向上

- 都市中心拠点と地域拠点を經由して「道の駅みわ」に至るルートに加え、緒川地域を經由して美和地域に至る路線バスを配置します。
- 地域内の地域拠点までの移動は乗合タクシーを基本とし、引き続きサービス水準の向上に向けた検討を進めていきます。

2) 『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり方針

<森林や農地に囲まれ、自然とふれあう暮らしの場の形成>

■豊かな自然の維持・保全

- 地域に広範に広がる森林は、公益的機能の維持・強化や土砂災害などの予防による国土保全の視点から、間伐や造林の支援，林業生産基盤*の整備に取り組みます。

■多様な暮らし方ができる選べる環境の形成

- 特産品を活かした農家レストランや木工芸品の制作アトリエ，二地域居住*などの多様な暮らし方ができる環境を，空き家や空き地の有効活用も図りながら，確保していきます。
- コミュニティビジネス*の開業支援や「道の駅みわ」での特産品の直売や木工芸品の委託販売，サテライトオフィス*の誘致などにより，多様な暮らし方を支える新たな雇用の創出に取り組みます。



道の駅 みわ

<自然を活かしたレクリエーション施設の有効活用>

■都市部との交流の拡大

- 都市部との交流の拡大に向け，交流拠点である「道の駅みわ」や「美和ささの湯」を交流の場として活用します。
- 豊かな自然を活かした天体観測施設のある「花立自然公園」などの施設については，観光・レクリエーション施設として有効活用を進めます。



花立自然公園

3) 『郷土』を次世代につなげるまちづくり方針

<鷲子山上神社などの歴史文化資源や森林の広がる美しい風景の維持・保全>

■歴史・文化的資源の保全・活用

- 鷲子山上神社などの社寺は，「郷土」のシンボルとして保全・活用します。
- 地域の中心部に残る高部宿の町並みについては，地域の歴史を伝える重要な景観要素として，市民との協働の下で保全と修景に取り組みます。

■緑濃き森林の美しい景観の維持・保全

- 森林の保全と適切な維持管理により，豊かな自然との共存が育んだふるさとの景観として保全します。



鷲子山上神社

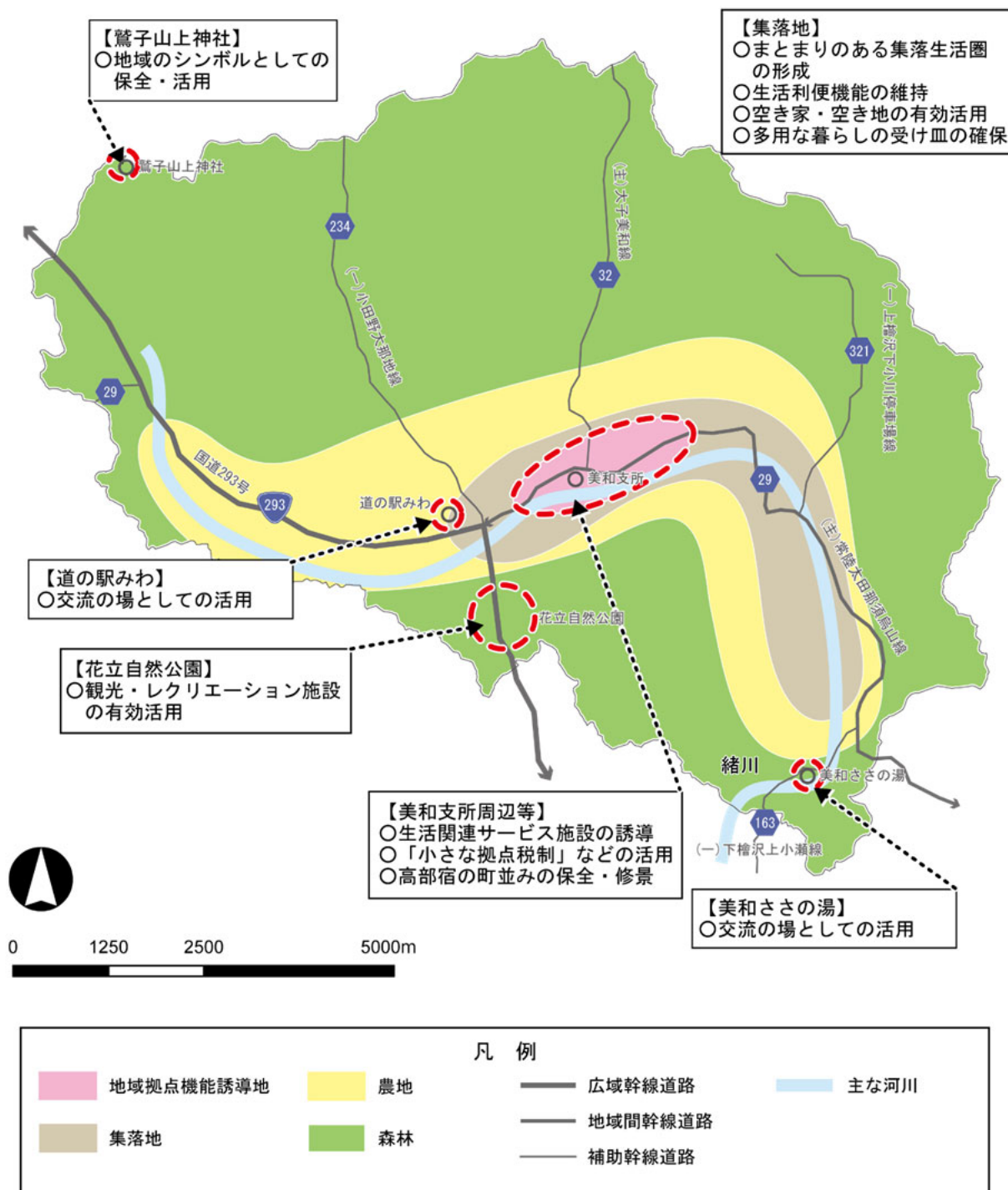


図5-2-13 美和地域まちづくり方針図

(4) 緒川地域のまちづくり方針

① 地域の概況・課題

- 緒川地域は、市の西側中央部に位置し、栃木県那須烏山市、茂木町に接しています。地域の大半は森林に覆われており、国道 293 号や主要地方道那須烏山御前山線をはじめとする幹線道路沿道などに集落が形成され、その周辺部の農地は農業振興地域*農用地区域*に指定されています。これらの森林や農地などの自然は、本市の重要な資源であるため、引き続き保全していく一方で、土砂災害のリスクがあることから、必要な対策を講じていくことも求められます。
- 交通網としては、市中心部から本地域を経由して美和地域、那珂川町へと至る国道 293 号が主軸となっているほか、主要地方道那須烏山御前山線によって隣接する那須烏山市と、また笠間緒川線によって御前山地域と結ばれていることから、都市中心拠点となる常陸大宮駅や他の地域拠点相互のアクセス性の向上が求められます。
- 緒川支所周辺は、行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設のほか、県立小瀬高等学校などの教育施設が立地するなど、地域の中心的な役割を担う位置づけにあります。このため、身近な生活関連サービス施設の充実とまとまりのある集落の維持により利便性の高い地域の拠点を形成するとともに、より高次の施設への移動を確保するため、常陸大宮駅周辺の都市中心拠点に向けた道路・公共交通ネットワークの充実を進めることが求められます。
- 緒川地域の 2015(平成 27)年の人口は 3,537 人で、市全体の 8.3%を占めています。2040 年には 1,557 人までに減少することが見込まれ、市全体に対する割合も 5.3%にまで低下することが予想されます。このため、日常的な暮らしの利便が確保され、豊かな自然に魅力を感じ、「住みたい・住み続けたい」と思える地域づくりが求められます。



図 5-2-1 4 緒川地域の位置

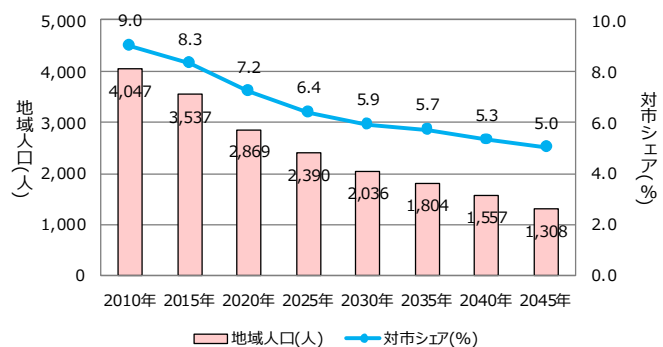


図 5-2-1 5 緒川地域の人口動向と将来推計

※ 2010 年人口及び 2015 年人口からコーホート変化率法を用いて将来人口を推計

- 市民アンケート調査結果から本市の生活環境についての回答を見ると、本地域の住民は、「雇用機会や働く場」「日常の買物の利便性」「他の地域や他都市を連絡する道路の整備」「バスの利便性」「病院や診療所などの医療施設」について、重要だと考えているものの、満足度が低くなっています。このため、買物や医療施設などを中心とした生活関連サービス施設の充実のほか、バスなどの公共交通による利便性の高い公共交通の確保など、市民のニーズに応えることのできる取組が求められます。

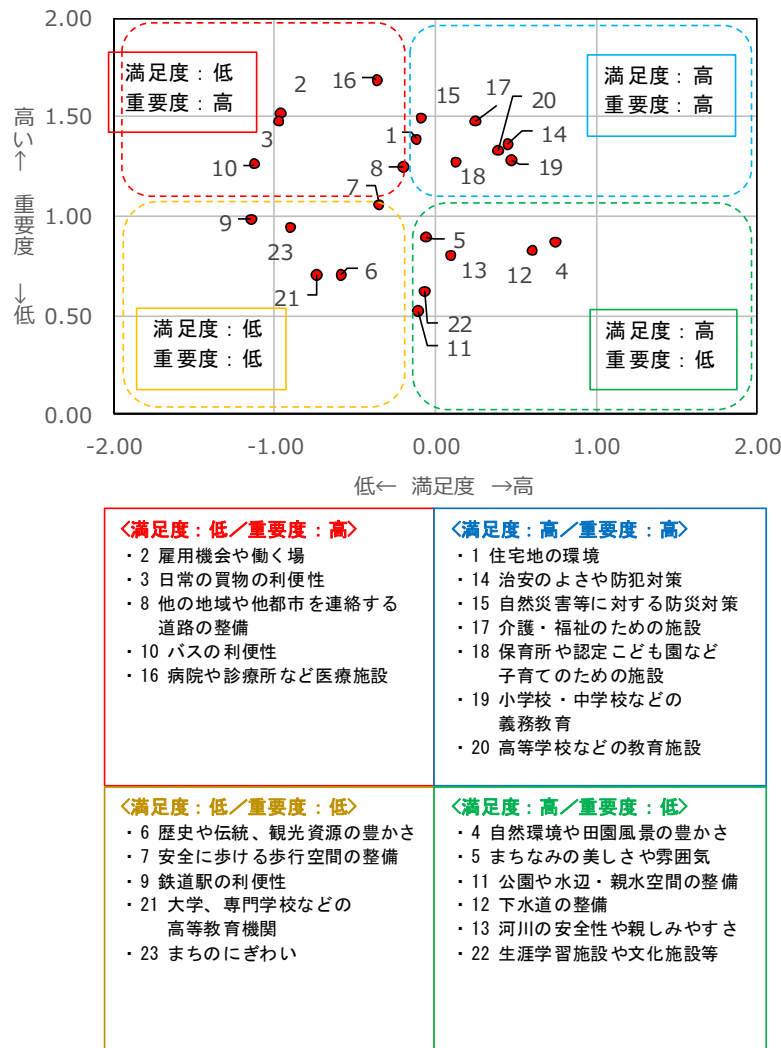


図 5-2-16 生活環境の現状の満足度・今後の重要度（緒川地域）

資料：市民アンケート調査

② 地域のまちづくりのテーマ

地域のまちづくりのテーマは以下の通りです。

●『『住み続けたい』と思えるまちづくり』を実現するために

□ 緒川支所周辺への生活関連サービス施設の集積

⇒ 緒川支所周辺においては、地域での日常的な生活に関わるサービス施設の立地・集積を誘導し、定住を支える機能を備えた地域の中心地として拠点性を高めます。

□ 地域内・地域間を結ぶ道路・公共交通ネットワークの充実

⇒ 高齢化の進行も見据え、集落地から地域拠点への連絡を中心とした地域内の移動や常陸大宮駅周辺の機能の利用利便性を高める公共交通の確保、拡充を進めます。

●『『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり』を実現するために

□ 森林や農地に囲まれ、自然とふれあう暮らしの場の形成

⇒ 緑に包まれた心地よい暮らし、農業など自然と共生する暮らし、木工品の制作などの自然を活かした仕事や趣味のある暮らしなど、多様な暮らし方ができる環境の形成を進めます。

●『『郷土』を次世代につなげるまちづくり』を実現するために

□ 社寺や里山などのふるさとの風景の維持・保全

⇒ 江畔寺や那賀鹿島神社、阿弥陀院など、地域の心の拠りどころとなる社寺や農地とその背後に広がる里山、緒川の清流などが形づくるふるさとの原風景を地域の財産と捉え、維持・保全します。

③ 地域のまちづくり方針

1) 『住み続けたい』と思えるまちづくり方針

<緒川支所周辺への生活関連サービス施設の集積>

■生活関連サービス施設の立地誘導による拠点性の向上

- 緒川支所の周辺については、地域拠点となる集落として、都市中心拠点や他の地域拠点との役割分担を念頭に、「小さな拠点税制*」などを活用しながら、生活関連サービス施設の立地・集積を誘導します。

■集落における生活環境の維持・向上

- 地域拠点となる緒川支所周辺の集落を中心とした集落間のネットワークの強化などによって、地域拠点に立地する生活関連サービス施設を地域拠点の周辺の集落からも利用しやすい、まとまりのある集落生活圏の形成を誘導することにより、生活環境の維持・向上を図ります。
- 地域拠点に含まれない集落においては、日常的な買物などの生活利便に應えるため、既存店舗の維持や新たな小規模店舗の立地誘導を図ります。
- 新規就農・就林者の促進や生活関連サービス施設の立地等を通じ、雇用の確保・拡大に取り組みます。
- 地域西部の山間部に多く指定されている土砂災害特別警戒区域*においては、新たな開発行為*の制限や建築物の移転などを通じて、災害リスクの低い区域への土地利用の誘導を図ります。



緒川支所周辺

<地域内・地域間を結ぶ道路・公共交通ネットワークの充実>

■広域幹線道路の整備促進

- 地域の主軸となる国道 293 号については、市中心部から緒川支所周辺、隣接する美和地域を経由して栃木県那珂川町に連絡する広域幹線道路として、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。
- 本地域の地域拠点と栃木県那須烏山市を連絡する主要地方道那須烏山御前山線については、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。

■地域間幹線道路の整備促進

- 主要地方道那須烏山御前山線及び笠間緒川線、県道山内上小瀬線については、地域内を連絡する道路として、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。

■公共交通の利便性の向上

- 地域拠点から都市中心拠点までの移動は路線バスを、地域内の地域拠点までの移動は乗合タクシーを基本とし、引き続きサービス水準の向上に向けた検討を進めていきます。

2) 『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり方針

<森林や農地に囲まれ、自然とふれあう暮らしの場の形成>

■豊かな自然の維持・保全

- 地域の西側に広がる森林については、森林の持つ公益的機能の維持・強化や土砂災害などの予防による国土保全の視点から、間伐や造林の支援、林業生産基盤*の整備に取り組みます。
- 集落周辺に広がる集団的な優良農地*や農業生産基盤整備事業*を行った農地は、集約化や担い手の育成、転入者による新規就農や週末居住者による利活用の促進などの農業振興により、農地を保全するとともに耕作放棄地*の再生支援に努めます。

■多様な暮らし方が選べる環境の形成

- 「緒川物産センターかざぐるま」においては、農産物や工芸品の販売等を介した市内外者の交流の拡大に努めます。
- 特産品を活かした農家レストランや木工芸品の制作アトリエ、二地域居住*などの多様な暮らし方ができる環境を、空き家や空き地の有効活用も図りながら、確保していきます。
- 特産品の開発・販売や農家レストランの運営などのコミュニティビジネス*の開業支援、企業のサテライトオフィス*の誘致といった、多様な暮らし方を支える新たな雇用の創出に取り組みます。



緒川物産センターかざぐるま

3) 『郷土』を次世代につなげるまちづくり方針

<社寺や里山などのふるさとの風景の維持・保全>

■ふるさとの風景の維持・保全

- 本市のほか那珂市、笠間市、城里町にまたがる8つの寺院が花めぐりのコースとして設定した「茨城花の寺」の一つである江畔寺や那賀鹿島神社、阿弥陀院などの社寺は、「郷土」のシンボルとして保全し、地域の観光資源・地域資源として活用していきます。また、周辺環境については、市民との協働により郷土のシンボルとしてふさわしい、良好な景観の形成を誘導します。
- 集落と農地、屋敷林、後背の里山が織りなす農村風景は、豊かな自然との共存が育んだふるさとの景観として保全します。
- 里山については、地域住民や市民団体と協働し、農家暮らし体験の場などとして活用します。



江畔寺

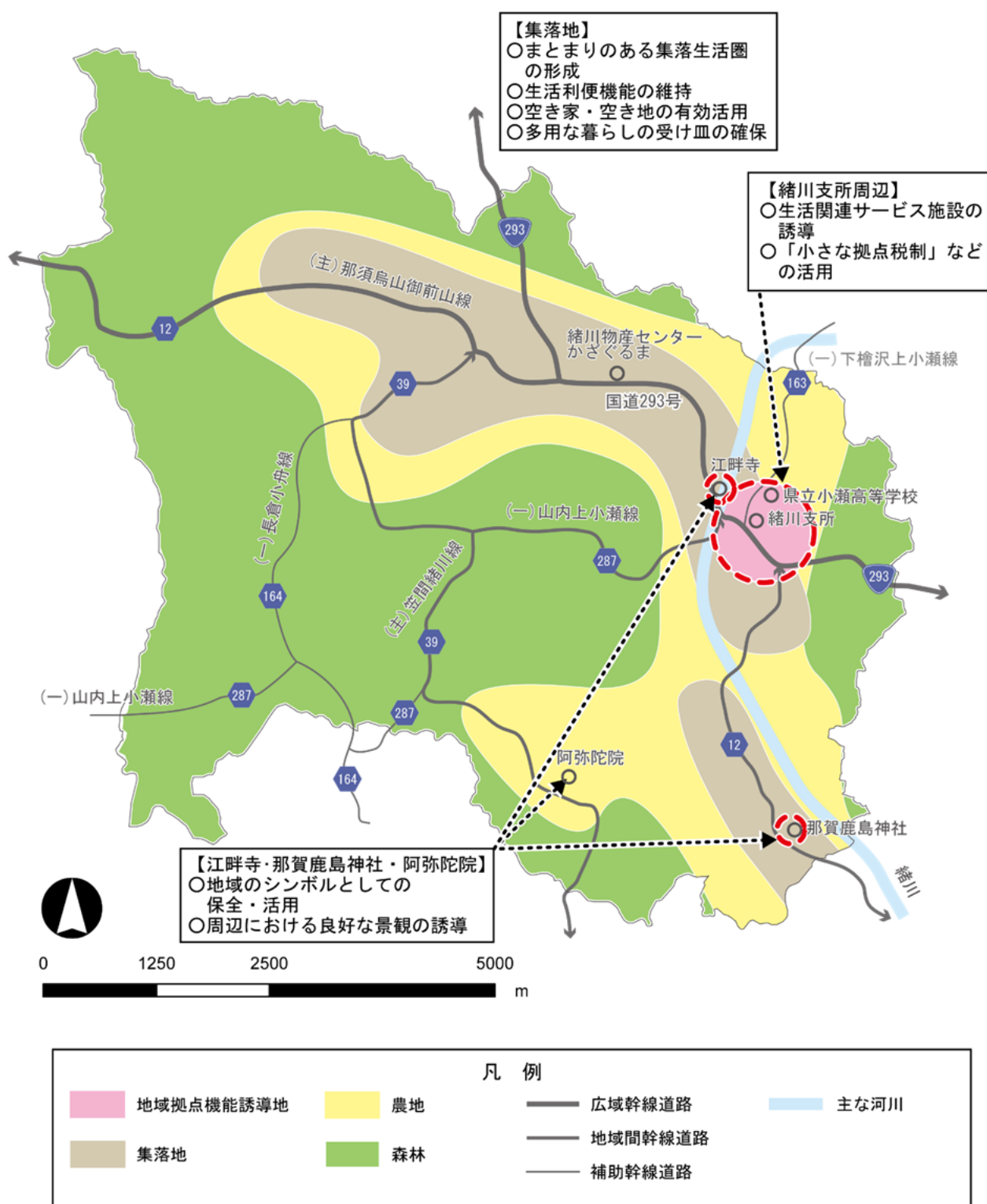


図5-2-17 緒川地域まちづくり方針図

(5) 御前山地域のまちづくり方針

① 地域の概況・課題

- 御前山地域は、市の西側南部に位置し、城里町のほか栃木県茂木町に接し、地域の大半は森林に覆われており、御前山県立自然公園に指定されています。

こうした豊かな自然環境を背景に、環境省の長距離自然歩道構想に基づく「関東ふれあいの道」であるハイキングコースや公営キャンプ場が設置されているほか、那珂川の河川空間でアクティビティが展開されるなど、緑や水辺などの自然と触れあうことができる地域なっています。これらの自然は、本市の重要な資源として引き続き保全・活用していくことが求められます。



図 5-2-18 御前山地域の位置

- 交通網としては、隣接する栃木県茂木町と城里町を経由して水戸市を連絡する国道 123 号が主軸となっているほか、主要地方道常陸大宮御前山線によって市中心部と連絡しています。このことから周辺都市や他の地域拠点相互のアクセス性のさらなる向上が求められます。
- 国道 123 号の沿道に集落が形成されており、特に御前山支所周辺は行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設が立地するほか、主要地方道那須烏山御前山線、県道長倉小舟線などの交差部にはまとまりのある集落が形成されています。このため、身近な生活関連サービス施設の充実とまとまりのある集落の維持により利便性の高い地域の拠点を形成するとともに、より高次の施設への移動を確保するため、周辺都市や常陸大宮駅周辺の都市中心拠点に向けた道路・公共交通ネットワークの充実を進めることが求められます。

- 御前山地域の 2015(平成 27)年の人口は 3,631 人で、市全体の 8.5% を占めています。2040 年には 1,856 人までの減少することが見込まれ、市全体に対する割合も 6.4% にまで低下することが予想されます。このため、豊かな自然を活かした地域づくりを進め、「住みたい・住み続けたい」と思える地域づくりが求められます。

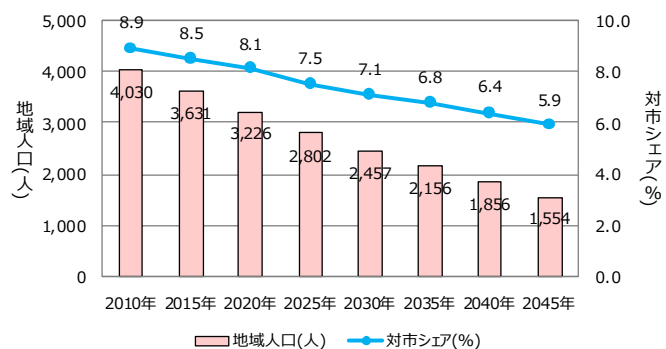


図 5-2-19 御前山地域の人口動向と将来推計

※ 2010 年人口及び 2015 年人口からコーホート変化率法を用いて将来人口を推計

- 市民アンケート調査結果から本市の生活環境についての回答を見ると、本地域の住民は、「雇用機会や働く場」「日常の買物の利便性」「安全に歩ける歩行空間の整備」「病院や診療所などの医療施設」について、重要だと考えているものの、満足度が低くなっています。このため、買物や医療施設などを中心とした生活関連サービス施設の充実のほか、歩行空間の安全性の確保など、市民のニーズに応えることのできる取組が求められます。

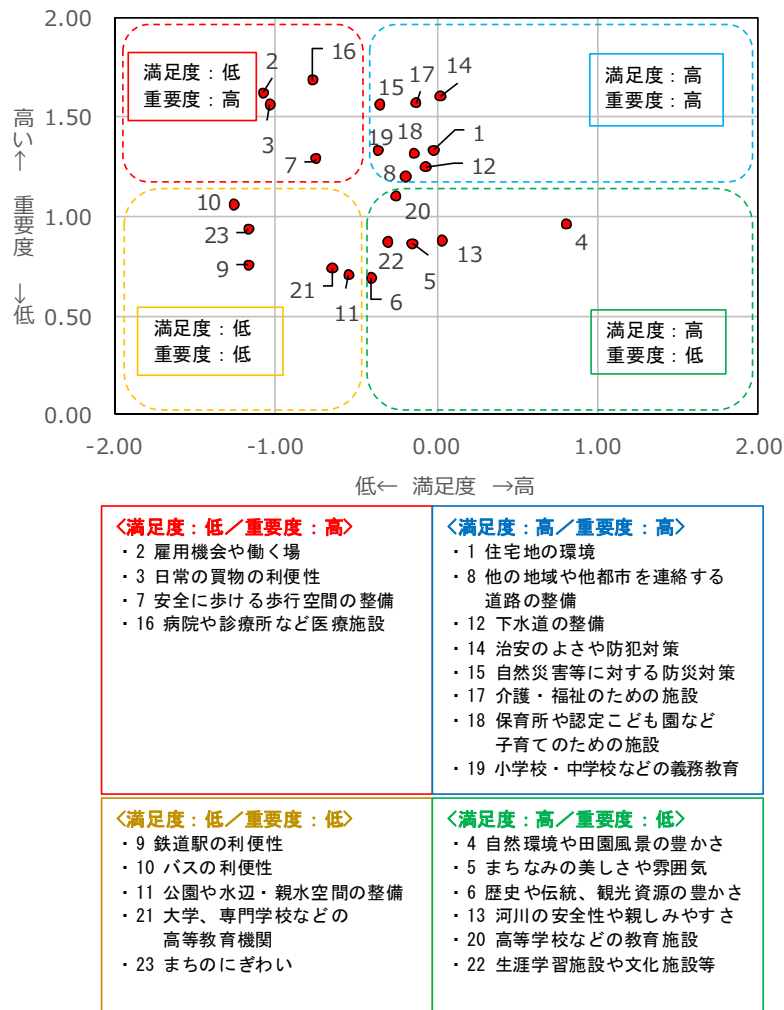


図5-2-20 生活環境の現状の満足度・今後の重要度（御前山地域）

資料：市民アンケート調査

② 地域のまちづくりのテーマ

地域のまちづくりのテーマは以下の通りです。

●『『住み続けたい』と思えるまちづくり』を実現するために

□ 御前山支所周辺への生活関連サービス施設の集積

⇒ 御前山支所周辺においては、地域での日常的な生活に関わるサービス施設の立地・集積を誘導し、定住を支える機能を備えた地域の中心地としての拠点性を高めます。

□ 地域内・地域間及び隣接都市を結ぶ道路・公共交通ネットワークの充実

⇒ 国道 123 号の沿道を中心に分散立地する集落の利便性を高めるため、地域拠点と集落間の連絡に加え、隣接する緒川地域や城里町、栃木県茂木町の市街地を結ぶ道路ネットワークの充実を図ります。また、市中心部と連絡する公共交通ネットワークの充実を図ります。

□ 水害時の被害の低減

⇒ 那珂川の洪水の発生による浸水被害などをできる限り抑えるため、減災に向けた取組を進めます。

●『『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり』を実現するために

□ 森林や農地に囲まれ、自然とふれあう暮らしの場の形成

⇒ 緑に包まれた心地よい暮らし、農業など自然と共生する暮らし、来訪者に地元食材を活かした料理を提供するレストランなどの自然を活かした仕事や趣味のある暮らしなど、多様な暮らし方ができる環境の形成を進めます。

□ 地域の活性化に向けた観光・レクリエーションの展開

⇒ 温泉温浴施設のほか御前山ダム、御前山県立自然公園の豊かな自然の活用、那珂川の清流などを活かしたアウトドア型のレクリエーション・アクティビティ機能の充実などを通じた、観光・レクリエーションの展開や都市部との交流の拡大による地域の活性化に取り組めます。

●『『郷土』を次世代につなげるまちづくり』を実現するために

□ 往時の面影を残す町並みや森林の広がる美しい風景の維持・保全

⇒ 長倉宿に残る町並みなどの地域の歴史文化資源、緑濃き森林、那珂川や御前山ダムの水辺、里山の風景などを地域の財産と捉え、維持・保全するとともに、観光・レクリエーション資源として活用を図ります。

③ 地域のまちづくり方針

1) 『住み続けたい』と思えるまちづくり方針

<御前山支所周辺への生活関連サービス施設の集積>

■生活関連サービス施設の立地誘導による拠点性の向上

- 御前山支所の周辺については、地域拠点となる集落として、都市中心拠点や他の地域拠点との役割分担を念頭に、「小さな拠点税制*」などを活用しながら、生活関連サービス施設の立地・集積を誘導します。

■集落における生活環境の維持・向上

- 地域拠点となる御前山支所周辺の集落を中心とした集落間のネットワークの強化などによって、地域拠点に立地する生活関連サービス施設を地域拠点の周辺の集落からも利用しやすい、まとまりのある集落生活圏の形成を誘導し、生活環境の維持・向上を図ります。
- 地域拠点に含まれない集落においては、日常的な買物などの生活利便に応えるため、既存店舗の維持や新たな小規模店舗の立地誘導を図ります。
- 新規就農・就林者の促進や生活関連サービス施設の立地等を通じ、雇用の確保・拡大に取り組みます。
- 幹線道路沿道の斜面地に指定されている土砂災害特別警戒区域*においては、新たな開発行為*の制限や建築物の移転などを通じて、災害リスクの低い区域への土地利用の誘導を図ります。

<地域内・地域間及び隣接都市を結ぶ道路・公共交通ネットワークの充実>

■広域幹線道路の整備促進

- 地域の主軸となる国道 123 号については、本地域の地域拠点と隣接する城里町や栃木県茂木町とを連絡する広域幹線道路として、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。
- 本地域と都市中心拠点を結ぶ主要地方道常陸大宮御前山線については、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。

■地域間幹線道路の整備促進

- 主要地方道那須烏山御前山線、笠間緒川線については、地域内を連絡する道路として、関係機関に対し、必要に応じた改良と適切な維持管理を要望していきます。

■公共交通の利便性の向上

- 都市中心拠点及び地域拠点を經由して温泉温浴施設に至る路線バスを配置します。
- 地域内の地域拠点までの移動は乗合タクシーを基本とし、引き続きサービス水準の向上に向けた検討を進めていきます。

<水害時の被害の低減>**■災害リスクの高い区域における土地利用の抑制**

- 那珂川の治水安全性を高めるため、築堤*などの河川改修を関係機関に要望します。また、沿岸域で堤防が決壊した際に家屋を倒壊させるような激しい流れの発生が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域*については、減災の視点から区域内の土地利用や建物立地を適切に誘導します。

2) 『多様な暮らし方・楽しみ方』が選べるまちづくり方針**<森林や農地に囲まれ、自然とふれあう暮らしの場の形成>****■豊かな自然の維持・保全**

- 御前山県立自然公園においては、茨城県立自然公園条例に基づき、豊かな自然環境の保全と自然とのふれあいの場としての活用を進めます。
- 地域の北側を中心に広がる森林は、公益的機能の維持・強化や土砂災害などの予防の観点から、森林の間伐や造林の支援、林業生産基盤*の整備に取り組みます。
- 那珂川沿いの低地に広がる集団的な優良農地*や農業生産基盤整備事業*を行った農地は、集約化や担い手の育成等の農業振興により保全するとともに、転入者による新規就農や週末居住者による利活用の促進など、耕作放棄地*の再生支援に努めます。

■多様な暮らし方が選べる環境の形成

- 特産品を活かした農家レストラン、那珂川の水辺でのアクティビティや温泉温浴施設を活かした二地域居住*などの多様な暮らし方ができる環境を、空き家や空き地の有効活用も図りながら、確保していきます。
- 特産品の開発・販売や農家レストラン、水辺を活用したアクティビティの運営などのコミュニティビジネス*の開業支援、温泉温浴施設などの観光施設における特産品の直売、新規就農・就林者の促進、企業のサテライトオフィス*の誘致などを通じ、地域における雇用の創出・拡大に取り組みます。

<地域の活性化に向けた観光・レクリエーションの展開>**■都市部との交流の拡大**

- 本市の重要な地域資源・観光資源である御前山及び那珂川や御前山ダムの水辺については、良好な自然環境や美しい風景の保全とともに、都市部との交流の拡大に向けて、周辺環境の整備等による観光・レクリエーション機能の充実に取り組みます。
- 豊かな自然を活かしたキャンプ場やハイキングコースについては、観光・レクリエーションの場として有効活用を進めます。
- 「ごぜんやま温泉保養センター 四季彩館」などの地域資源を地域内外者の交流の場として活用します。



ごぜんやま温泉保養センター 四季彩館

3) 『郷土』を次世代につなげるまちづくり方針

<往時の面影を残す町並みや森林の広がる美しい風景の維持・保全>

■歴史文化資源の保全・活用

- 長倉城跡などの歴史文化資源を「郷土」のシンボルとして保全します。また、長倉宿に残る往時の面影を残す町並みを観光・レクリエーションの場として活用できるよう、市民との協働の下で機能の拡充に向けた保全と修景等を進めます。

■森林や水辺の美しい景観の維持・保全

- 那珂川及び御前山ダムの水辺や森林については、保全と適切な維持管理により、豊かな自然との共存が育んだ美しいふるさとの景観として保全します。



那珂川



長倉城跡

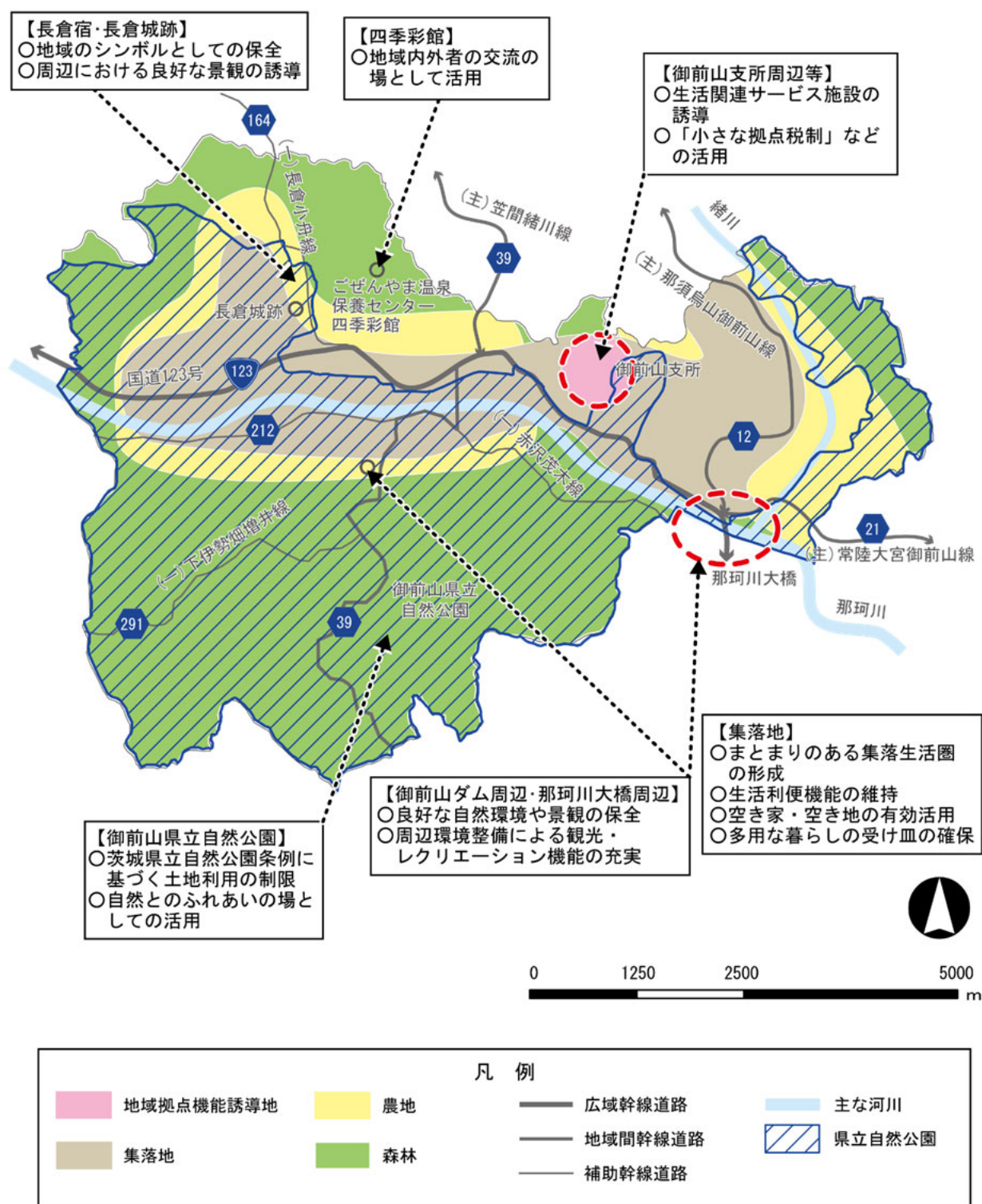


図 5-2-2 1 御前山地域まちづくり方針図

第6章

計画の推進に向けて

1. 計画の実現に向けた基本的な考え方

(1) 市民・地域・民間事業者・行政の連携・協働によるまちづくり

本計画では、今後のまちづくりの理念（テーマ）である、『住み続けたい』と思えるまちづくり「『多様な暮らし方・楽しみ方が選べる』まちづくり」「『郷土を次世代につなげる』まちづくり」の実現を目指しています。

このようなまちの実現のためには、社会貢献活動を行う市民団体を含めた市民や地域、本市に関わる様々な民間事業者やNPO、そして行政が、同じ思いを持ちながら、一体的にまちづくりに取り組むことが大切です。

そのため、「常陸大宮市市民協働*のまちづくり基本計画」に示す考え方や施策を踏まえ、市民・地域・民間事業者・行政が各々の役割を果たしながら、連携・協働によるまちづくりを推進していくことを基本的な考え方とします。

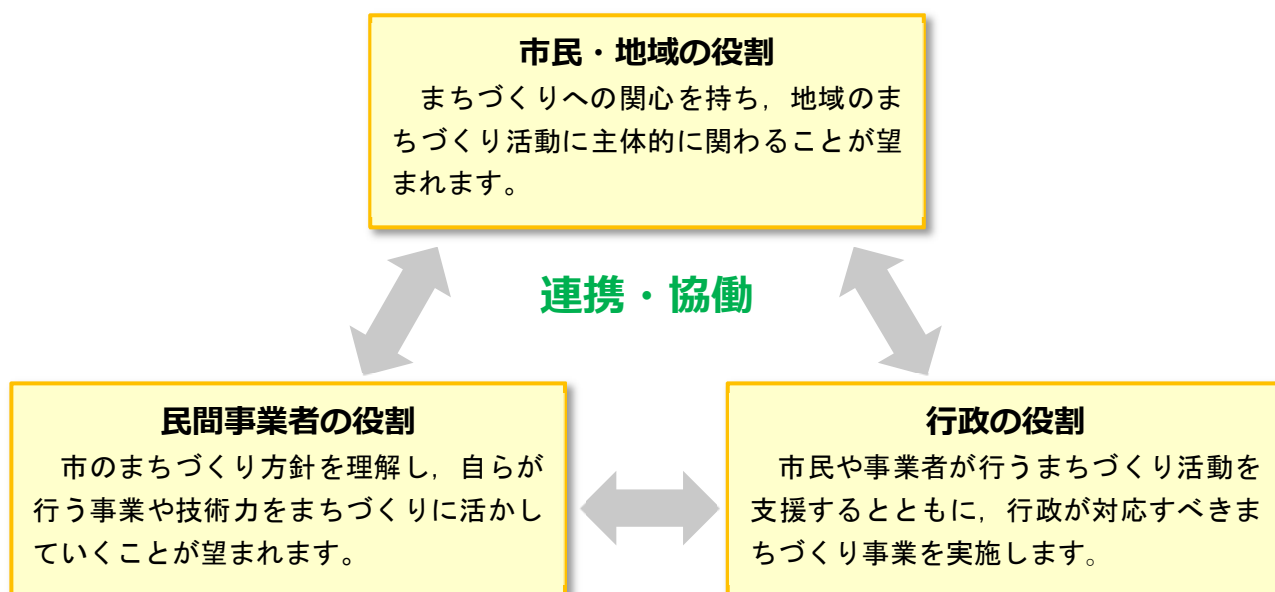


図 6-1-1 連携と役割分担のイメージ

(2) 効率的・効果的なまちづくりに向けた取組

市民・地域・民間事業者・行政が連携・協働し、効率的・効果的にまちづくりを進めるため、行政が取り組む主な事項を整理します。

① 行政各分野の連携

- 計画の実現には、土地利用などの規制誘導措置や都市施設の整備など、都市計画分野の取組にとどまらず、産業振興による雇用の場の確保や商業業務、工業・流通業務などの機能集積の促進、福祉や医療、教育などの施設配置やサービス提供による暮らしの利便性の向上など、多様な行政分野にわたる連携が必要です。このため、庁内の横断的な連絡・調整体制の強化により、総合的にまちづくりを進めます。

② 関係機関との連携

- 国や県に対し、広域的な見地から事業の促進を要請するとともに、県や周辺都市などと連携を図りながらまちづくりを進めていきます。また、まちづくりに関わりがある大学や研究機関と協力し、専門的な知見も取り入れながら取組を進めていきます。

③ 協働のまちづくりの推進に向けた支援

- 市民・地域・民間事業者・行政が協働してまちづくりを進めるため、市民団体等の活動内容の情報発信やまちづくり講座等を通じた協働の担い手の育成、まちづくり活動拠点の確保、市民団体等によるまちづくり事業の提案制度の導入等に取り組めます。

④ 民間活力の積極的な活用

- 公的な施設の整備・維持管理運営や住宅の供給、生活関連サービス施設の配置等について、指定管理者制度*や包括的民間委託*、民間資金を活用した施設整備や管理運営を行う PFI 手法*の導入などにより、民間活力の積極的な活用に取り組めます。

⑤ 広域的な連携の充実

- 上・下水道やゴミ処理などの供給処理の広域化、都市機能*の分担配置と補完、広域交通を支える道路整備面など、まちづくりの多くの場面で、周辺都市との広域的な相互調整が重要となっています。さらに、市域を超えて拡大する市民の生活圏への対応や地域の活性化に向けた広域的な観光連携など、関係自治体との連携の重要性も高まっていることから、周辺都市との広域的な連携の充実に取り組めます。

⑥ 地域特性に応じた都市計画手法の活用

- 市街地環境や都市防災の面で問題を抱えている区域においては、道路やオープンスペース*など必要となる都市基盤施設*を確保していく必要があることから、地域の特性に応じて、地区計画などの都市計画手法を活用していきます。

⑦ 補助制度などの積極的な活用

- 都市基盤施設*などを整備するためには、多くの財源が必要となることから、国や県などの補助制度を積極的に活用していきます。
- また、限りある市の財政状況の中で新たな施策・事業を導入する際は、場所と期間を限定して試行する社会実験*や実証実験*を取り入れ、その効果を先行的に確認するなど、限りある財源の有効活用にも配慮します。

⑧ 個別計画などの策定・見直し

- 本計画は、まちづくりに関する基本方針を示す計画であることから、今後、本計画に即して個別計画の策定や具体的な事業を進めていくことになります。このため、将来都市像の実現に向けて、本計画に基づき、立地適正化計画*などの個別計画の策定・見直しを進めます。

2. 計画の進行管理と推進

(1) 計画の進行管理

目指すまちの姿(将来都市像)は、都市計画マスタープランに基づく計画的なまちづくりによって実現されます。そのため、次の「P D C A (Plan-Do-Check-Action)」の流れを持つマネジメントサイクルによって、各種施策や事業の進捗状況进行评估・管理します。

また、各種施策・事業の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、都市計画マスタープラン自体の見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。

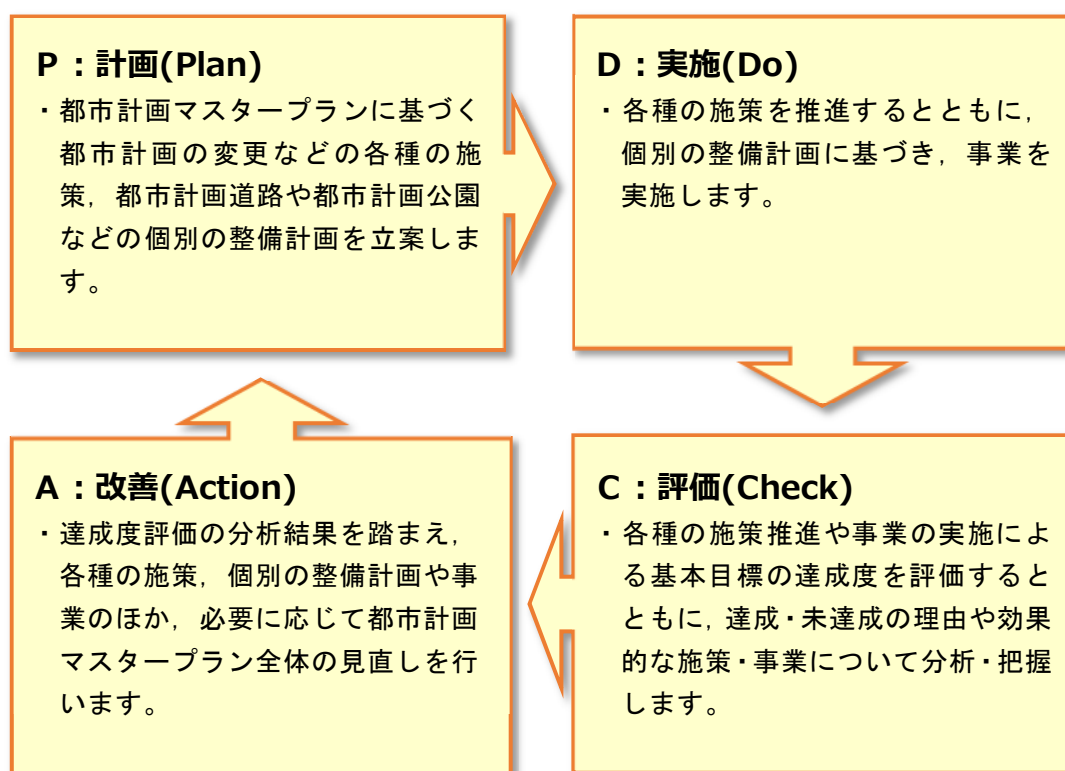


図 6-2-1 P D C A サイクルのイメージ

(2) 施策・事業の計画的な推進

効果的なまちづくりを計画的に進めるため、各施策の取組時期を設定します。

施策のうち、課題への早期対応が求められるものや先行的な実施がまちづくりに大きな効果をもたらすものなどを重点的・優先的に取り組む施策とし、概ね5年以内の実施を想定した「短期」に位置づけます。「中期」は概ね10年以内を想定し、中間年次までに実施を目指す施策を位置づけます。「長期」は10年後以降を想定し、市民との合意形成や関係機関との協議・調整など、実施までに長い期間を要すると考えられる施策を位置づけます。

分野	施策		取組時期		
			短期	中期	長期
土地利用	コンパクトでまとまりのある市街地の誘導		通期で実施		
	周辺と調和した土地利用の整序 ・用途地域の見直し ・特定用途制限地域制度の活用検討			● ●	
	良好な住環境形成の誘導		通期で実施		
	立地適正化計画の策定		●		
道路	幹線道路ネットワークの構築	広域幹線道路の整備 ・国道118号等の維持管理、安全対策	●	●	
		地域間幹線道路の整備	●	●	
		補助幹線道路の整備	●	●	
	道路環境の改善 ・常陸大宮駅周辺の狭あい道路の拡幅整備		●	●	
	道路や橋りょうなどの適切な整備・維持管理		通期で実施		
公共交通	公共交通網の充実	鉄道の利便性の向上	●		
		地域特性に対応した持続可能な地域公共交通網の構築	●	●	
		交流人口の拡大に向けた公共交通網の充実		●	
	常陸大宮駅の交通結節機能の強化		●		
	公共交通の利用環境の向上			●	
居住環境	市街地環境の維持・改善		通期で実施		
	空き家等の解消		通期で実施		
	公営住宅の計画的な確保			●	
	公共施設等の整備 ・常陸大宮駅西側における交流拠点施設の整備		●		
	上水道施設の計画的な整備，維持管理		通期で実施		
	下水道の計画的な整備，維持管理		通期で実施		
	環境に配慮したまちづくり		通期で実施		
水と緑	公園・緑地の整備・確保			●	
	公園・緑地の適切な維持管理・運営		通期で実施		
	市街地における緑の保全・創出		通期で実施		
	山間部における森林の保全		通期で実施		
	里山の保全・活用		通期で実施		
	水辺の保全		通期で実施		

分野	取組		取組時期		
			短期	中期	長期
観光・レク	交流拠点の形成		●		
	御前山・那珂川観光の強化		●	●	
	観光・レクリエーション資源の利用環境の向上			●	
	自然と調和した市街地の景観づくり			●	●
	自然豊かな景観の保全		通期で実施		
防災対策	地震災害	建築物等の耐震化・不燃化		●	
		公共公益的施設の防災性の向上	●		
		避難場所、避難所の安全性の確保		●	
		地震災害に強い市街地構造の構築		●	●
	水害	河川改修などによる洪水災害の予防	通期で実施		
		雨水排水機能の強化		●	
	土砂災害	土砂災害対策の推進		●	●
		土砂災害の防止に向けた土地利用の誘導	通期で実施		
	市民との協働による防災・減災対策		通期で実施		

資料編

1. 策定の経過

本計画は、市民の皆様からのご意見や専門的知見を計画に反映させるため、市民アンケート調査やパブリックコメント手続き、常陸大宮市都市計画審議会で審議などを実施し、策定しました。

開催日		内 容
平成 30 年	10 月 5 日～23 日	「常陸大宮市のこれからのまちづくりに向けた市民アンケート」の実施
	11 月 10 日～18 日	「常陸大宮市都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画策定に係るポスター掲示・アンケート」の実施
平成 31 年	1 月 31 日	常陸大宮市都市計画マスタープラン庁内検討会①
	2 月 20 日	常陸大宮市都市計画審議会①
	4 月 26 日	常陸大宮市都市計画マスタープラン庁内検討会②
令和元年	7 月 5 日	常陸大宮市都市計画審議会②
	8 月 29 日	常陸大宮市都市計画マスタープラン庁内検討会③
	9 月 24 日	常陸大宮市都市計画審議会③
	11 月 25 日	常陸大宮市都市計画マスタープラン改定に係る 県関係課との調整会議
	12 月 10 日～ 1 月 8 日	パブリックコメント手続き（意見の提出件数：7 件）
令和 2 年	1 月 20 日	常陸大宮市都市計画マスタープラン庁内検討会④
	2 月 18 日	常陸大宮市都市計画審議会（諮問）
	2 月 19 日	常陸大宮市都市計画審議会会長より市長に答申
	3 月	計画策定・公表

2. 策定体制

■ 常陸大宮市都市計画審議会 名簿

No.	分野	氏名	所属・役職
1	学識	内海 理英子	建築士会ひたちなか支部
2	学識	熊澤 貴之（会長）	茨城大学 工学部 都市システム工学科 准教授
3	学識	猿田 茂彦	常陸大宮市 社会福祉協議会 事務局長
4	学識	武藤 賢治 （～令和元年9月）	元茨城県職員
		櫻村 英子 （令和元年10月～）	元市職員
5	議会	淀川 茂樹	市議会議長
6	議会	坂本 繁輝	市議会経済建設常任委員会委員長
7	関係行政	松橋 秀広	茨城県 常陸大宮土木事務所 技監兼所長
8	関係行政	大森 智	茨城県 県北県民センター 建築指導課長
9	関係行政	吉成 孝男 （～平成30年9月）	茨城県大宮警察署 署長
		清水 浩司 （平成30年10月～）	
10	市民	佐藤 隆男	常陸大宮市区長会 会長
11	市民	鈴木 正孝	常陸大宮市区長会 副会長
12	市民	倉田 稔之	常陸大宮 FB 会
13	市民	小室 美智子	常陸大宮市女性活動指導者連絡協議会 会長
14	市民	鈴木 昌子	常陸大宮市男女共同参画推進会議 委員
15	市民	二瓶 廣美	常陸大宮市国際交流協会 会長

継承略。所属・役職は就任時。

3. 市民アンケート

(1) 調査の概要

■ 調査目的

計画の改定にあたり、市民のまちづくりに関する認識や市民意向などを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

■ 調査票配布数・回収数

○配布：3,000 票

○回収：1,009 票 回収率 33.6%

■ 調査方法

郵送配布による無記名式アンケート調査

■ 調査対象者

18 歳以上の常陸大宮市民

※2018 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為抽出

■ 調査期間

○発送日：2018 年 10 月 5 日（金）郵便局に持ち込み

○回収期限：2018 年 10 月 23 日（火）までに投かん（留め置き期間として約 2 週間を確保）

■ 集計等に関する留意事項

○回答は少数点以下第 1 位を四捨五入しています。また、グラフ中、四捨五入で「0」となるものは数値表示を省略しています。

○回答は四捨五入をしているため合計が 100%にならないことがあります。

○集計結果の表やグラフでは、スペースの都合上、回答の選択肢の言葉を短縮して表現している場合があります。

(2) 調査結果

■ 回答者の属性

【回答者数=1,009】

性 別	集計値	構成比(%)
全体	1,009	100.0
男	444	44.0
女	518	51.3
無回答	47	4.7

年 齢	集計値	構成比(%)
全体	1,009	100.0
18～29歳	50	5.0
30～39歳	84	8.3
40～49歳	93	9.2
50～59歳	157	15.6
60～64歳	126	12.5
65～74歳	233	23.1
75歳以上	238	23.6
無回答	28	2.8

職 業	集計値	構成比(%)
全体	1,009	100.0
会社員	263	26.1
自営業(農林業以外)	63	6.2
農林業	51	5.1
自由業	16	1.6
パートタイマー・アルバイト・フリーター	122	12.1
専業主婦・主夫	121	12.0
学生	13	1.3
無職	311	30.8
その他	13	1.3
無回答	36	3.6

住まいの地域	集計値	構成比(%)
全体	1,009	100.0
大宮地域(市街地)	202	20.0
大宮地域(郊外)	189	18.7
山方地域	195	19.3
美和地域	150	14.9
緒川地域	120	11.9
御前山地域	119	11.8
無回答	34	3.4

居住年数	集計値	構成比(%)
全体	1,009	100.0
1年未満	14	1.4
1～5年未満	30	3.0
5～10年未満	30	3.0
10～15年未満	39	3.9
15～20年未満	50	5.0
20年以上	838	83.1
無回答	8	0.8

家族構成	集計値	構成比(%)
全体	1,009	100.0
ひとり暮らし(単身世帯)	90	8.9
夫婦のみ	304	30.1
親と子(2世代世帯)	440	43.6
親と子と孫(3世代世帯)	139	13.8
その他	24	2.4
無回答	12	1.2

自動車免許の保有状況	集計値	構成比(%)
全体	1,009	100.0
自動車免許を持っている	832	82.5
自動車免許証を持っていない (いまだで持ったことがない)	99	9.8
自動車免許証を持っていない (以前は持っていたが、自主返納した)	46	4.6
自動車免許証を持っていない (いずれ取得したい・取得する予定がある)	7	0.7
その他	7	0.7
無回答	18	1.8

世帯の自家用車の保有状況	集計値	構成比(%)
全体	1,009	100.0
家族で複数の車を持っている (主に自分自身が運転する車を含む)	678	67.2
家族で複数の車を持っている (自分の車は持っていない)	90	8.9
主に自分が運転する車を1台持っている	125	12.4
家族で車を1台持っている (自分の車は持っていない)	45	4.5
家族で車を保有していない	39	3.9
無回答	32	3.2

■ 設問毎の集計結果

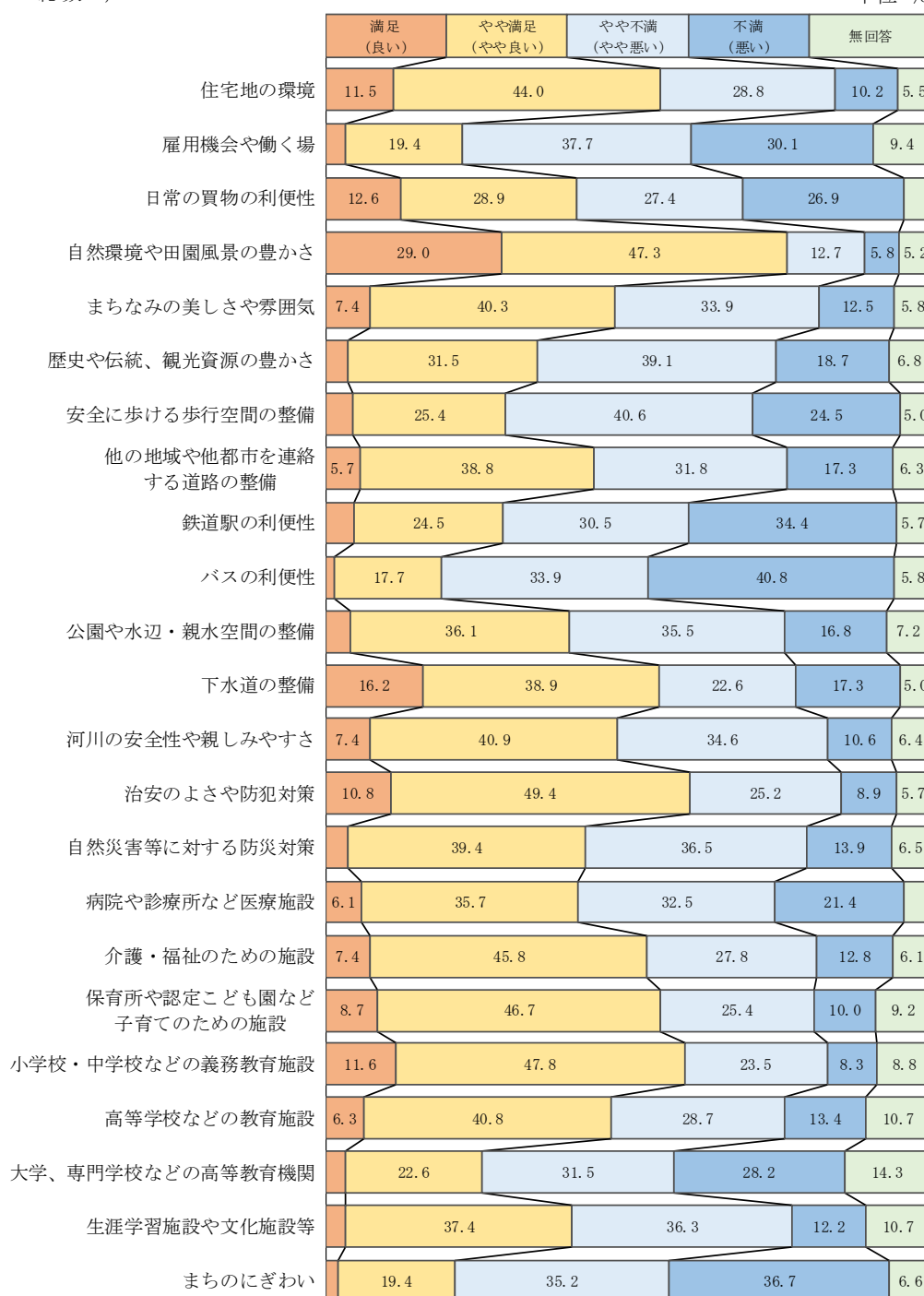
問 1. 生活環境① 現状の満足度

「満足（良い）」「やや満足（やや良い）」の合計割合は、「自然環境や田園風景の豊かさ」が最も高く、次いで「治安のよさや防犯対策」が高くなっています。

「不満（悪い）」「やや不満（やや悪い）」の合計割合は、「バスの利便性」が最も高く、次いで「まちなぎわい」が高くなっています。

総数=1,009

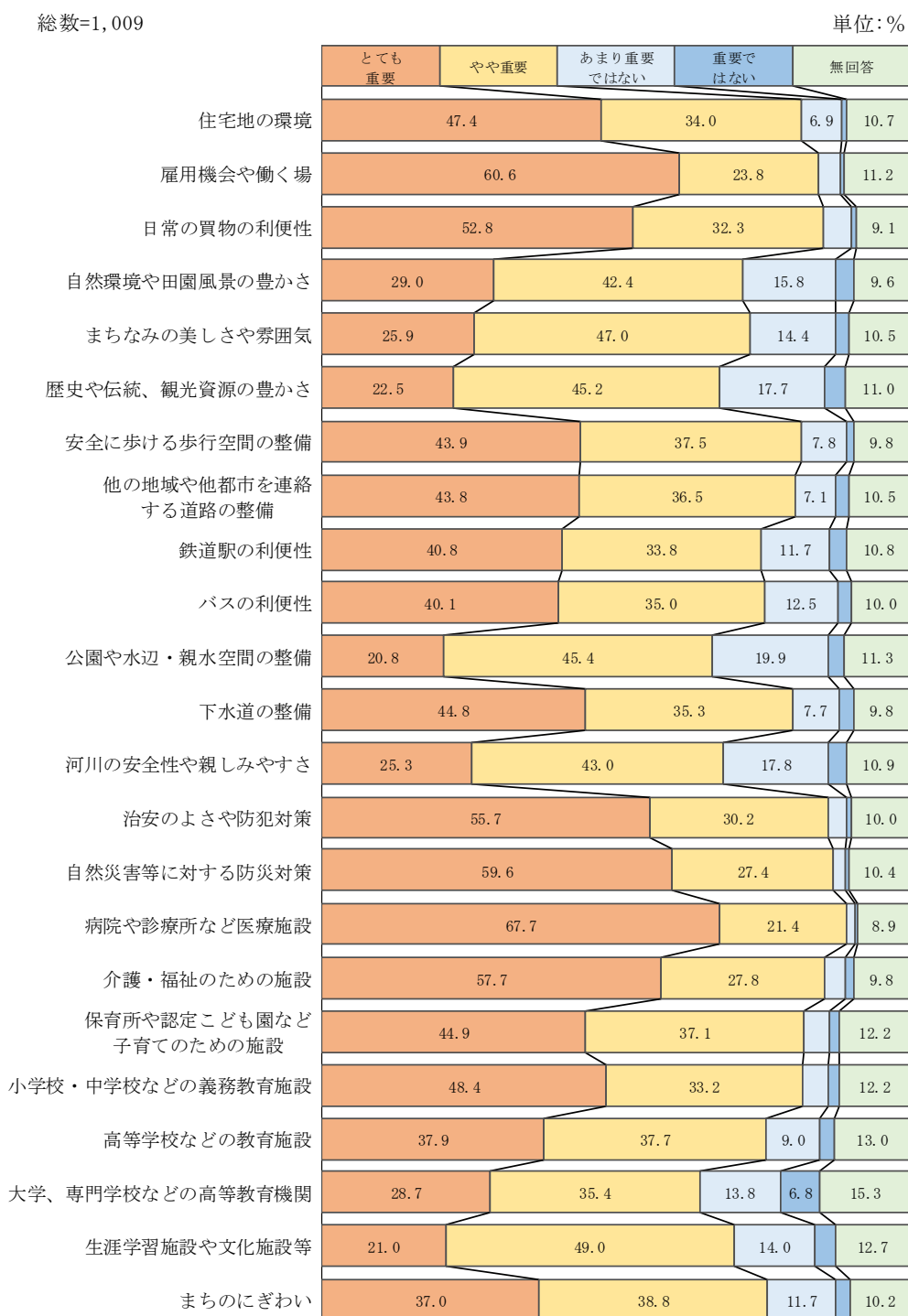
単位: %



問1. 生活環境② 今後の重要度

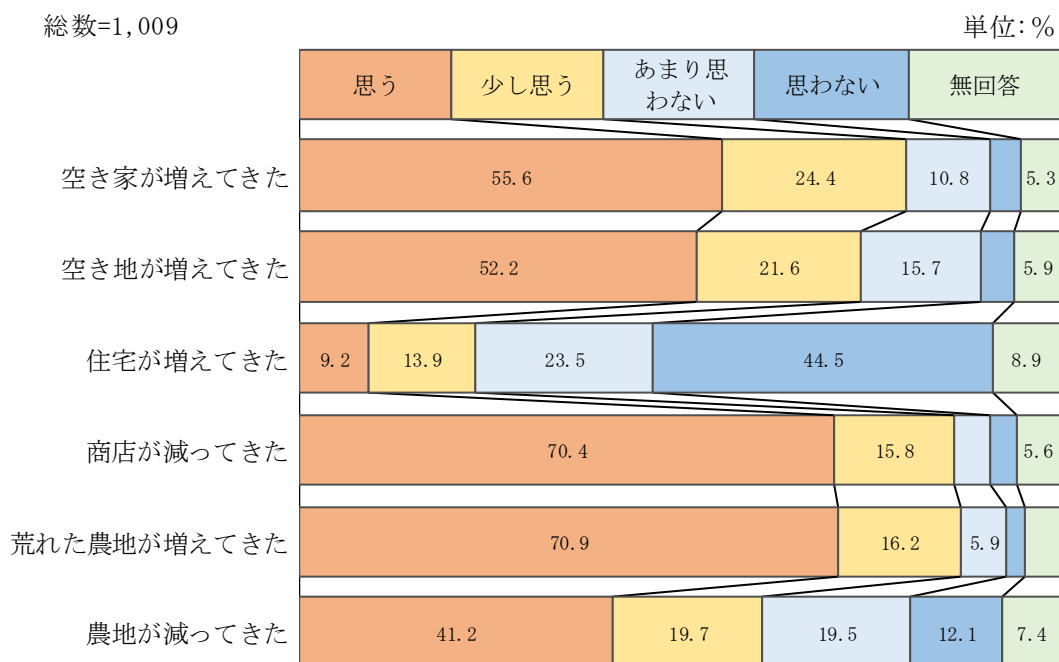
「とても重要」「やや重要」の合計割合は、「病院や診療所など医療施設」が最も高く、次いで「自然災害等に対する防災対策」が高くなっています。

「重要ではない」「あまり重要ではない」の合計割合は、「公園や水辺空間の整備」が最も高く、次いで「歴史や伝統、観光資源の豊かさ」が高くなっています。



問2. 地域の周辺状況

「住宅が増えてきた」を除く設問項目においては、「思う」「少し思う」が多く回答されています。
「住宅が増えてきた」については、「思わない」が最も多く、次いで「あまり思わない」が多く回答されています。



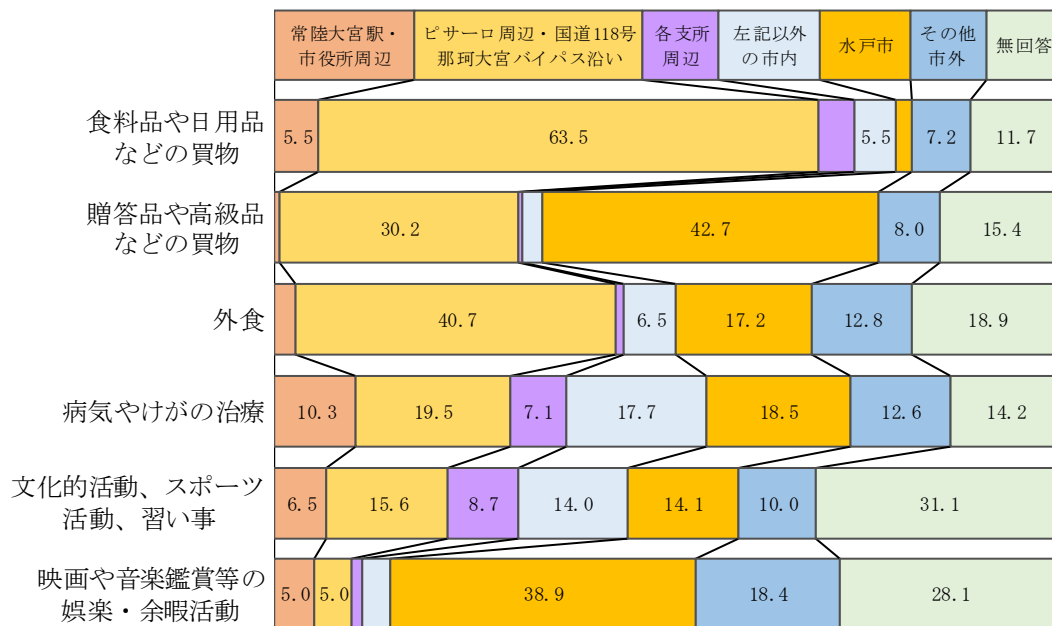
問3. 日常生活での行き先 ①一番よく行く場所

「食料品や日用品などの買物」や「外食」については、「ピサーロ周辺・国道118号」の回答が最も多くなっています。「贈答品や高級品などの買物」や「映画や音楽鑑賞等の娯楽・余暇活動」については、「水戸市」の回答が最も多くなっています。

また、「病気やけがの治療」や「文化的活動、スポーツ活動、習い事」については、市内と市外の回答が一定数ずつ占めています。

総数=1,009

単位: %



<その他市外の内訳と回答率>

	那珂市	常陸太田市	ひたちなか市	日立市	笠間市	高萩市	大子町	城里町	東海村	那須烏山市	茂木町	那珂川町	その他	無回答
食料品や日用品などの買物 (73)	5.5	1.4	2.7	1.4	1.4	-	-	9.6	-	46.6	23.3	1.4	1.4	5.5
贈答品や高級品などの買物 (81)	8.6	6.2	21.0	-	1.2	-	-	1.2	-	11.1	1.2	-	40.7	8.6
外食 (129)	17.8	5.4	25.6	0.8	1.6	-	1.6	0.8	-	13.2	1.6	0.8	17.1	14.0
病気やけがの治療 (127)	22.8	11.0	10.2	3.9	1.6	-	0.8	6.3	1.6	14.2	1.6	2.4	11.8	11.8
文化的活動、スポーツ活動、 習い事 (100)	17.8	12.9	16.8	-	3.0	-	1.0	4.0	1.0	3.0	5.9	-	18.8	15.8
映画や音楽鑑賞等の娯楽・ 余暇活動 (186)	2.2	1.1	49.5	0.5	3.8	-	0.5	-	-	0.5	1.1	-	29.0	11.8

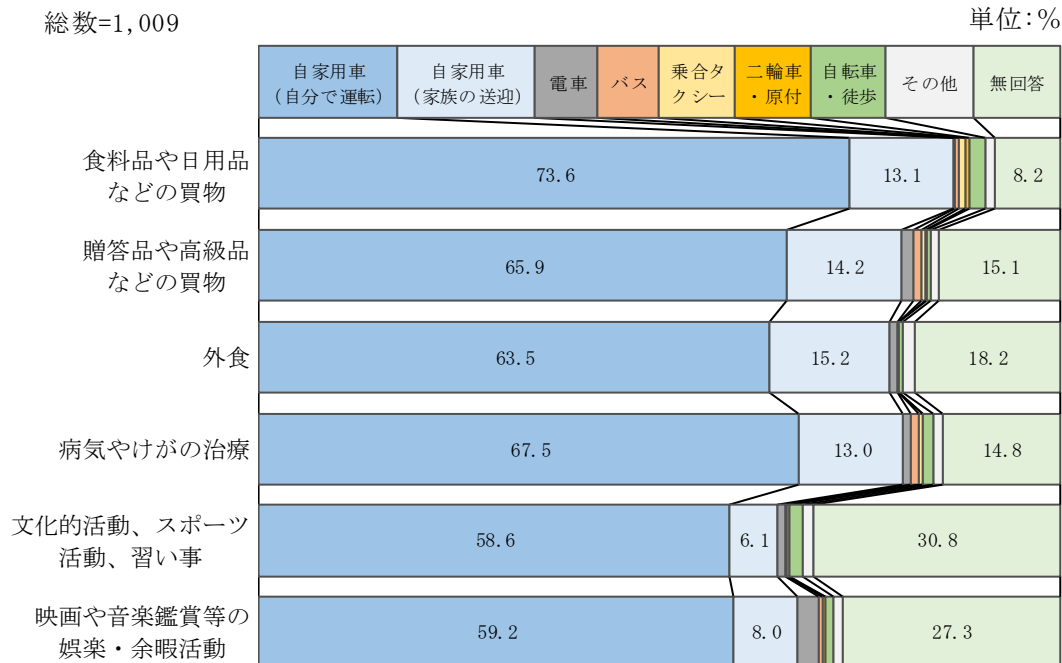
※ () は回答数

…… 回答率1位
 …… 回答率2位
 …… 回答率3位

問3. 日常生活での行き先 ②主な移動手段

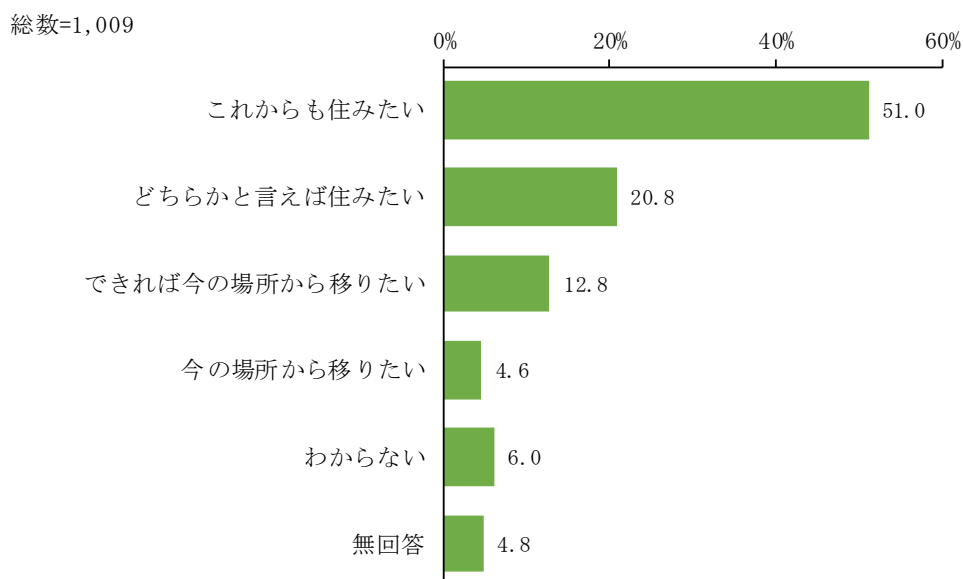
いずれの行き先においても、「自家用車（自分で運転）」が最も多くなっています。次いで、「自家用車（家族の送迎）」が多くなっています。

一方、「電車」「バス」「乗合タクシー」といった公共交通機関の利用はごく僅かでした。



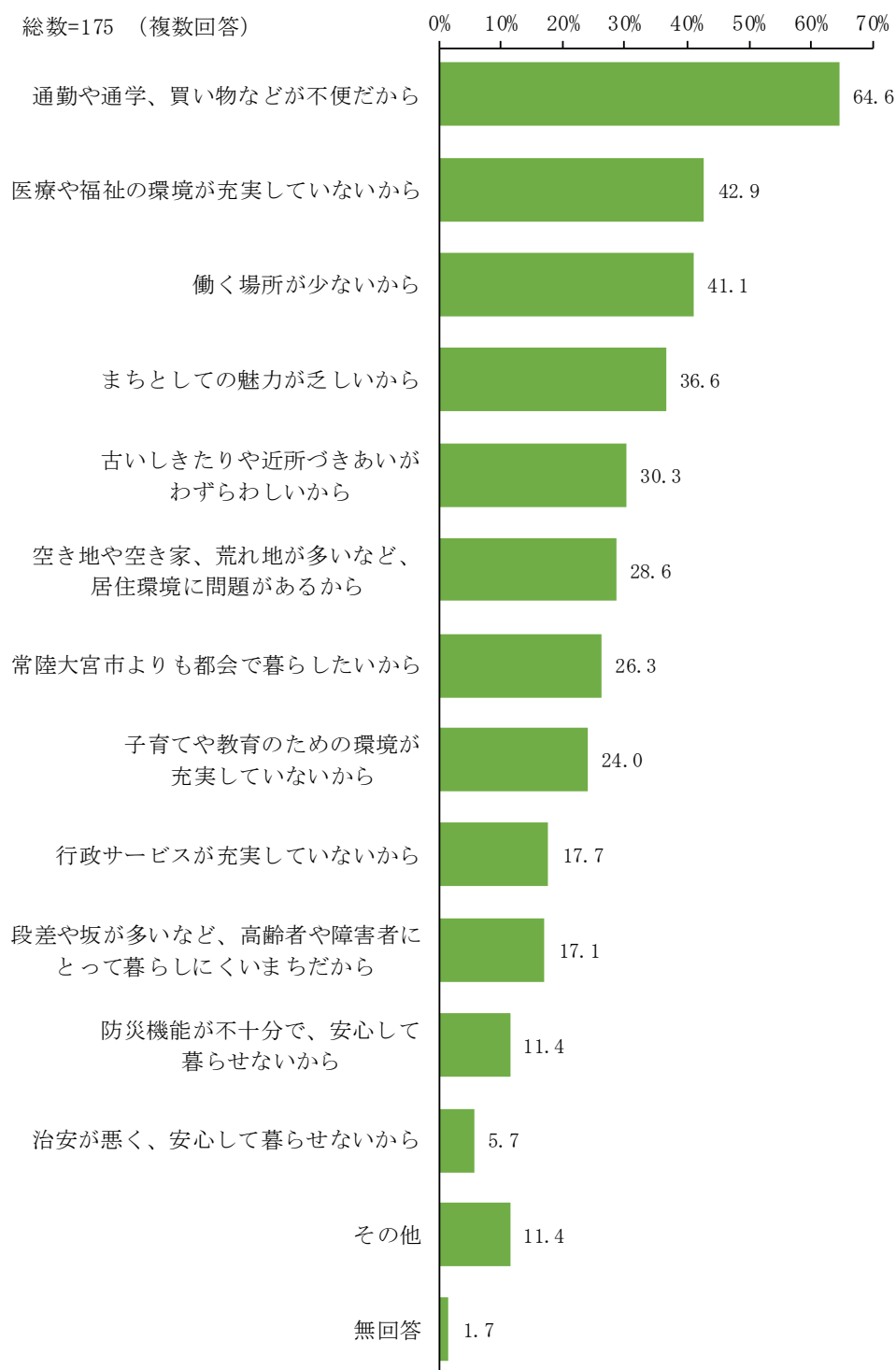
問4. 居住意向

「これからも住みたい」が51.0%で最も多く、「どちらかと言えば住みたい」が20.8%、「できれば今の場所から移りたい」が12.8%、「わからない」が6.0%で続きます。



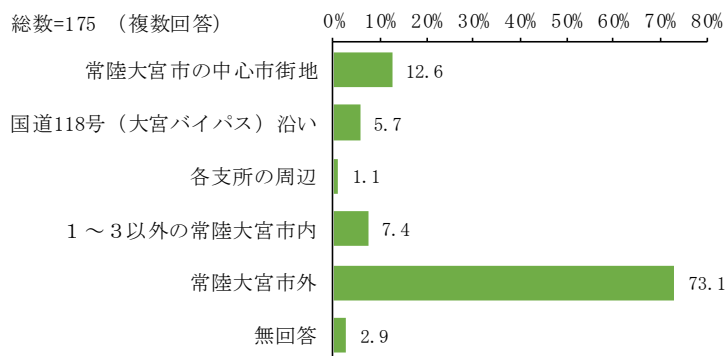
問４－１．今の場所から移りたい理由

「通勤や通学、買い物などが不便だから」が 64.6%で最も多く、「医療や福祉の環境が充実していないから」が 42.9%、「働く場所が少ないから」が 41.1%、「まちとしての魅力が乏しいから」が 36.6%で続きます。



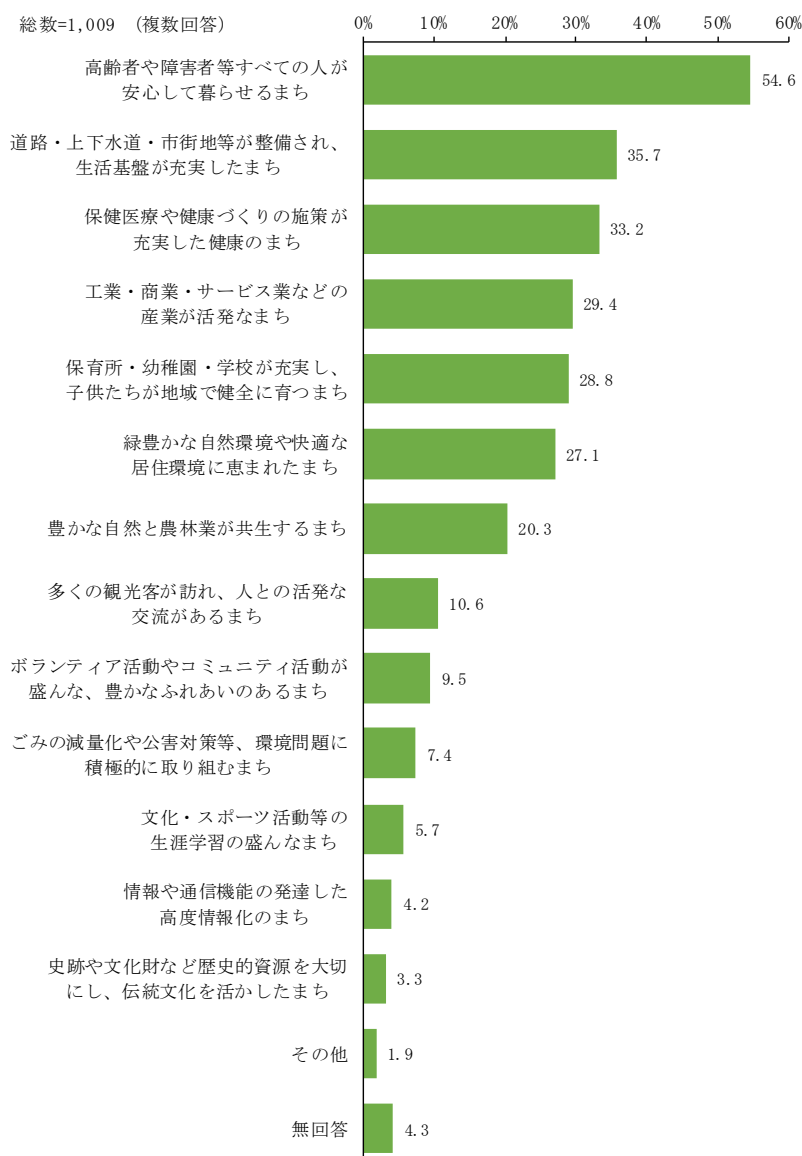
問4-2. 移りたい場所

「常陸大宮市外」が73.1%で最も多く、「常陸大宮市の中心市街地」が12.6%、「1～3以外の常陸大宮市内」が7.4%、「国道118号（大宮バイパス）沿い」が5.7%で続きます。



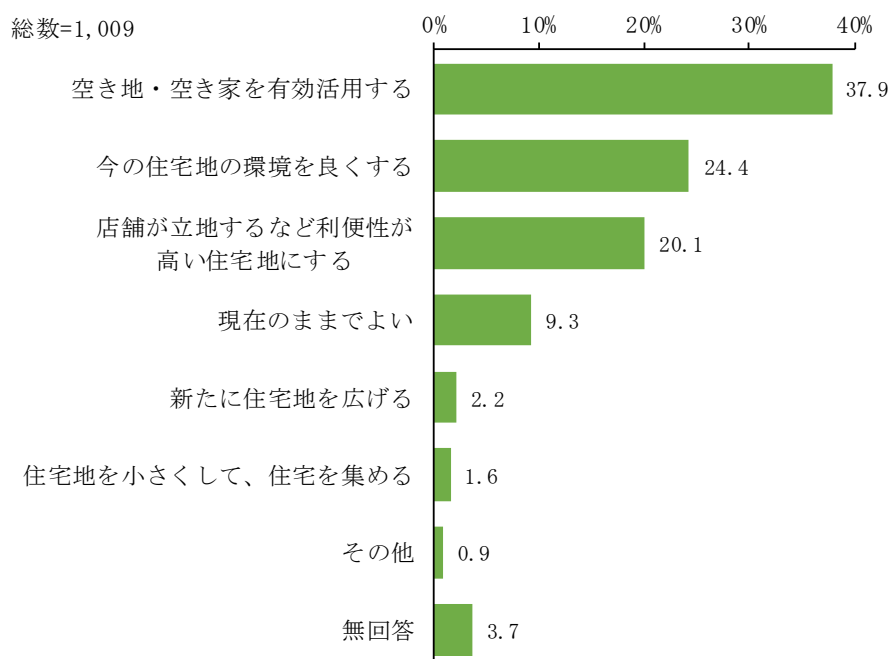
問5. 市の目指すべき方向性

「高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまち」が54.6%で最も多く、「道路・上下水道・市街地等が整備され、生活基盤が充実したまち」が35.7%、「保健医療や健康づくりの施策が充実した健康のまち」が33.2%、「工業・商業・サービス業などの産業が活発なまち」が29.4%で続きます。



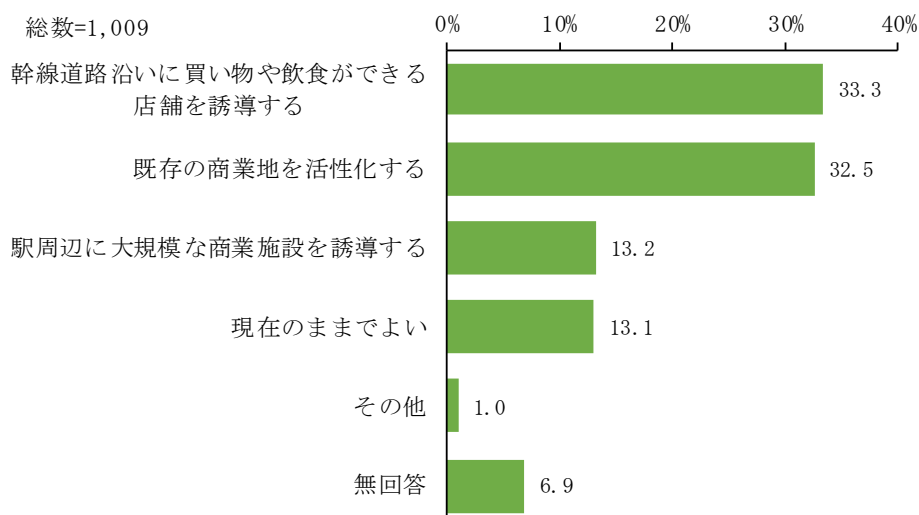
問6-1. 重視していくべきこと／住宅地

「空き地・空き家を有効活用する」が37.9%で最も多く、「今の住宅地の環境を良くする」が24.4%、「店舗が立地するなど利便性が高い住宅地にする」が20.1%、「現在のままでよい」が9.3%で続きます。



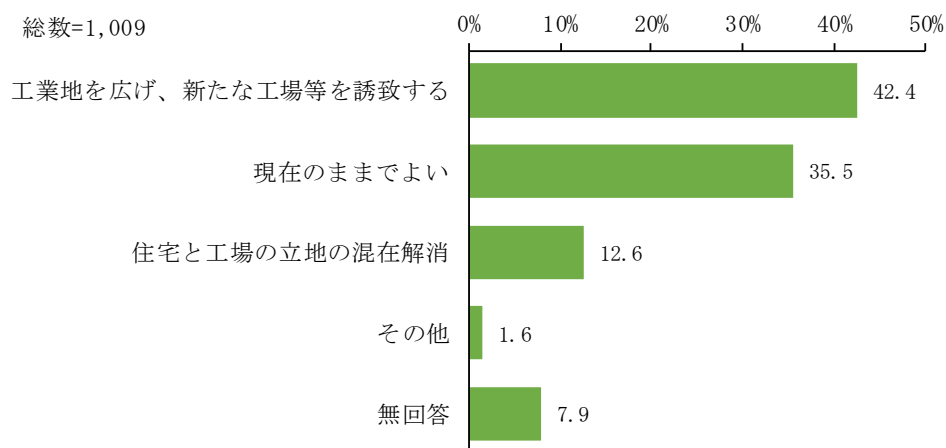
問6-2. 重視していくべきこと／商業地

「幹線道路沿いに買い物や飲食ができる店舗を誘導する」が33.3%で最も多く、「既存の商業地を活性化する」が32.5%、「駅周辺に大規模な商業施設を誘導する」が13.2%、「現在のままでよい」が13.1%で続きます。



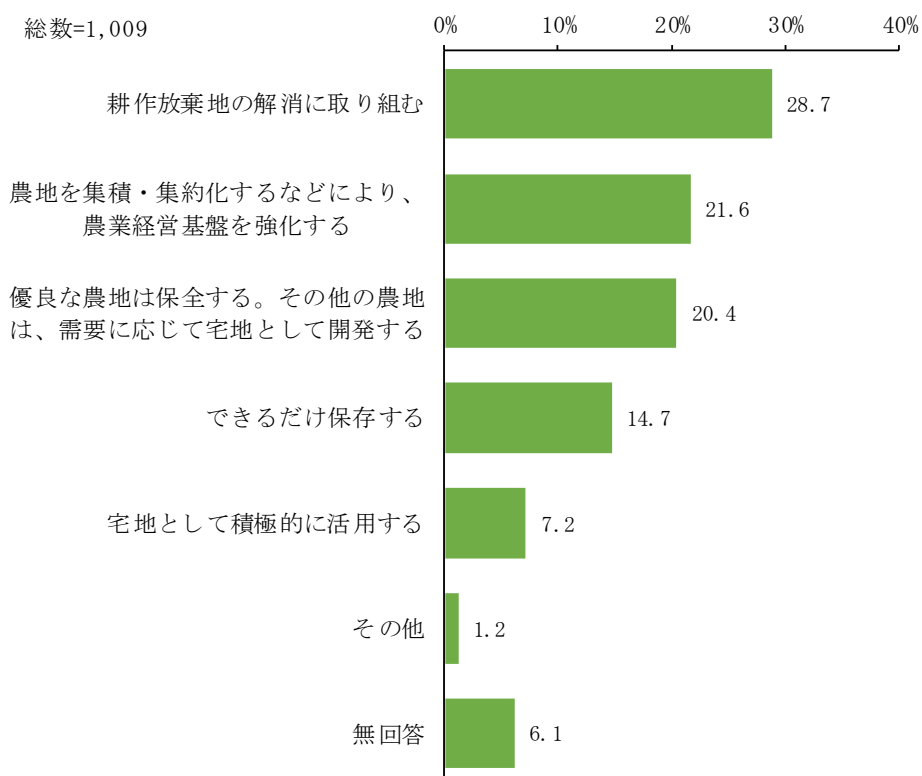
問6-3. 重視していくべきこと／工業地

「工業地を広げ、新たな工場等を誘致する」が42.4%で最も多く、「現在のままでよい」が35.5%、「住宅と工場の立地の混在解消」が12.6%、「その他」が1.6%で続きます。



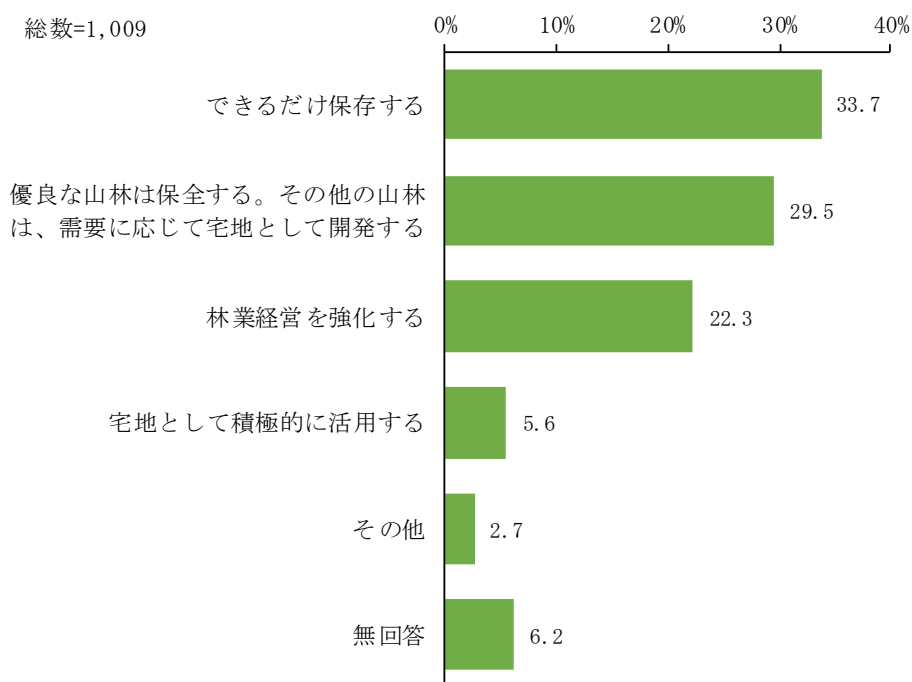
問6-4. 重視していくべきこと／農地

「耕作放棄地の解消に取り組む」が28.7%で最も多く、「農地を集積・集約化するなどにより、農業経営基盤を強化する」が21.6%、「優良な農地は保全する。その他の農地は、需要に応じて宅地として開発する」が20.4%、「できるだけ保存する」が14.7%で続きます。



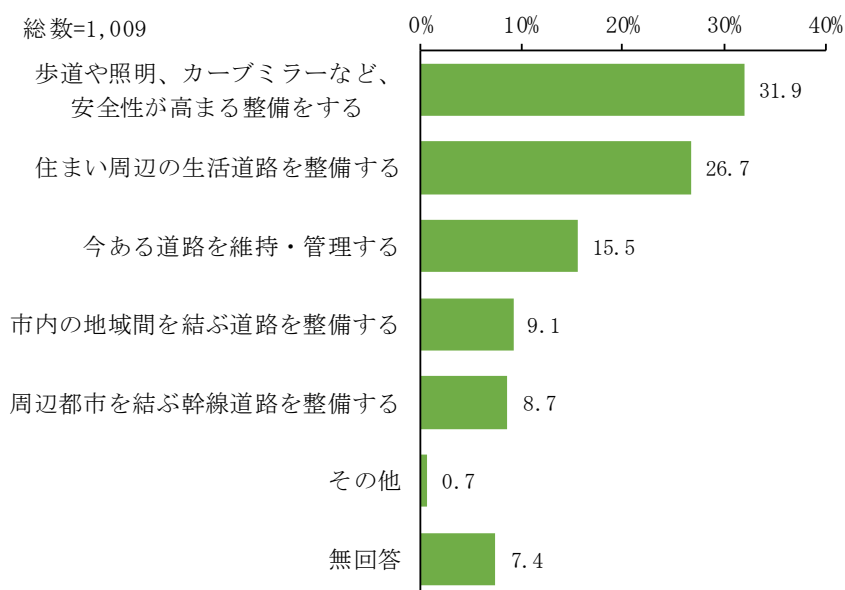
問6-5. 重視していくべきこと／山林

「できるだけ保存する」が 33.7%で最も多く、「優良な山林は保全する。その他の山林は、需要に応じて宅地として開発する」が 29.5%、「林業経営を強化する」が 22.3%、「宅地として積極的に活用する」が 5.6%で続きます。



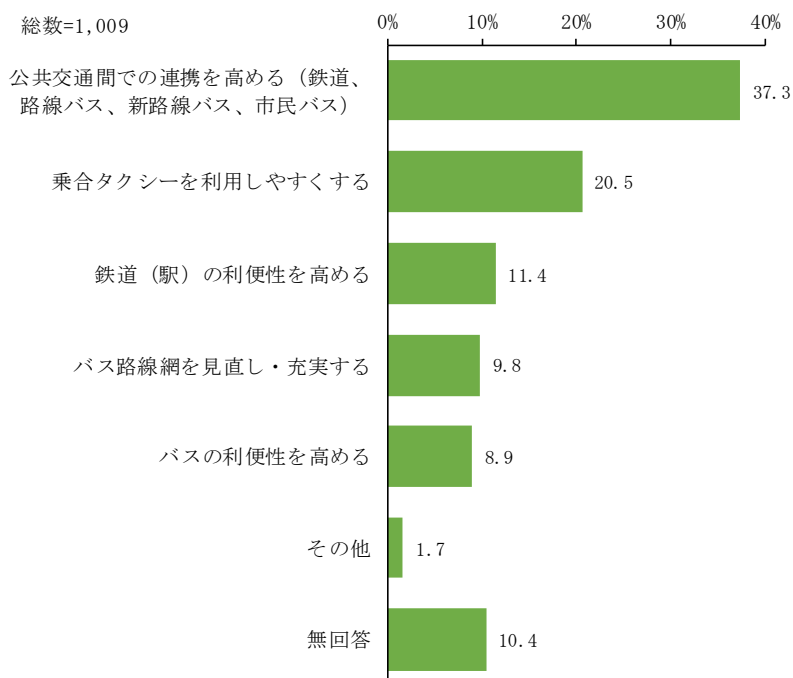
問6-6. 重視していくべきこと／道路

「歩道や照明、カーブミラーなど、安全性が高まる整備をする」が 31.9%で最も多く、「住まい周辺の生活道路を整備する」が 26.7%、「今ある道路を維持・管理する」が 15.5%、「市内の地域間を結ぶ道路を整備する」が 9.1%で続きます。



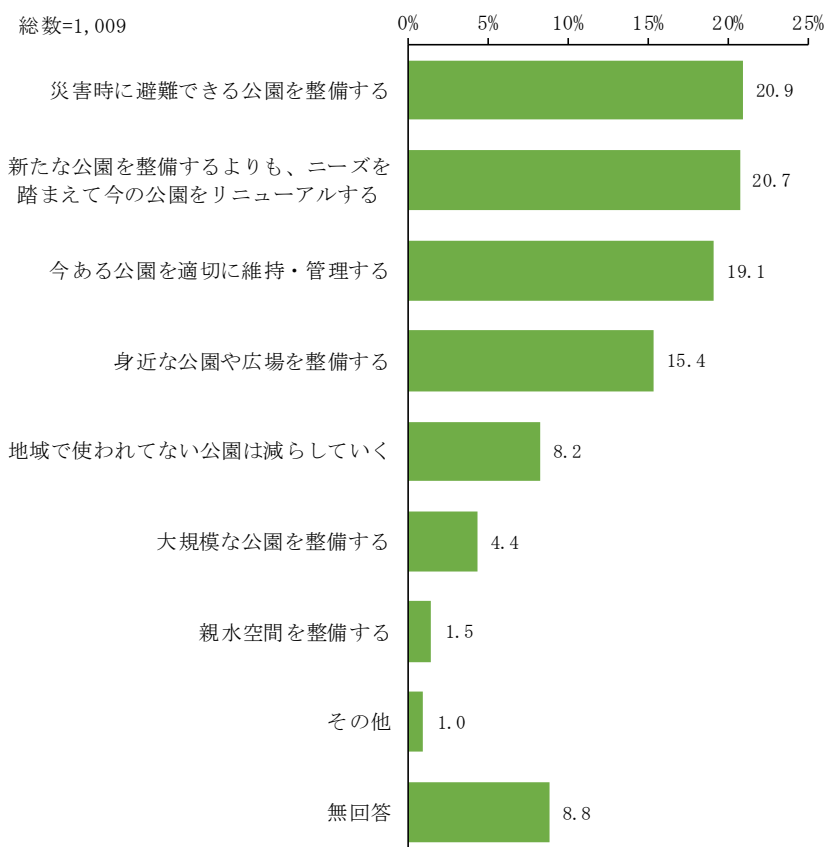
問6-7. 重視していくべきこと／公共交通

「公共交通間での連携を高める（鉄道、路線バス、新路線バス、市民バス）」が37.3%で最も多く、「乗合タクシーを利用しやすくする」が20.5%、「鉄道（駅）の利便性を高める」が11.4%、「バス路線網を見直し・充実する」が9.8%で続きます。



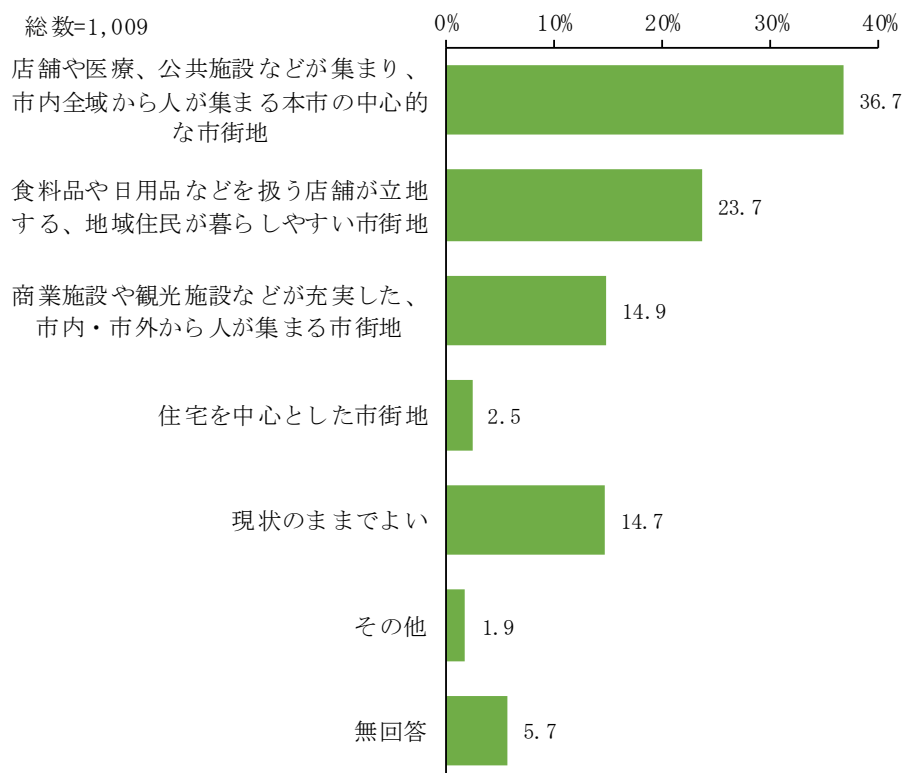
問6-8. 重視していくべきこと／公園・緑地

「災害時に避難できる公園を整備する」が20.9%で最も多く、「新たな公園を整備するよりも、ニーズを踏まえて今の公園をリニューアルする」が20.7%、「今ある公園を適切に維持・管理する」が19.1%、「身近な公園や広場を整備する」が15.4%で続きます。



問7. 市街地の目指すべき方向性

「店舗や医療、公共施設などが集まり、市内全域から人が集まる本市の中心的な市街地」が 36.7% で最も多く、「食料品や日用品などを扱う店舗が立地する、地域住民が暮らしやすい市街地」が 23.7%、「商業施設や観光施設などが充実した、市内・市外から人が集まる市街地」が 14.9%、「現状のままでよい」が 14.7%で続きます。



問8. 常陸大宮駅・市役所周辺の市街地にあれば良い施設

「スーパーなどの食料品や日用品店舗」が30.8%で最も多く、「医院・診療所などの身近な医療施設」が28.7%、「大型ショッピングセンター」が27.6%、「公園・緑地、スポーツ広場」が19.6%で続きます。



4. 用語集

あ行

■ IoT

Internet of Things（モノのインターネット）の略。身の回りの様々な物をインターネットに接続し、得られたデータを情報交換することにより、システムの最適化や新たな価値を生み出すという概念。

■ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称であり、IT よりも通信技術によるコミュニケーションの重要性を強調した概念。

■ 空き家バンク制度

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を基に、媒介業者を通して空き家をこれから利用・活用したいと考える方へ紹介する制度。

■ インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。

訪日外国人旅行または訪日旅行ともいう。

■ インフラ

「インフラストラクチャー」の略。

道路、公園、鉄道、上下水道などの産業や生活の基盤となる施設のこと。

■ AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間の知的なふるまいをコンピュータに模倣、超越、支援させるための技術。

■ 駅前交通広場

駅前に整備される交通機能や環境空間機能を有している広場のことで、都市計画上での位置づけは、歩行者空間を中心とするものなどそれ以外の広場のことで、周辺幹線街路との一体的整備は求められない。ただし、都市計画に定める自由通路などの特殊街路との連続性が求められる。

■ 駅前広場

駅前に整備される交通空間機能や環境空間機能を有している広場のことで、都市計画上での位置づけは、都市計画道路などの周辺幹線街路と一体的となって交通処理を行う都市施設（道路）に該当する。

■ オープンスペース

特定の用途によって占有されない空地を，空地のまま存続させることを目的に確保した土地のこと。建造物の建っていない場所。空き地。

■ お試し住宅

移住を検討している人に，その地域の風土や日常生活を体験してもらう居住体験事業。

■ 温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収して，地球の気温を上昇させる気体。

二酸化炭素など7種類が国際的な削減対象とされている。

か行

■ 概成済

都市計画道路の改良済以外の区間のうち，路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道を有する区間。

■ 開発行為

都市計画法第 29 条に定める開発許可の対象となる行為。主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に，家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが予想される区域。

■ 合併処理浄化槽

台所やお風呂の生活雑排水をトイレの排水とあわせて処理する浄化槽のこと。

■ 管理不全空家等

「常陸大宮市空家等対策の推進に関する条例」第2条第3号に定める，空家等（特定空家等に該当しないものに限る）のうち，適正な管理がされていない状態の空家等。

■ 既存ストック

過去に整備され，現在も存在している都市基盤施設（道路，公園，下水道など）のこと。

■ 狭あい道路

車のすれ違いなどが困難で，交通に支障のある幅員の狭い道路のこと。主に，建築基準法第42条第2項に該当する幅員4m未満の道路を指す。

■ 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導していく区域。

■ 緊急輸送道路

震災時に避難や救急・消火活動など、緊急時の人や物の運搬を円滑に行うために防災拠点を相互に連絡する道路。第1次から第3次まで指定される。

■ 空洞化

都市の中心部の地価高騰や環境悪化などにより、その居住人口が減っていくこと。

■ 建築基準法

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。

■ 建築協定

住宅地や商店街などの一定の区域において、権利所有者自らが、建築物に関するルールを定め、お互いがルールを守りあうことを約束する制度。

■ 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するため、原則として市町村が設置・管理する下水道。

■ 耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。

■ 交通結節機能・交通結節点

鉄道とバス、バスから別のバスなど、交通手段の乗り換え・乗り継ぎが行われる駅前広場などの施設・場所のこと。

■ 交流人口

通勤・通学、買物、観光など様々な目的で訪れる人のこと。

■ コミュニティビジネス

地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するもの。

■ コンパクト+ネットワーク

将来にわたり持続可能なまちづくりに向けて、住宅や様々な施設などがまとまって立地し、住民が徒歩や自転車、公共交通でこれらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの概念のこと。

さ行

■ 再葬墓遺跡

遺体を埋めたり、ほら穴などに置いたりして一度葬ったあと、骨だけになってから遺体を壺や甕などに入れて埋めた墓。縄文時代や弥生時代に行われ、特に弥生時代の中ごろの東日本に見られる。

■ サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在することから命名された。

■ 資源循環型のまちづくり

廃棄物の発生が抑制され、廃棄物を資源として再利用できる場合は適正に再利用が行われ、廃棄物を処分する場合は適正に処分されることで、資源の消費が抑制され、環境負荷が低減される社会を目指すまちづくりのこと。

■ 地すべり防止区域

地すべり等防止法第3条に基づき、関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した区域。地すべりによる被害の防止、軽減のため、地すべりを誘発助長するような行為の制限や、地すべり防止工事の必要がある土地に指定される。

■ 自然環境保全地域（自然環境保全法）

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。

■ 自然公園区域（自然公園法）

優れた自然の風景地を保護するとともに、国民が自然公園を快適に利用できるよう必要な施設を整備し、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として、国土のうち優れた自然の景観区域を選び指定された区域。

■ 実証実験

新技術などを、実際の場面で使用し、実用化に向けての問題点を検証するための実験のこと。

■ 指定管理者制度

スポーツ施設や文化施設、公園などの公の施設の管理を、民間事業者等を含めた「法人その他の団体」に包括的に代行させることができる制度。

多様化する住民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的としている。

■ 指定緊急避難場所

避難勧告等が発令された場合に、緊急的に避難する施設・場所。

■ 指定避難所

災害発生後に被災者等が一定期間避難生活をする施設。

■ 市民協働

行政だけでは解決できない課題に対して、市民や市民団体、企業など多様な主体と行政が、お互いの特性を正しく認識、尊重しながら、対等な立場のもとで協働しながらまちづくりを推進すること。

■ 社会実験

新たな施策の展開や円滑な事業執行のため、社会的に影響を与える可能性のある施策の導入に先立ち、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価すること。

■ 社会資本ストック

道路、港湾、下水道、公園、通信、郵便、空港、ダムなど、国民経済全体の基礎としてその円滑な運営を実現するため、毎年の公共投資によって形成されてきた社会基盤施設。

■ 集約型都市構造

都市圏内の一定の地域を、都市機能を集約する拠点として位置づけ、市街地の無秩序な拡散を抑制し、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで連携させる都市構造のこと。

■ 親水性

水や川に近く、親しみを深めることのできること。

■ 森林施業

植栽（植林）、下刈り、除伐、間伐、伐採など森林に対する何らかの人為的働きかけのこと。

た行

■ 地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支えるため整備することが望ましい路線として指定される道路。

■ 小さな拠点

複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結ぶ地域の拠点のこと。

■ 小さな拠点税制

中山間地域等において、地方公共団体と連携し、地域産品の開発・販売や農家レストランの運営などのコミュニティビジネスや住民向け生活サービスを営む株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資者に対する所得税の控除が受けられる制度。

■ 地球温暖化

人の活動に伴い大気中の温室効果ガスの濃度が増加することにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼす現象。

■ 地区計画制度

一体的な整備、開発及び保全を図るべき地区について、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など地区の特性に応じたきめ細かいルールを定め、計画的によりよいまちへと誘導していくための制度。

■ 築堤

堤防を築造すること。

■ 長寿命化

予防保全型の施設管理において、建物の使用期間を延伸するための点検、維持管理、修繕などの取組のこと。

■ 低未利用地

適切な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

■ 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

■ 特定用途制限地域制度

都市計画区域内の用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成や保全のために、特定の用途の建築物などを制限する地域。

■ 特別用途地区制度

用途地域内において、地域の実情にあわせて、地方公共団体の条例により建築物の建築を規制または緩和する地区。

■ 特別緑地保全地区制度

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為を制限することにより現状凍結的に保全する制度。

■ 都市機能

医療・福祉・子育て支援・商業・教育文化などの都市の生活を支える機能。

■ 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。立地適正化計画において定められる。

■ 都市基盤施設

道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

■ 都市計画区域

都市計画法に基づき、市または一定規模以上の町村において、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県が指定する区域。

■ 都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の中の道路。都市計画道路は、高速道路などの自動車専用道路、地区と地区の間を結ぶ幹線街路、区画街路、特殊街路等の4種類があり、都市計画で種別、構造等を定めるものとされている。

■ 都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律。

■ 都市のスポンジ化

空き家や空き地といった、十分に利用されていない空間がスポンジの様に地域内で広く点在している状態。

■ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

な行

■ 二地域居住

都市住民が多様なライフスタイルを実現する手段の一つとして、農山漁村地域等において、中長期的・定期的・反復的に滞在することなどにより、当該地域との一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

■ 農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する事業。

■ 農業振興地域

農地、農業用施設（農機具庫、農産物貯蔵庫、加工施設など）、農業を営む方々の住居などを含めて、一体として農業の振興を図ることが相当である地域について、県が指定する区域。

■ 農業生産基盤整備事業

安定した農業生産を確保するため、農業生産基盤である耕地の区画形質の改善、用排水路・農道整備や換地による耕地の集団化、揚排水機場の総合的な整備により、生産性の高いほ場の整備を実施する土地改良事業のこと。

■ 農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき区域として指定された土地のこと。

は行

■ パークアンドライド

自宅などから自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して目的地に向かうしくみのこと。

■ バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが除去されていること。

■ PFI 手法

“Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略。

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法”。

■ 風致地区制度

自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等に対して、都市の風致を維持するために定める制度。

■ 復興事前準備

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。

■ 保安林（森林法）

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

■ 包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

や行

■ 遊休資産

何らかの理由によって使用や稼働を休止させている資産。

■ 優良農地

一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地。

■ ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境等を整備するという考え方。

■ 用途地域

住居、商業、工業など、市街地の大枠としての土地利用を定めた地域のことで、13種類の区分がある。用途地域を指定すると、それぞれの目的に応じて、建物の用途、形態（容積率、建ぺい率など）が定められる。

■ 予防保全

既存インフラを効率的かつ適切に維持・更新していくために、早期発見・補修により、施設全体の長寿命化を図ること。

ら行

■ ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域に張り巡らされている供給施設・情報通信の施設のこと。

■ 立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業などの様々な都市機能の誘導により、持続可能な集約型都市構造を目指したまちづくりの計画。

■ 流域下水道

複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するため、原則として都道府県が設置・管理する下水道。

■ 緑地保全地域

都市緑地法第5条に基づき、無秩序な市街地化の防止または公害若しくは災害の防止や地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全することが必要な地域。

■ 林業生産基盤

森林地や林道など、林業に必要な基盤のこと。

常陸大宮市都市計画マスタープラン

発 行 日： 令和 2 年 3 月

編集・発行： 常陸大宮市建設部都市計画課

〒319-2292 常陸大宮市中富町 3135 番地の 6

電 話 0295-52-1111（代表）



常陸大宮市